

盛土規制法に関する手引・技術的基準

令和 7 年 5 月

長野県建設部

長野市建設部

松本市建設部

目次

第 1	宅地造成及び特定盛土等規制法について	1
1	宅地造成及び特定盛土等規制法の概要	1
2	用語の定義	1
3	長野県における規制区域	4
4	許可を要する工事 （法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 35 条第 1 項）	7
5	届出を要する工事	8
(1)	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出 （法第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項）	8
(2)	擁壁等の除却工事の届出 （法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項、政令第 26 条第 1 項、第 34 条）	9
(3)	公共施設用地の転用の届出（法第 21 条第 4 項、第 40 条第 4 項）	9
(4)	既に行われている工事の届出（法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項）	9
6	許可を要しない工事	13
7	許可の特例	20
(1)	国又は都道府県、中核市の特例（法第 15 条第 1 項、第 34 条第 1 項）	20
(2)	みなし許可（法第 15 条第 2 項、第 34 条第 2 項）	20
8	許可権者	20
9	関係法令	21
第 2	技術的基準	22
1	設計者の資格	24
(1)	資格を有する者の設計によらなければならない対象工事 （法第 13 条第 2 項、政令第 21 条）	24
(2)	設計者資格（法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条）	24
2	地盤に関する技術的基準（政令第 7 条）	26
(1)	盛土（政令第 7 条第 1 項）	26
(2)	切土	33
(3)	崖の上端に続く地表面の排水（政令第 7 条第 2 項第 1 号）	37
3	のり面保護工及びその他の地表面の措置に関する技術的基準（政令第 15 条）	38
(1)	基本事項	38
(2)	のり面保護工の種類	39
(3)	のり面保護工の選定	40
(4)	崖面以外の地表面に講ずる措置（政令第 15 条第 2 項）	40
4	擁壁に関する技術的基準	41
(1)	基本事項（政令第 8 条第 1 項第 1 号、第 8 条第 2 項）	41
(2)	擁壁の種類及び選定（政令第 8 条第 1 項第 2 号、第 17 条）	42
(3)	鉄筋コンクリート造等の擁壁（政令第 9 条）	44

(4) 練積み造擁壁（政令第 10 条）	56
5 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	66
(1) 崖面崩壊防止施設の設置（政令第 6 条、政令第 14 条第 1 項第 1 号）	66
(2) 崖面崩壊防止施設の設計（政令第 14 条第 1 項第 2 号）	66
(3) 崖面崩壊防止施設の種類及び選定	67
6 軟弱地盤対策に関する技術的基準	68
7 自然斜面等への配慮	68
8 排水施設に関する技術的基準（政令第 16 条）	69
(1) 基本事項（政令第 16 条第 1 項）	69
(2) 盛土の排水施設（政令第 16 条第 2 項）	70
(3) 排水施設の規模	75
9 土石の堆積に関する技術的基準（政令第 19 条）	77
(1) 基本事項（政令第 19 条第 1 項）	77
(2) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置（政令第 19 条第 2 項）	79
10 工事施工中の防災措置に関する技術的基準	81
(1) 基本事項	81
(2) 工事施工中の仮の防災調整池等	81
(3) 簡易な土砂流出防止工（流土止め工）	81
(4) 仮排水工	82
(5) のり面からの土砂流出等の防災対策	82
(6) 表土等を仮置きする場合の措置	82
(7) 工事に伴う騒音・振動等の対策	82
11 その他の留意事項	83
(1) 注意すべきその他の地盤	83
(2) 建設副産物に対する基本的な考え方	84
(3) 建設発生土の搬出先の明確化	84
(4) 環境に対する配慮	85
第 3 許可申請・届出	86
1 許可申請から工事完了までの手続きの流れ	86
2 許可の条件（法第 12 条）	87
3 住民への周知（法第 11 条、省令第 6 条）	88
4 許可申請に必要な書類等（省令第 7 条、第 63 条）	90
5 許可の特例（法第 15 条、第 34 条）	95
(1) 国または都道府県等の工事の特例	95
(2) 都市計画法に基づく開発許可を受けている工事の手続きの流れ	96
6 届出の手続きの流れ	97
7 届出に必要な書類等（省令第 58 条）	98
8 変更申請・届出に必要な書類等	99
(1) 変更許可申請（法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項、省令第 37 条、第 67 条）	99
(2) 変更届出（法第 28 条、省令第 61 条）	100
(3) 軽微な変更における届出	

	(法第 16 条第 2 項、第 35 条第 2 項、省令第 38 条、第 68 条)	101
	(4) 変更協議の申出 (法第 16 条第 3 項、第 35 条第 3 項)	102
	(5) 工程の変更の届出	103
9	その他の届出を要する工事等	104
	(1) 既に行われている工事の届出について	
	(法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項、省令第 52 条、第 82 条)	104
	(2) 擁壁等の除却工事の届出 (法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項)	106
	(3) 公共施設用地の転用の届出 (法第 21 条第 4 項、法第 40 条第 4 項)	106
	(4) 既に行われている工事および擁壁等の除却工事に関する変更届出	
	(法第 21 条第 1 項、第 3 項、法第 40 条第 1 項、第 3 項)	107
10	標準処理期間	108
11	申請先	109
12	申請手数料	110
13	許可・届出情報の公表	
	(省令第 9 条、第 10 条、第 59 条、第 60 条、第 64 条、第 65 条)	113
14	法に適合していることの証明書の交付 (省令第 88 条)	114
第 4	許可後の留意事項	115
1	着手届の提出	115
2	標識の設置 (法第 49 条)	115
3	検査・定期報告	117
	(1) 検査・定期報告の提出部数	117
	(2) 定期報告 (法第 19 条、第 38 条)	117
	(3) 中間検査 (法第 18 条、第 37 条)	119
	(4) 完了検査等 (法第 17 条、第 36 条)	119
	(5) 留意事項	120
第 5	完了後の留意事項	121
1	土地の保全等	121
	(1) 基本事項	121
	(2) 土地の保全における着眼点	122
第 6	監督処分・罰則	123

第1 宅地造成及び特定盛土等規制法について

1 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

宅地造成及び特定盛土等規制法は、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

2 用語の定義

本書内の用語の定義は、下表のとおりです。

表 1.1 用語の定義 その 1

用語	定義
法または盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
公共施設	道路、公園、河川及び政令第 2 条、省令第 1 条で定める公共の用に供する施設
公共施設用地	現に公共施設の用に供されている土地及び公共施設の用に供されることが決定している土地（法第 2 条 1 号）
農地等	農地、採草放牧地及び森林（法第 2 条 1 号）
宅地※	農地等及び公共施設用地 <u>以外の土地</u> （法第 2 条 1 号）
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土又は切土（法第 2 条 2 号、政令第 3 条）
特定盛土等	公共施設用地 <u>以外の土地</u> で行われる盛土又は切土（宅地造成を包含する）（法第 2 条 3 号、政令第 3 条）
土砂	次のアからオのいずれかに該当するもの ア 地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。） イ 地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ウ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの エ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合したもの オ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

※地目としての「宅地」ではなく、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共施設用地として用いられている土地以外の土地となりますので、駐車場や資材置き場などの雑種地等を含めた土地を指します。

表 1.2 用語の定義 その2

用語	定義
岩石	石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物
土石の堆積	一時的に土石を積み重ね、一定期間で除却されるもの なお、次に掲げるものについては法の規制対象となりません。 ア 試験、検査等のための試料の堆積 イ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積 ウ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの エ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積 (法第 2 条 4 号、政令第 4 条)
盛土等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の総称
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（硬岩盤及び自然斜面を除く。）（政令第 1 条）
宅地造成等 工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われた場合に、人家等に危害を及ぼしうるエリアとして都道府県知事等が指定した区域（法第 10 条）
特定盛土等 規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われた場合に、人家等に危害を及ぼしうるエリアとして都道府県知事等が指定した区域（法第 26 条）
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
工事主	盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者（法第 2 条 7 号）
工事施工者	盛土等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者（法第 2 条 8 号）

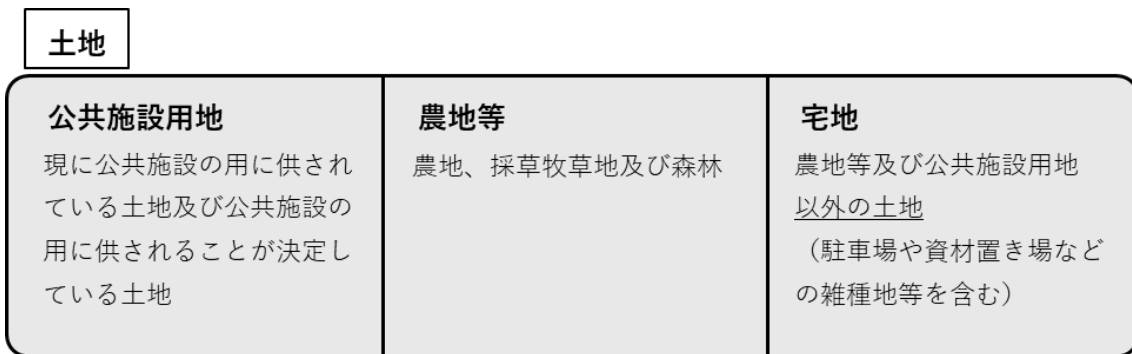


図 1.1 土地分類の概念図

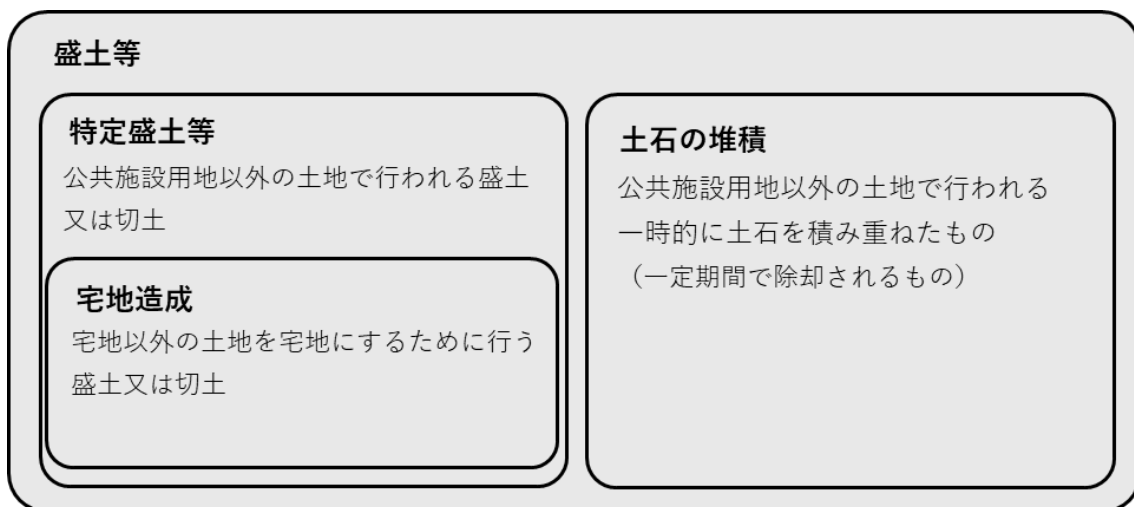


図 1.2 工事の種別の概念図

3 長野県における規制区域

本県における規制区域の指定状況は、下表のとおりです。

表 1.3 長野県における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況 その1

令和7年5月現在

市町村名	宅地造成等工事規制区域 (km ²)	特定盛土等規制区域 (km ²)
長野市	326.64	508.17
松本市	187.95	790.52
上田市	184.33	367.71
岡谷市	29.31	55.79
飯田市	107.98	550.68
諏訪市	33.16	76.01
須坂市	48.4	101.27
小諸市	61.74	36.81
伊那市	115.75	552.18
駒ヶ根市	36.54	129.32
中野市	65.14	47.04
大町市	61.68	503.47
飯山市	52.34	150.09
茅野市	114.16	152.43
塩尻市	75.27	214.71
佐久市	142.43	281.08
千曲市	60.08	59.71
東御市	51.11	61.26
安曇野市	130.35	201.43
小海町	19.66	94.54
川上村	10.52	199.09
南牧村	7.47	125.62
南相木村	5.75	60.3
北相木村	2.52	53.8
佐久穂町	37.08	151.07
軽井沢町	86.02	70.01
御代田町	24.72	34.07
立科町	24.81	42.06
青木村	10.44	46.66
長和町	28.85	155.01

表 1.4 長野県における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況 その2

令和7年5月現在

市町村名	宅地造成等工事規制区域 (km ²)	特定盛土等規制区域 (km ²)
下諏訪町	11.71	55.16
富士見町	46.38	98.38
原村	20.49	22.77
辰野町	31.48	137.72
箕輪町	32.57	53.34
飯島町	21.71	65.25
南箕輪村	16.63	24.36
中川村	15.66	61.39
宮田村	11.54	42.96
松川町	22.24	50.55
高森町	20.72	24.64
阿南町	9.61	113.46
阿智村	9.37	205.06
平谷村	1.82	75.55
根羽村	1.01	88.96
下條村	8.91	29.21
売木村	1.66	41.77
天龍村	2.6	106.84
泰阜村	2.93	61.66
喬木村	8.23	58.38
豊丘村	7.61	69.18
大鹿村	4.87	243.41
上松町	8.59	159.83
南木曽町	10.14	205.79
木祖村	7.12	133.38
王滝村	1.87	308.95
大桑村	8.35	226.12
木曽町	45.29	430.74
麻績村	8.06	26.32
生坂村	4.98	34.07
山形村	8.61	16.37
朝日村	8.52	62.1
筑北村	11.03	88.44

表 1.5 長野県における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況 その3

令和7年5月現在

市町村名	宅地造成等工事規制区域 (km ²)	特定盛土等規制区域 (km ²)
池田町	16.27	23.89
松川村	13.27	33.8
白馬村	26.63	162.73
小谷村	8.3	259.61
坂城町	19.6	34.04
小布施町	9.64	9.48
高山村	11.77	86.79
山ノ内町	27.93	237.97
木島平村	12.34	86.98
野沢温泉村	9.02	48.94
信濃町	35.26	114.04
小川村	5.96	52.15
飯綱町	30.71	44.29
栄村	7.31	264.35
合計（長野市・松本市を除く）	2,293.93	9,454.39
合計（長野県全域）	2,808.52	10,753.08

4 許可を要する工事（法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 35 条第 1 項）

各規制区域内で行われる盛土等に関する工事について、一定の規模以上の工事については、当該工事の着手前に許可権者の許可を受けなければなりません。許可を要する工事は、以下に示すとおりです。

表 1.6 許可が必要となる工事の規模

	宅地造成等 工事規制区域	特定盛土等 規制区域	イメージ図
盛土・切土	① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 5m 超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 5m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが 2m 超となるもの（①、③を除く）	④ 盛土で高さが 5m 超となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² 超となるもの（①～④を除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000m ² 超となるもの（①～④を除く）	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m 超かつ面積が 300m ² 超となる土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが 5m 超かつ面積が 1,500m ² 超となる土石の堆積	
	⑦ 最大時に堆積する面積が 500m ² 超となる土石の堆積	⑦ 最大時に堆積する面積が 3,000m ² 超となる土石の堆積	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。

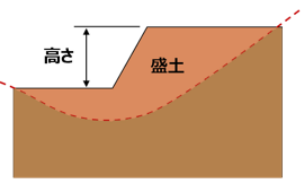
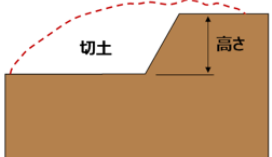
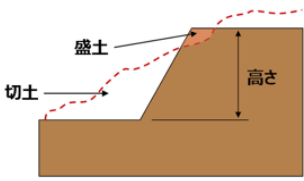
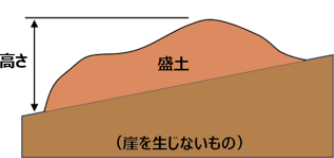
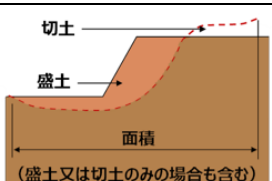
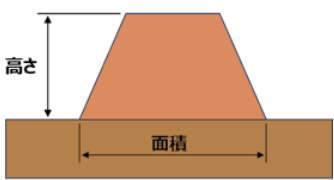
※「土石の堆積」とは、一時的に土石を積み重ね、一定期間（5 年以内）で除却されるもの。

5 届出を要する工事

(1) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出（法第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項）

特定盛土等規制区域内において行われる盛土等の工事のうち、一定の規模の工事については、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する 30 日前までに許可権者に届け出る必要があります。ただし、特定盛土等規制区域内における工事であっても、前述の「4 許可を要する工事」に示す許可を要する規模の工事については、届出ではなく許可を要します。届出が必要な工事は、以下に示すとおりです。

表 1.7 届出が必要となる特定盛土等規制区域における工事の規模

	特定盛土等規制区域	イメージ図
盛土・切土	① 盛土で高さが 1m を超え、2m 以下の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが 2m を超え、5m 以下の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m を超え、5m 以下の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが 2m を超え、5m 以下となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² を超え、3,000m ² 以下となるもの（①～④を除く）	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m 超かつ面積が 300m ² を超え、1,500m ² 以下となる土石の堆積	
	⑦ 最大時に堆積する面積が 500m ² を超え、3,000m ² 以下となる土石の堆積	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。

※「土石の堆積」とは、一時的に土石を積み重ね、一定期間（5 年以内）で除却されるもの。

(2) 擁壁等の除却工事の届出（法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項、政令第 26 条第 1 項、第 34 条）

盛土規制法における規制区域内において、以下のいずれかの施設の全部又は一部の除却工事を行う場合は、その工事の着手日の 14 日前までに許可権者に届け出なければなりません。ただし、盛土規制法の許可（変更許可及び軽微な変更の届出を含む）を受けている場合は、届出不要です。

- ・ 高さが 2m を超える擁壁
- ・ 高さが 2m を超える崖面崩壊防止施設
- ・ 地表水等を排除するための排水施設
- ・ 地すべり抑止ぐい等

(3) 公共施設用地の転用の届出（法第 21 条第 4 項、第 40 条第 4 項）

盛土規制法における規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、その転用した日から 14 日以内に許可権者に届け出なければなりません。ただし、盛土規制法の許可（変更許可及び軽微な変更の届出を含む）を受けている場合は、届出不要です。

(4) 既に行われている工事の届出（法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている盛土等に関する工事の工事主は、その指定があった日から **21 日以内** に許可権者に届け出なければなりません。届出が必要な工事の規模は、宅地造成等工事規制区域において許可が必要となる規模と同等です。

◆ 留意事項一崖の考え方

「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地です。
(政令第 1 条 1 項)

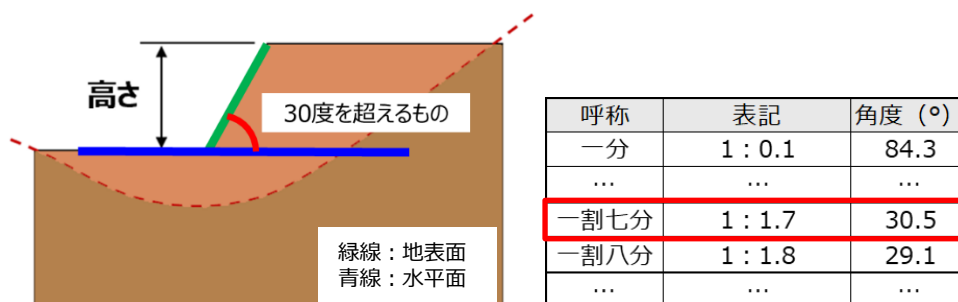


図 1.3 崖の考え方

◆ 留意事項－高さの算定方法

盛土の高さは、盛土の最下端と最上端の標高差となります。

切土の高さは、切土の最下端と最上端の標高差となります。

※擁壁等を設置する場合は、基礎となる地下の部分は高さの範囲に含まれません。

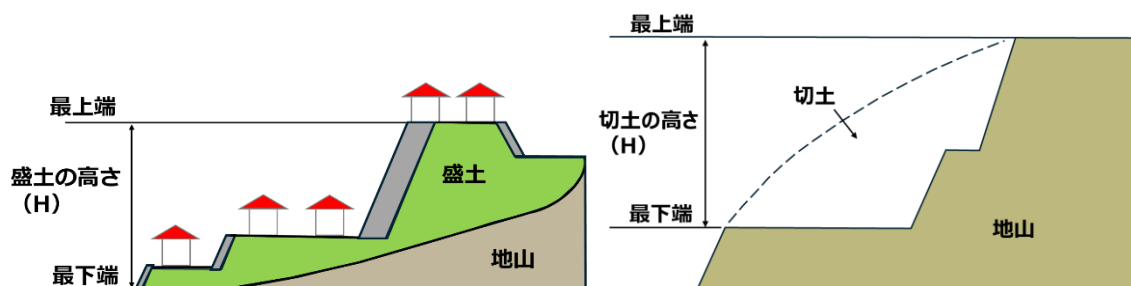


図 1.4 高さの算定方法

「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」より一部加筆

◆ 留意事項－面積の算定方法

盛土等の面積の算定方法については、以下のように定めます。

A: 許可の要否を判断する面積

現地盤から高さ（厚さ）30cm を超える土地の形質変更又は土石の堆積を行う面積の合計

B: 造成する面積（＝手数料の面積）

土地の形質変更又は土石の堆積を行う面積の合計

※擁壁・矢板等が一体で施工されている場合は、それらを含む面積の合計とします。

C: 土地の面積

土地の形質変更又は土石の堆積を行わない面積を含む開発を実施する全体の面積

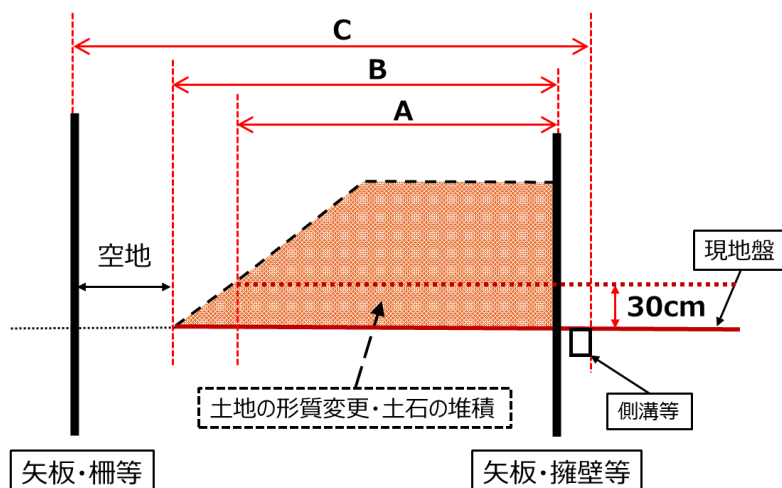


図 1.5 面積の算定方法

◆ 留意事項－盛土等の一体性の判断

盛土等が一体であるかの判断は、以下の事項を踏まえ総合的に判断されます。

- ・ 事業者の同一性：事業者が実質的に一体と認められる場合
- ・ 物理的一体性：①複数の盛土等が「隣接」し、外形上一体の盛土等を形成する場合
②複数の盛土等が「近接」し、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ又は他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれのある場合
③同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり、「一体不可分」となる場合
- ・ 機能的一体性：事業的、計画的に行われる等、同じ目的で複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関係している場合
- ・ 時期的近接性：盛土等が行われた時期が近い場合

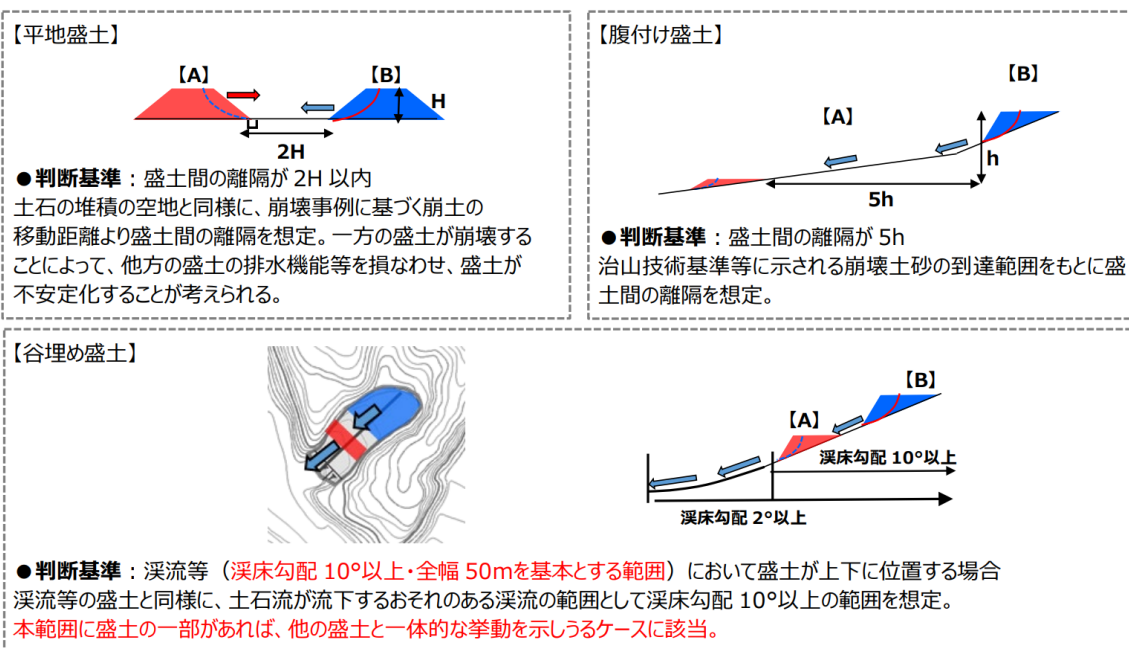


図 1.6 物理的一体性の「近接」に該当し得るケース

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より

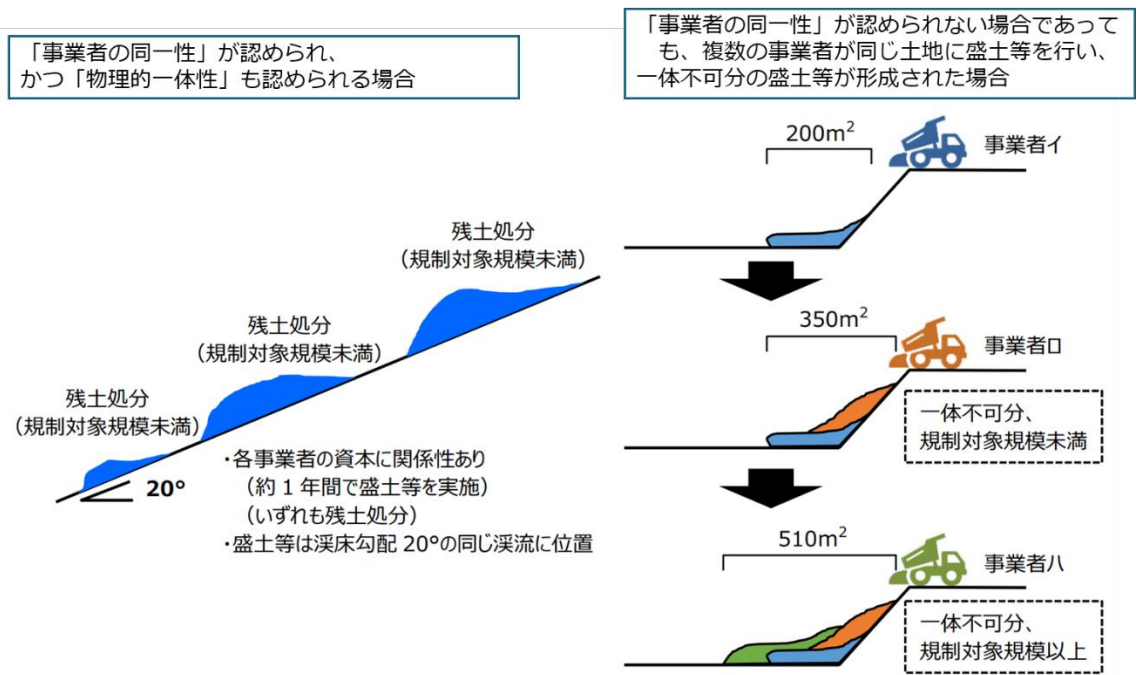


図 1.7 一体の盛土等と認められる場合の例

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より

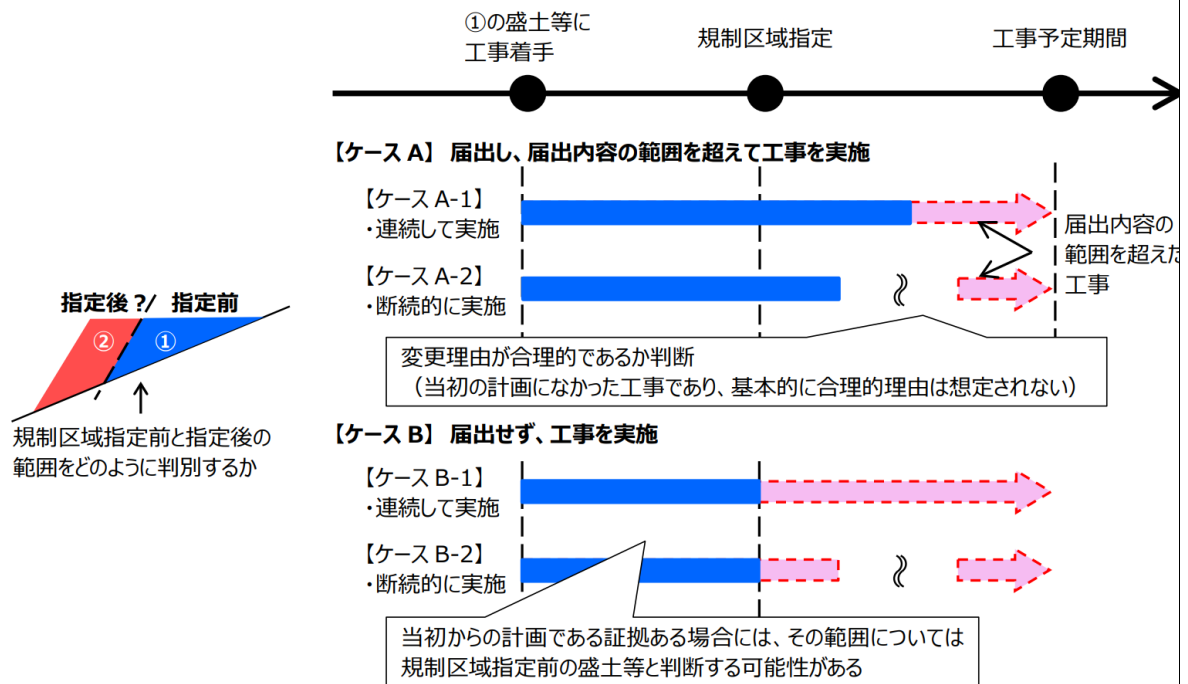


図 1.8 規制区域指定前から行われている盛土等の判断方法

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より

6 許可を要しない工事

許可の対象となる規模の工事であっても、その工事に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事や他の法令等により確認が行われる工事については、盛土規制法の規制対象とならず、許可が不要となります。許可を要しない工事は、以下に示すとおりです。

なお、公共施設に係る工事で発生した残土やその工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土を行う工事は、盛土規制法の対象となることに留意してください。

表 1.8 許可を要しない工事 その 1

区分	法令	具体的な内容
公共施設用地	法 第2条第1号	道路、公園 ^{※1} 、河川
	政令 第2条	砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設
	省令 第1条第1項	雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
	省令 第1条第2項	<u>国又は地方公共団体が管理する</u> 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事	法 第12条第1項ただし書	
	法 第27条第1項ただし書	
	法 第30条第1項ただし書	
	政令 第5条第1号	鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）
	政令 第5条第2号	鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）
	政令 第5条第3号	採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）
	政令 第5条第4号	砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）
	政令 第5条第5号	
	省令 第8条第1号	土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等
	省令 第8条第2号	火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	省令 第8条第3号	家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
	省令 第8条第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
	省令 第8条第5号	土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の排出又は処理等
	省令 第8条第6号	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分

表 1.9 許可を要しない工事 その2

区分	法令	具体的な内容
災害の発生するおそれがないと認められる工事	法 第 12 条第 1 項ただし書 法 第 27 条第 1 項ただし書 法 第 30 条第 1 項ただし書	
	政令 第 5 条第 5 号	
	省令 第 8 条第 7 号	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
	省令 第 8 条第 8 号	国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
	省令 第 8 条第 9 号	高さ 2m 以下の盛土又は切土（政令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えないものを行う工事
	省令 第 8 条第 10 号	次に掲げる土石の堆積に関する工事 イ 土石の堆積を行う土地の面積が 300m ² を超えないもの ロ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30cm を超えないもの ハ 工事の施工に付随して行われる土石の堆積 ※ ² であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場 ※ ³ 又はその付近 ※ ⁴ ※ ⁵ に堆積するもの
その他	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）	農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為 ※ ⁶ （通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充、暗きょ排水の新設及び改修等）

- ※1 公園は都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による公園、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに第 16 条第 1 項及び第 2 項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む。
- ※2 「工事の施工に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいう。
- ※3 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、国又は地方公共団体等が実施する公共工事に限り、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については工事の現場として取り扱う。
- ※4 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。
- ※5 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制などを記した看板の掲示を行うこと。
- ※6 農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農地担当部局（農業委員会事務局等）により地域の実情や実態を踏まえて判断される。

◆ 災害発生のおそれがないと認められる工事（例）

○以下の場合は、面積の規模に関わらず許可不要となります。

- ・高さ 2m 以下かつ盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えないもの
（図 1.9）

高さ：盛土の最下端と最上端の標高差（最大高低差）

前後の地盤面の標高の差：同一位置における地盤と盛土等の鉛直方向の標高差（盛土の厚さ）

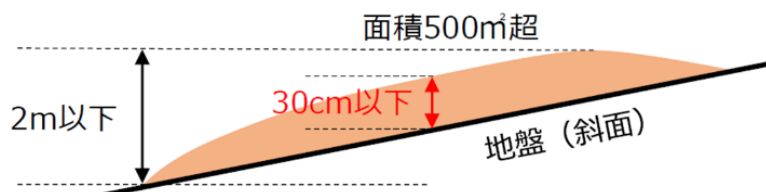


図 1.9 災害発生のおそれがないと認められる工事の例 1

（高さ 2m 以下かつ盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えないもの）

（国土交通省資料より）

◆ 災害発生のおそれがないと認められる工事（例）

○以下の要件をすべて満たす場合は、許可を要しない工事として取り扱います。

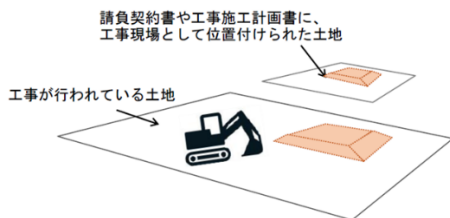
- ・土石の堆積を行う土地の面積が 300 m²を超えないもの
- ・土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面の標高との差が 30cm を超えないもの
- ・工事の施工に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石または発生した土石を当該工事の工事の現場または工事の現場の付近に堆積するもの

※ただし、「工事の現場」について、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地は、国又は地方公共団体等が実施する公共工事に限る。

◆工事の現場

工事が行われている土地を指す。

なお、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地を含む。



◆工事の現場の付近

本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地を指す。

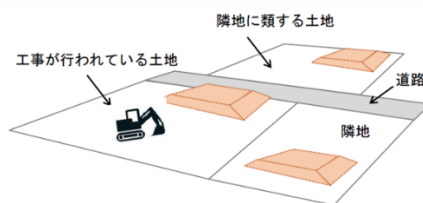


図 1.10 工事の現場の考え方

（国土交通省資料より）

◆ 法の対象外となる行為 (1)

○以下の場合、法の対象外となります。

- ・ グランド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
- ・ 主に土石に該当しない商品または製品を製造する工場等の敷地内において、原材料となる土石を堆積するもの
- ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

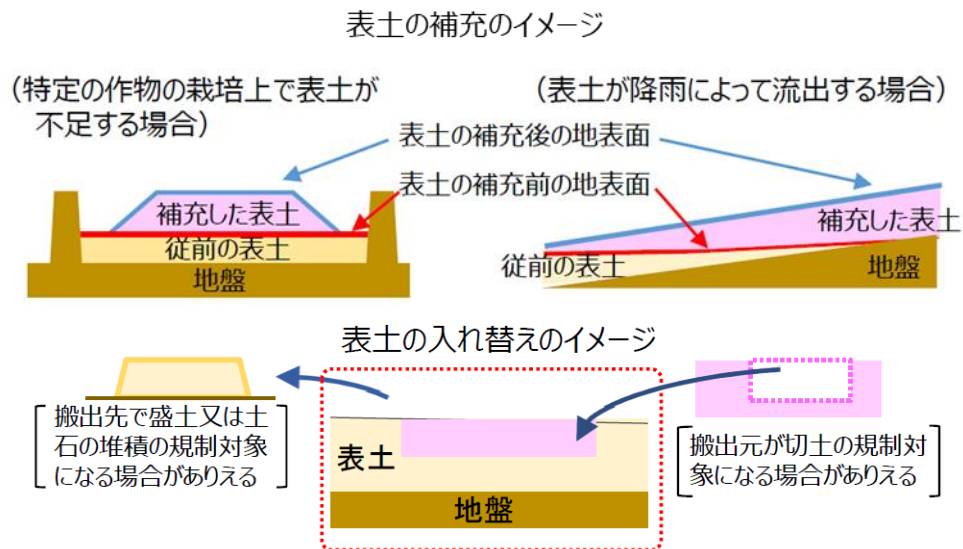


図 1.11 通常の営農行為のイメージ
(国土交通省資料より)

※通常の営農行為に当たらない、ほ場の大区画化や盛土を伴う田畑転換などは**規制対象**になり得ます。

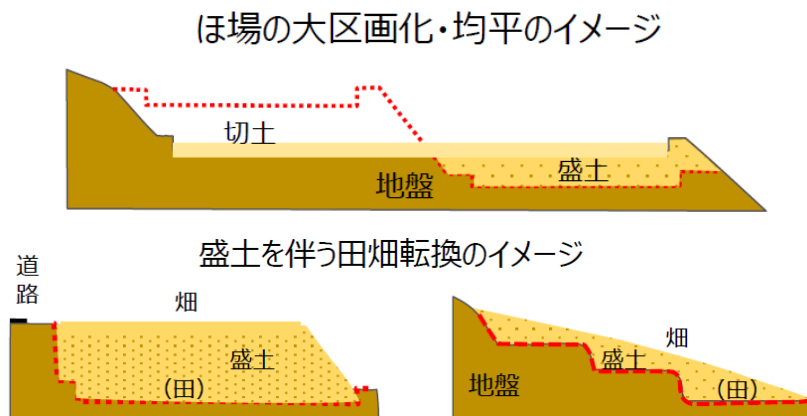


図 1.12 通常の営農行為に当たらない行為のイメージ
(国土交通省資料より)

◆ 法の対象外となる行為 (2)

○以下の場合、法の対象外となります。

- ・屋内で行われる盛土や、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にするもの及び平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えないもの。

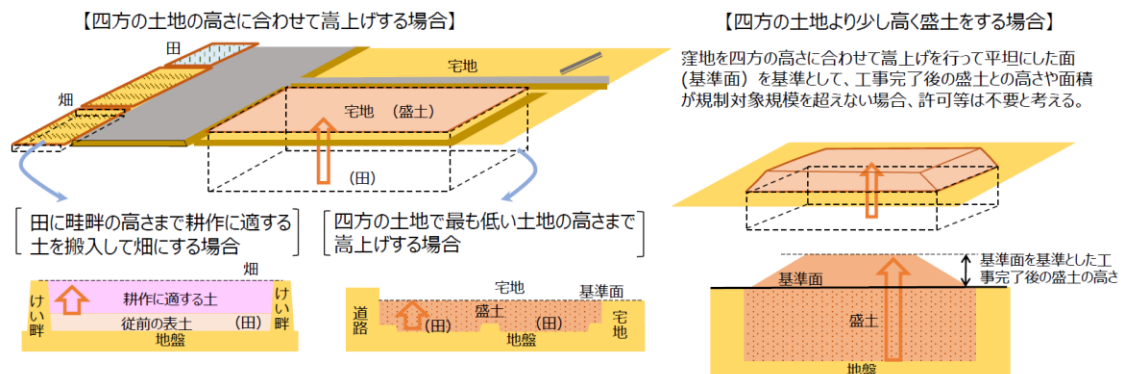


図 1.13 四方の土地の高さに合わせた嵩上げする場合のイメージ

(国土交通省資料より)

※ただし、規制対象になり得る工事として、盛土による堤体を有する人工池を埋めるものなど、当該堤体も一体的な盛土として扱うことが妥当な場合は、堤体の基礎地盤面を基準として高さや面積が規制対象規模となるか判断します。

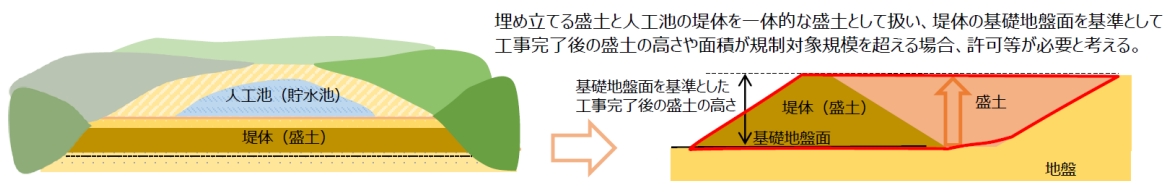


図 1.14 人工池を埋める場合のイメージ

(国土交通省資料より)

また、以下の行為についても許可を要しない工事として取り扱います。

● 既存擁壁の造り替え

以下の要件をすべて満たす場合は、許可を要しない工事として取り扱います。

(※擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認が必要。)

- a 既存の擁壁が政令第8条第1項第二号又は第17条に定める形式であること。なお、既存の擁壁が政令第8条第1項第二号又は第17条に定める形式であり、その上に異なる構造（コンクリートブロック等）で嵩上げしている場合（以下「嵩上げ擁壁」という。）も、既存擁壁の造り替えとして取り扱う。
- b 擁壁の高さが変わらないこと。既存の擁壁が嵩上げ擁壁である場合は、新たに築造する擁壁の高さが政令第8条第1項第二号又は第17条に定める形式に適合する部分の擁壁の高さであること。
- c 擁壁前面の勾配が変わらないこと。既存の擁壁が嵩上げ擁壁である場合は、新たに築造する擁壁前面の勾配が政令第8条第1項第二号又は第17条に定める形式に適合する部分の擁壁前面の勾配であること。
- d 擁壁前面と地盤面が交わる場所の水平位置が変わらないこと。
- e 擁壁前面の地盤高が変わらないこと。
- f 崖の高さが変わらないこと。
- g 新たに築造する擁壁の上端に崖が生じないこと。
- h 最小限の床掘及び埋戻しの範囲外で同時に施工する盛土及び切土が、許可を要する宅地造成又は特定盛土等に該当しないこと。

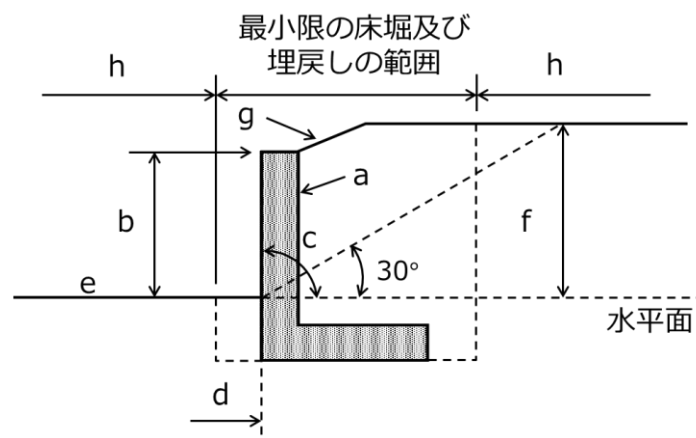


図 1.15 許可を要しない工事の例（既存の擁壁の造り替え）

● 既存崖の防災対策

以下の要件をすべて満たす場合は、許可を要しない工事として取り扱います。

(※擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認が必要。)

- a 既存の崖が擁壁で覆われていない又は崖を覆う既存の擁壁が政令第8条第1項第二号又は第17条に定める形式に適合していないこと。ただし、既存の擁壁が、嵩上げ擁壁である場合は、既存擁壁の造り替えとして許可の要否を判断します。
- b 新たに築造する擁壁の前面及び背面の水平位置が既存の擁壁の範囲内に収まっていること。
- c 既存崖の下端の地盤高と新たに築造する擁壁前面の地盤高が変わらないこと。
- d 崖の高さが変わらないこと。
- e 最小限の床掘及び埋戻しの範囲外で同時に施工する盛土及び切土が、許可を要する宅地造成又は特定盛土等に該当しないこと。

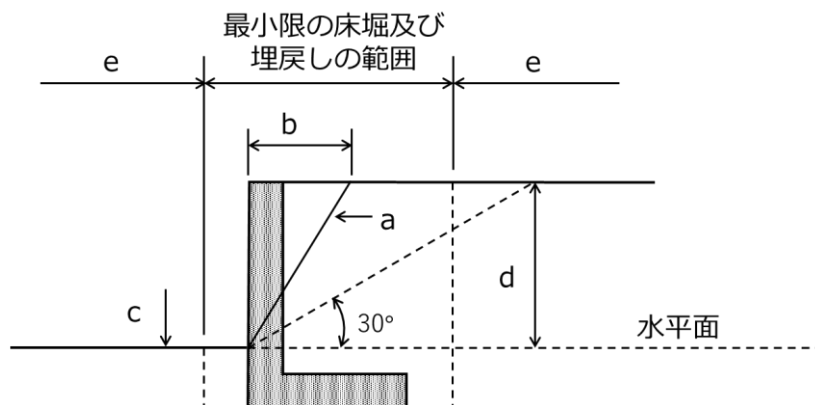


図 1.16 許可を要しない工事の例（既存崖の防災対策）

● 擁壁の撤去又は崖面の切土による崖の除去

擁壁の撤去又は崖面の切土により崖面を除去し、安定勾配で法面を整形する場合は、許可を要しない工事として取り扱います。ただし、当該項目に定める切土を含め、同時に施工する盛土及び切土が、許可を要する宅地造成又は特定盛土等に該当する場合は、許可の対象となります。

なお、2mを超える擁壁の一部又は全部を撤去する場合には、擁壁の撤去について届け出てください。

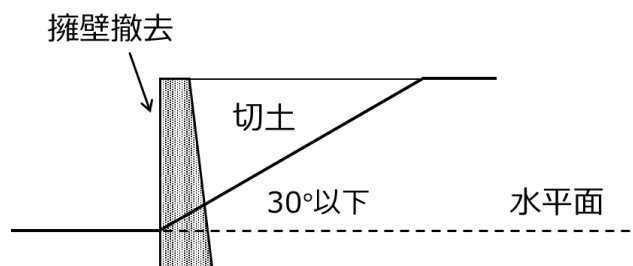


図 1.17 許可を要しない工事の例（擁壁の撤去または崖面の切土による崖の除去）

● 崖面を保護する機能を持つ建築物（ボックス型ガレージ等）の築造

崖面を保護する機能を持つ建築物（ボックス型ガレージ等）の築造は、建築物の工事として取り扱います。

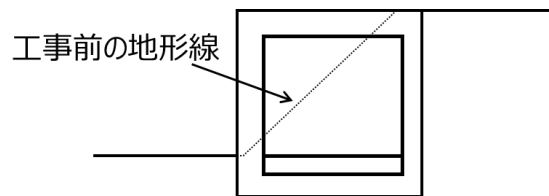


図 1.18 許可を要しない工事の例（崖面を保護する機能を持つ建築物の築造）

7 許可の特例

(1) 国又は都道府県、中核市の特例（法第 15 条第 1 項、第 34 条第 1 項）

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。これ以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。

(2) みなし許可（法第 15 条第 2 項、第 34 条第 2 項）

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出も同様です。ただし、みなし許可となった工事においても、盛土規制法に基づく以下の措置は必要です。

- ・ 定期の報告
- ・ 中間検査の受検
- ・ 標識の掲示

8 許可権者

長野県内における工事については、長野県知事のほか、中核市（長野市、松本市）の長に許可の権限があります。許可申請を行う工事の実施場所に応じた窓口で許可申請書の提出を行ってください。申請書の提出先については、「第 3 許可申請・届出 11 申請先」を参照してください。

9 関係法令

自然環境の保全や、良好なまちづくり等の観点から、盛土規制法以外の法令においても盛土等の行為について許可を要する場合があります。表 1.10 に関係する法令を例示しますが、記載されているものに限らず、他法令を含めた確認が必要となります。許可申請の窓口や工事を行うそれぞれの自治体に確認を行ってください。

表 1.10 関係法令の例

法令	対象区域
都市計画法	都市計画区域
自然公園法	国立・国定自然公園
森林法	地域森林計画対象の民有林
	保安林
河川法	河川区域、河川保全区域
採石法	岩石採取場
砂利採取法	砂利採取場
農地法	市街化区域以外の農地
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	絶滅のおそれのある野生動植物の生息地等保護区の管理・監視地区
土壌汚染対策法	要措置区域
	形質変更時要届出区域など
景観法	景観育成重点地域
	景観育成特定区域

第2 技術的基準

本章は、盛土規制法及び国の「盛土等防災マニュアル」、「盛土等防災マニュアルの解説」などに基づいています。詳細や本章に記載されていない事項については、「盛土等防災マニュアル」、「盛土等防災マニュアルの解説」を参考としてください。

表 2.1 本書に記載する技術的基準

内容	政令	盛土等防災マニュアル
設計者の資格	政令第 22 条	—
地盤に関する技術的基準	政令第 7 条	盛土等防災マニュアル V 盛土、VI 切土
のり面その他地表面に関する技術的基準	政令第 15 条	盛土等防災マニュアル VII のり面保護工及びその他の地表面の措置
擁壁に関する技術的基準	政令第 8 条～ 第 13 条	盛土等防災マニュアル VIII 擁壁
崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	政令第 14 条	盛土等防災マニュアル IX 崖面崩壊防止施設
軟弱地盤対策に関する技術的基準	-	盛土等防災マニュアル X 軟弱地盤対策
自然斜面に関する技術的基準	-	盛土等防災マニュアル XI 自然斜面等への配慮
排水施設に関する技術的基準	政令第 16 条	盛土等防災マニュアル XII 治山・排水対策
土石の堆積に関する技術的基準	政令第 19 条	盛土等防災マニュアル XVI 土石の堆積
工事施工中の防災措置に関する技術的基準	-	盛土等防災マニュアル XIII 工事施工中の防災措置

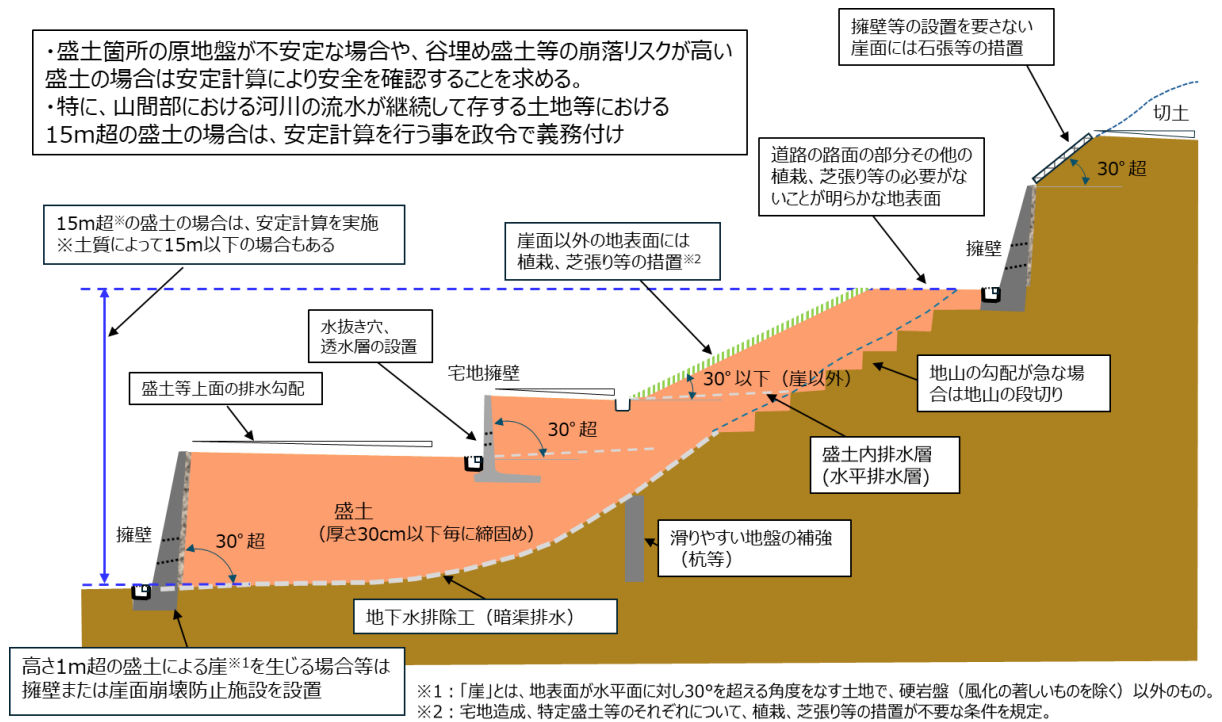


図 2.1 土地の形質の変更（盛土・切土）に係る技術的基準の概念図

「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」より

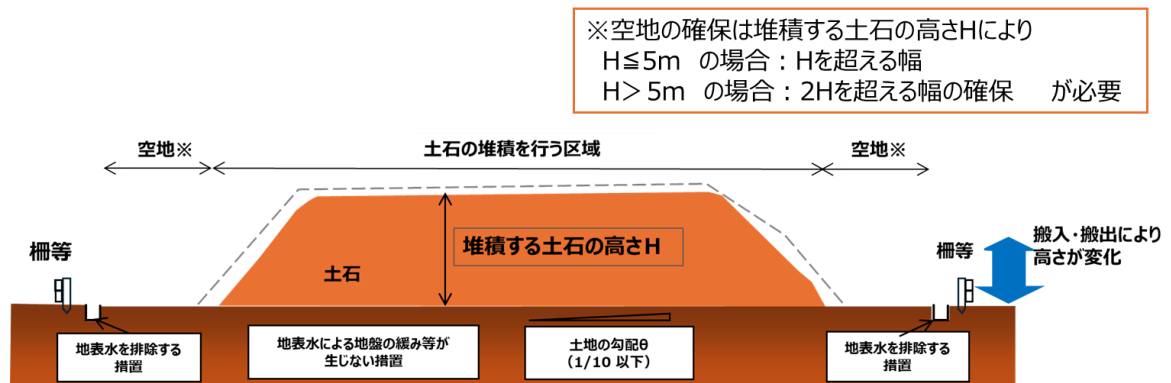


図 2.2 土石の堆積に係る技術的基準の概念図

「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」に加筆・修正

1 設計者の資格

(1) 資格を有する者の設計によらなければならない対象工事（法第 13 条第 2 項、政令第 21 条）

以下に該当する工事については、政令で定める資格を有する者の設計による必要があります。
設計者の資格については、下記（2）設計者の資格を確認ください。

- ア 高さが 5m を超える擁壁の設置（政令第 21 条第 1 項）
- イ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m² を超える土地における排水施設の設置（政令第 21 条第 2 項）

(2) 設計者資格（法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条）

上記（1）の工事については、下記のアからオのいずれかに該当する者の設計によらなければならない。

- ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- イ 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ウ イに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
- エ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
- オ 国土交通大臣がアからエのいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
 - （ア） 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
 - （イ） 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
 - （ウ） 建築士法による一級建築士の資格を有する者

- (エ) 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了したもの
- (オ) (ア) から (エ) のいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2 地盤に関する技術的基準（政令第7条）

(1) 盛土（政令第7条1項）

ア 原地盤及び周辺地盤の把握

盛土の設計に際しては、地形・地質調査等を行って、盛土の基礎地盤の安定性を検討する必要があります。特に、盛土の安定性に多大な影響を及ぼす軟弱地盤等については、入念に調査する必要があります。また、溪流・集水地形等において、流水、湧水及び地下水の流入、遮断が懸念される場合は、適宜周辺地盤の調査も行ってください。

表 2.2 盛土に関する地形・地質調査の一般的な内容

調査項目	調査目的	調査手法
資料調査	盛土箇所の原地盤に関する大まかな地形、地質条件の把握（特に軟弱地盤について）	地質図、航空写真、地形図、既存ボーリング資料等の収集・解析
概略調査	地盤の性状、問題箇所の把握、構造物の配置計画、盛土材料の性状把握	現地踏査、物理探査、サウンディング試験、ボーリング調査、土質試験等
詳細調査	詳細な地盤特性の把握、構造物及び対策工の詳細設計に必要な調査	物理探査、標準貫入試験、ボーリング調査、土質試験等

表 2.3 盛土の基礎地盤に係る調査概要

調査箇所	地盤種別	主な調査項目	主な調査方法	配慮事項
盛土基礎地盤	普通地盤	・地層構成 ・地質特性 ・地下水位	・ボーリング調査 ・サウンディング試験（標準貫入試験、スクリーウエイト貫入試験等） ・室内土質・力学試験	傾斜地盤及び山地・森林では、面的な地盤特性の把握が特に必要
	軟弱地盤	・地層構成 ・軟弱地盤の分布 ・土質特性 ・地下水位 ・間隙水圧	・ボーリング調査 ・サウンディング試験（標準貫入試験、スクリーウエイト貫入試験、コーン貫入試験等） ・間隙水圧測定 ・透水試験 ・室内土質・力学試験	盛土やその他の荷重によって基礎地盤が不安定化しないかどうかの把握が必要
周辺地盤 （溪流・集水地形等）	—	・水文特性 ・自然斜面の安定状況 ・植生状況	現地踏査にて次を確認 ・湧水分布及び湧水量 ・崩壊の有無・分布・規模 ・植生の有無・分布・種別	盛土下流域を含む溪流等全体の把握が必要

【参考】

盛土等防災マニュアル V・1 原地盤及び周辺地盤の把握

盛土等防災マニュアルの解説 I、p134-136

イ 盛土の敷均し・締固め（政令第7条第1項第1号イ）

盛土の施工にあたっては、1回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）を概ね30cm以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内で敷均してください。

盛土の締固めにあたっては、所定の品質の盛土を仕上げるために、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行ってください。

【参考】

盛土等防災マニュアルⅤ・6 盛土の施工上の留意事項

盛土等防災マニュアルの解説Ⅰ、p242-243・250-272

ウ 盛土内排水層の設置（政令第7条第1項第1号ロ）

水平排水層は、透水性の高い材料を用いて、盛土のり面の小段ごとに設置してください。

図 2.3 盛土のり面の断面イメージ

盛土内排水層の技術的基準については、「第2章第8項 排水施設に関する技術的基準」を参照してください。

【参考】

盛土等防災マニュアルⅤ・2・2 盛土内排水層

盛土等防災マニュアルの解説Ⅰ、p167-172

エ 地すべり抑止杭等の設置（政令第7条第1項第1号ハ）

盛土を行う場合には、必要に応じて、地すべり抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の設置を行ってください。

地すべり抑止杭、グラウンドアンカー等の安定照査にあたっては、地すべり防止技術指針（国土交通省）、地すべり防止技術指針解説（国立研究開発法人 土木研究所）、土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」（農林水産省）、河川砂防技術基準 計画編（国土交通省）等を参照し、照査を行ってください。

オ 段切り（政令第7条第1項第2号）

著しく傾斜している土地（盛土をする前の地盤面（原地盤面）の勾配が 15° （1:4）以上）において盛土をする場合は、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置を行う必要があります。

- ・段切り寸法は、原則、高さ 0.5m 以上、幅 1.0m 以上とすること。
- ・段切り面には、のり尻方向に向かって 3～5% 程度の排水勾配を設けること。

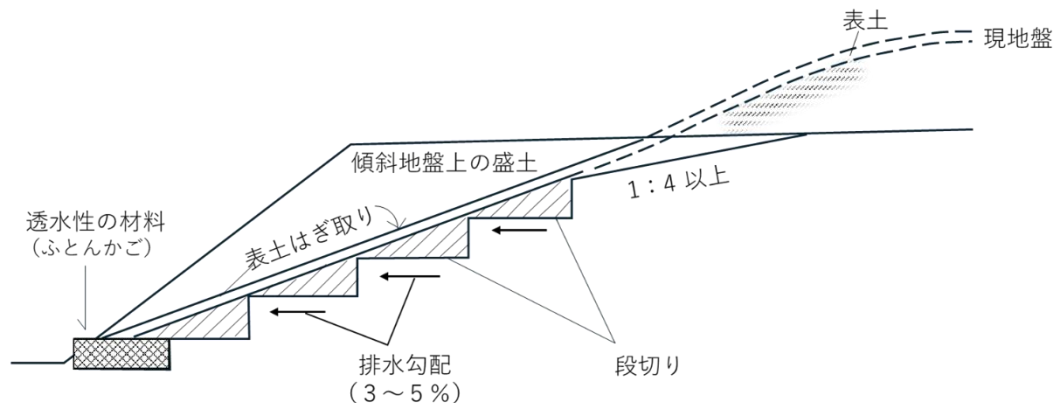


図 2.4 段切りと排水処理

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

【参考】

盛土等防災マニュアル V・6 盛土の施工上の留意事項

盛土等防災マニュアルの解説I、p242-243・245-247

カ 盛土のり面の検討

(ア) 盛土のり面の勾配と安定性

盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として 30 度以下としなければなりません。30 度を超える場合は「崖」とし、擁壁等の設置が必要となります。次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要があります。

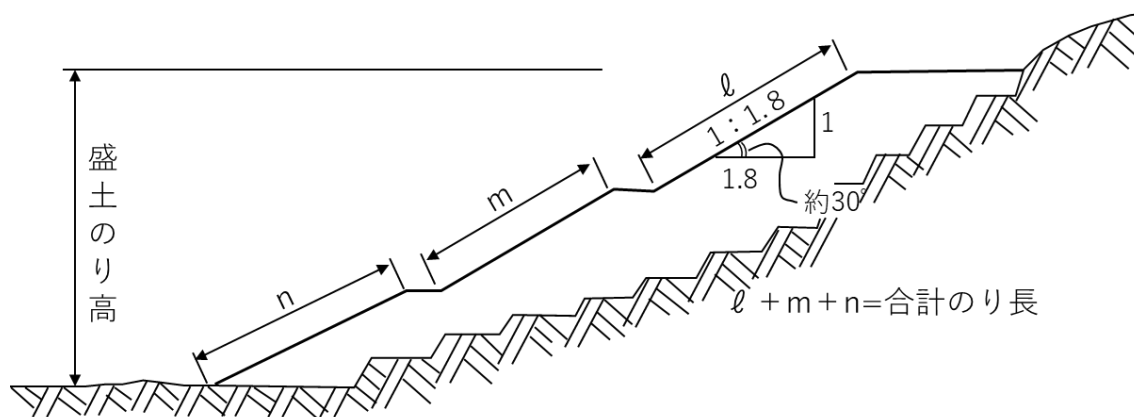
- ・ のり高が特に大きい場合（15m 以上の高盛土）
- ・ 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合
- ・ 盛土箇所の原地盤が不安定な場合
- ・ 盛土が崩壊すると隣接物に大きな影響を与えるおそれがある場合
- ・ 腹付け盛土となる場合
- ・ 締固め難い材料を盛土に用いる場合

盛土のり面の安定性の検討は、「盛土等防災マニュアル V・3・2 盛土法面の安定性の検討」に従い安定計算を行い照査してください。この際、計算に用いる土の強度等は地質調査および土質試験結果によってください。

(イ) 盛土のり面の形状

のり面の標準形状は、図 2.5 に示す通りです。

- ・ 盛土高 5m ごとに幅 1.5m 以上の小段を設ける。
- ・ 小段には排水勾配を設け、必要に応じ排水溝を設置する。
- ・ 標準形状によらない場合は、安定性の検討を行う。



盛土のり高とは、のり肩とのり尻の高低差をいう。

図 2.5 盛土のり高

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

【参考】

盛土等防災マニュアル V・3 盛土のり面の検討

盛土等防災マニュアルの解説 I、p173-209

キ 盛土全体の安定性の検討

造成する盛土の規模が次に該当する場合には、盛土全体の安定性を検討する必要があります。

(ア) 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が $3,000\text{m}^2$ 以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

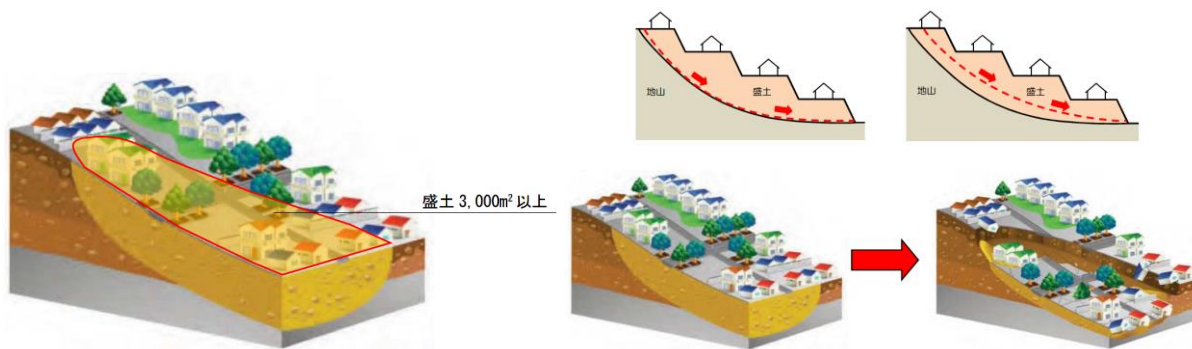


図 2.6 谷埋め型盛土造成地と発生する滑動崩落のイメージ

「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」より

(イ) 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20° 以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5m 以上となるもの。

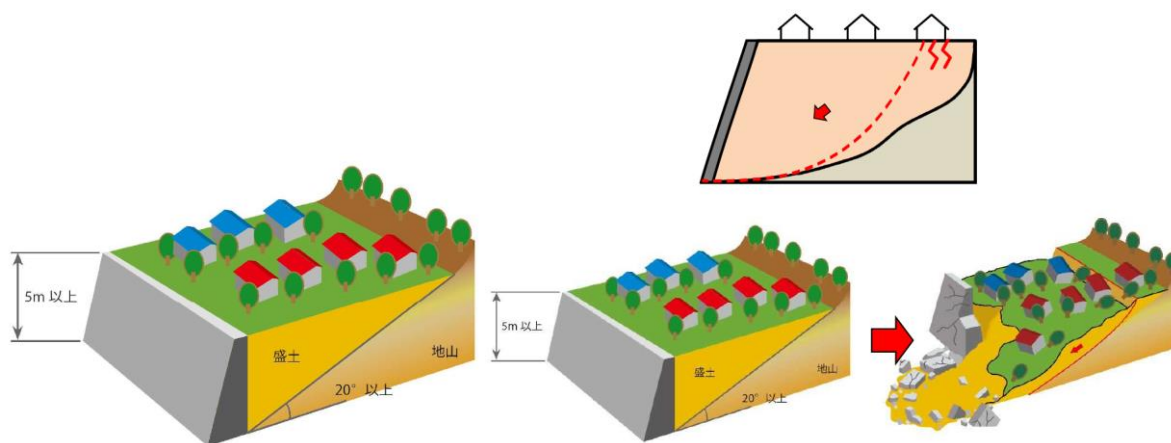


図 2.7 腹付け型大規模盛土造成地と発生する滑動崩落のイメージ

「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」より

【参考】

盛土等防災マニュアルV・4 盛土全体の安定性の検討

盛土等防災マニュアルの解説I、p210-217

ク 溪流等における盛土（政令第7条第2項第2号、省令第12条）

溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があります。やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水及び地下水等の現地状況を調査し、土砂流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、盛土高、のり面処置、排水施設、工事中及び工事完了後の防災に対する措置を講ずる必要があります。

溪流等における盛土の高さは15m以下を基本とし、15mを超える場合には、土質試験等を行った上で安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保してください。盛土の安定計算については、盛土等防災マニュアル「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」に従ってください。

溪流等の範囲は、溪床勾配10度以上の勾配を呈す0次谷を含む一連の谷地形で、その底部の中心線からの距離が25m以内に含まれる範囲を基本とします。この地形条件に該当しない場合においても、現地にて湧水や地下水の影響が懸念される場合には、溪流等における盛土と同様に取り扱うものとします。

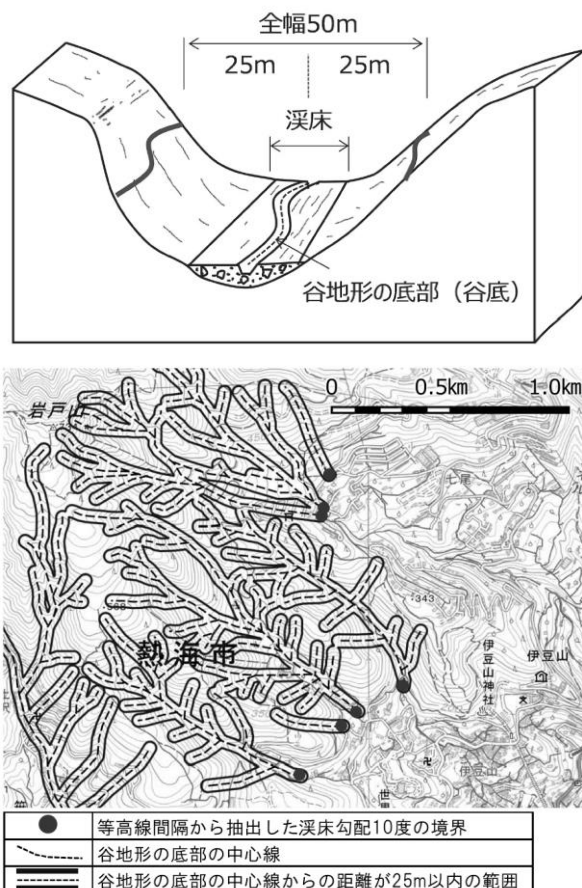


図 2.8 溪流等の概念図

「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」を加工して作成

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611521.pdf>

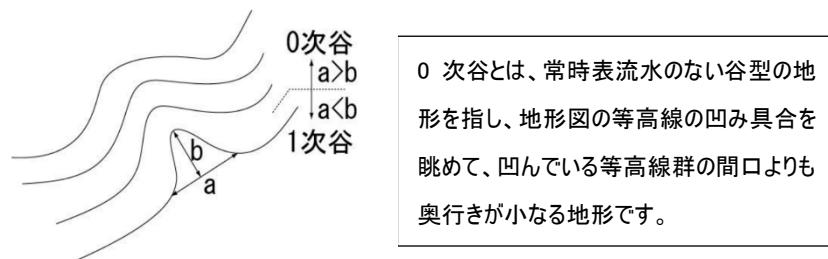


図 2.9 0次谷の地形

「砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（国総研資料 第 904 号）」より

【参考】

盛土等防災マニュアルV・5 溪流等における盛土の基本的な考え方

盛土等防災マニュアルの解説I、p218-241

(2) 切土

ア 切土のり面の勾配（政令第 8 条第 1 項第 1 号）

切土のり面の勾配は、のり高、のり面の土質等に応じて適切に設定するものとし、その崖面は、原則として擁壁で覆わなければなりません。特に、次のような場合には、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要があります。

- ・ のり高が特に大きい場合
- ・ のり面が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、侵食に弱い土質、崩積土等である場合
- ・ のり面に湧水等が多い場合
- ・ のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

ただし、表 2.4 に示すのり面については、擁壁等の設置を要しません

表 2.4 切土のり面勾配（擁壁等の設置を要しない場合）

のり面の土質 \ のり高	崖の上端からの垂直距離	
	① $H \leq 5\text{m}$	② $H > 5\text{m}$
軟岩（風化の著しいものは除く）	80 度 以下（約 1 : 0.2）	60 度 以下（約 1 : 0.6）
風化の著しい岩	50 度 以下（約 1 : 0.9）	40 度 以下（約 1 : 1.2）
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	45 度 以下（約 1 : 1.0）	35 度 以下（約 1 : 1.5）

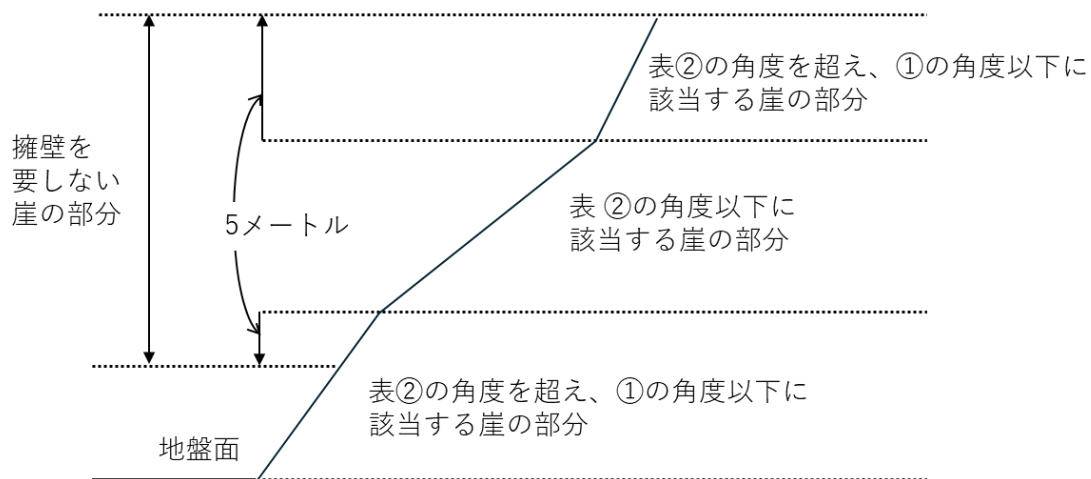


図 2.10 擁壁を要しない崖又は崖の部分

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

【参考】

盛土等防災マニュアルVI・1 切土のり面の勾配

盛土等防災マニュアルの解説I、p306-307

イ 切土のり面の安定性の検討（政令第7条第2項第3号）

切土のり面の安定性の検討にあたっては、安定計算に必要な数値を土質試験等によりの確に求めることが困難な場合が多いので、一般に次の事項を総合的に検討した上で、のり面の安定性を確保するように配慮する必要があります。

- ① のり高が特に大きい場合
- ② のり面が割れ目の多い岩又は流れ盤である場合
- ③ のり面が風化の速い岩である場合
- ④ のり面が侵食に弱い土質である場合
- ⑤ のり面が崩積土等である場合
- ⑥ のり面に湧水等が多い場合
- ⑦ のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

切土をした後の地盤に、滑りやすい土層の層があると想定される場合には、以下の措置を講じてください。

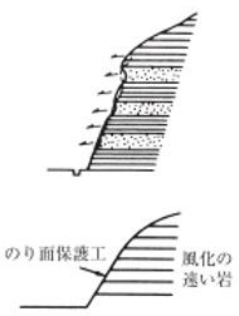
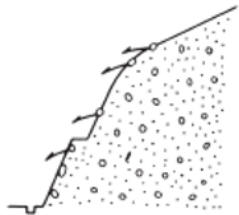
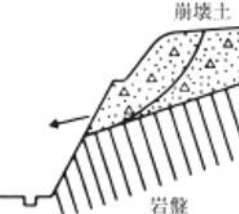
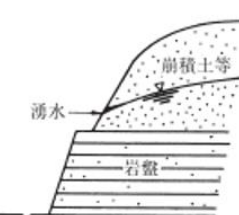
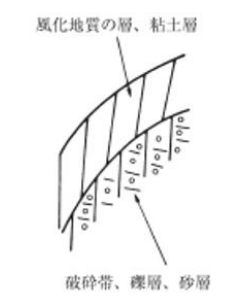
- ・滑りやすい層に地滑り防止ぐい等を設置するなど滑り面の抵抗力を増大させる措置
- ・粘土質等の滑りの原因となる層を砂等の良質土と置き換える措置
- ・地盤面からの雨水その他の地表水の浸透を防ぐため地盤面を不透水性の材料で覆う措置

表 2.5 特に注意を要する切土のり面の例 その1

種類	模式図	代表地質等	のり面安定の問題点及び留意事項
のり高が特に大きい場合		のり高 15m を超えるもの	切土する地山は一般的に複雑な地層構成をなしている場合が多く、切土のり面ののり高が大きくなるに伴い、のり面が不安定になる要素が多くなる。のり高が特に大きい場合には、地山の状況に応じて②～⑦事項について検討を加え、できれば余裕のあるのり面勾配にする等、のり面の安定化を図るよう配慮する必要がある。
のり面が割れ目の多い岩や流れ盤である場合		片岩 チャート 粘板岩 蛇紋岩 安山岩 花こう岩	地質的構造運動を受けた断層破砕帯、冷却時の収縮によってできた柱状節理、板状節理など岩盤には多くの弱線が発達しており、切土した際にこれらの割れ目に沿って崩壊が発生しやすい。のり面勾配は、弾性波探査の伝播速度や亀裂係数をもとに検討するほか、周辺の既設のり面の割れ目や岩質を参考にして総合的に判断する必要がある。 火成岩に発達した柱状節理、板状節理など、一定方向に規則性を持った割れ目が発達している場合で、この割れ目の傾斜の方向とのり面の傾斜の方向が同じ方向となった場合、流れ盤となり崩壊が起こることがある。 特に、のり面が流れ盤の場合には、滑りに対して十分留意し、のり面の勾配を決定することが大切である。

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

表 2.6 特に注意を要する切土のり面の例 その2

種類	模式図	代表地質等	のり面安定の問題点及び留意事項
のり高が風化の速い岩である場合		新第三紀の 泥岩 頁岩 凝灰岩 蛇紋岩	のり面が新第三紀の泥岩等風化の速い岩である場合には、切土後の時間の経過とともに表層から風化が進み、崩壊が発生しやすくなるおそれがある。風化をできるだけ抑制するため、のり面保護工でのり面を保護するなどの配慮が必要である。
のり面が侵食に弱い土質である場合		まさ土 しらす 山砂 砂礫層	主として砂質土からなるのり面は、表面流水による侵食やガリー侵食に特に弱く、落石や崩壊、土砂流出が起こることが多い。このような土質ののり面勾配を決定する際には、ボーリング調査結果（N 値等）、近隣の既設のり面の土質強度、土質試験による砂、シルト分の含有量や近隣の既設のり面での侵食程度を考慮した適切なのり面勾配とするとともに、のり面全体の排水等に十分配慮する必要がある。
のり面が崩積土等である場合		崖すい 強風化斜面 崩壊跡地	崖すい等の固結度の低い崩積土堆積物からなる地山においては、自然状態での勾配が、その地山の安定勾配となっていることが多く、そのような箇所を地山より急な勾配で切土するとそのり面が不安定となり、崩壊が発生することがある。このような箇所においては、ボーリング調査結果から地下水位及び N 値等、また土質試験結果から粒度分布、ボーリングや弾性波探査及び現地踏査結果から基盤線の形状などを的確に把握して、のり面の安定性を十分に検討する必要がある。
のり面に湧水等が多い場合		岩盤上に崩積土、砂礫、火山灰土等が厚く堆積している場合	雨水等が浸透しやすいのり面は、地下水の通る水みちの拡大、浸透水の集中、水みち沿いの地盤強度の低下、湧水点付近の洗堀及びガリー侵食等から崩壊が起こりやすい。したがって、切土の際にはのり面勾配を緩くしたり、地下水排除工を検討したりすることが必要である。
のり面及び崖の上端面に雨水が浸透しやすい場合		破碎帯や礫層、砂層の上に風化地質の層や粘土層が存在する場合	風化地質の層や粘土層を切土した際に、のり面からの湧水が認められるような場合には、豪雨や長雨に際してパイピングなどによるのり面の崩壊が生じやすくなるので、地表を不透水性材料で覆うなどの浸透防止対策を検討する必要がある。

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

【参考】

盛土等防災マニュアルVI・2 切土のり面の安定性の検討

盛土等防災マニュアルの解説I、p308-312

ウ 切土のり面の形状

切土のり面の形状には、単一勾配ののり面及び土質により勾配を変化させたのり面がありますが、その採用にあたっては、のり面の土質状況を十分に勘案し、適切な形状とする必要があります。のり高が大きい切土のり面では、のり高 5m 程度ごとに幅 1.5m の小段を設けてください。

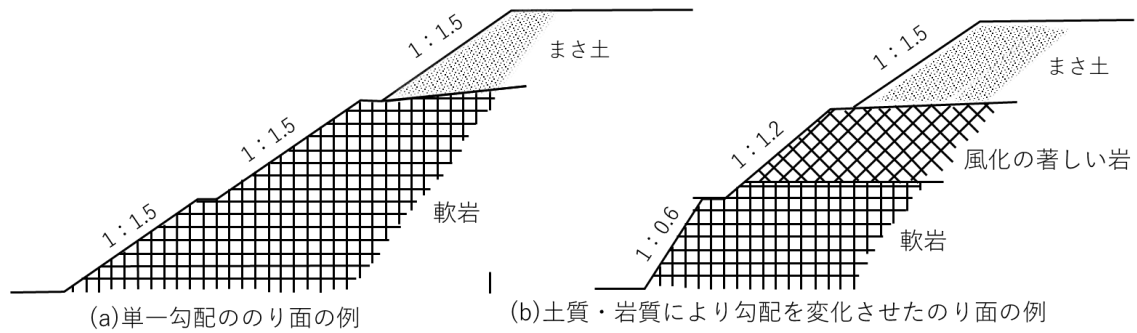


図 2.11 地山状態とのり面形状

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

図 2.12 切土のり面の断面イメージ

【参考】

盛土等防災マニュアル VI・3 切土のり面の形状

盛土等防災マニュアルの解説I、p313-314

(3) 崖の上端に続く地表面の排水（政令第7条第2項第1号）

盛土又は切土をした崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように、地盤に2～5%の勾配を付して排水処理をしてください。ただし、崖の反対方向への地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置してください。

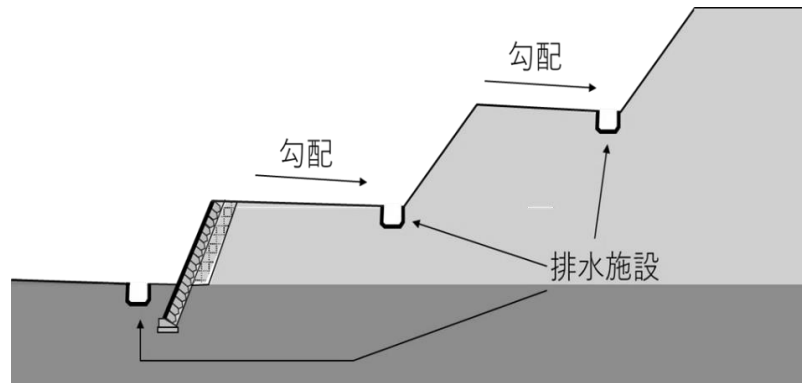


図 2.13 崖の上端に続く地表面の排水例

【参考】

盛土等防災マニュアル V・3・3 盛土のり面の形状

盛土等防災マニュアル VII・6 のり面排水工の設計・施工上の留意事項

盛土等防災マニュアルの解説I、p280, p387-390

3 のり面保護工及びその他の地表面の措置に関する技術的基準（政令第 15 条）

(1) 基本事項

開発事業等により土地の造成を行う場合、裸地となることで侵食や洗堀が生じ、これらの拡大により崩壊が発生することが懸念される。このため、のり面その他の地表面にかかわらず、のり面保護工により保護する必要があります。

盛土または切土に伴って生じる崖面については、擁壁または崖面崩落防止施設で覆うことを原則としつつ、それらで覆わない場合には、のり面緑化工又は構造物によるのり面保護工等で崖面を保護してください（政令第 15 条第 1 項）。また、盛土または切土に伴って生じる崖面以外の地表面についても、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工等により地表面を保護してください（政令第 15 条第 2 項）。

表 2.7 土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面（水平面に対し 30 度を超える）	擁壁、崖面崩壊防止施設
	崖面以外の地表面（水平面に対し 30 度以下）	のり面保護工（注 1）
切土	崖面（水平面に対し 30 度を超える）	擁壁、崖面崩壊防止施設（注 2）、のり面保護工
	崖面以外の地表面（水平面に対し 30 度以下）	のり面保護工（注 1）

注 1：土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く

注 2：擁壁の設置を要しない切土のり面の土質・勾配を満足する場合を除く

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

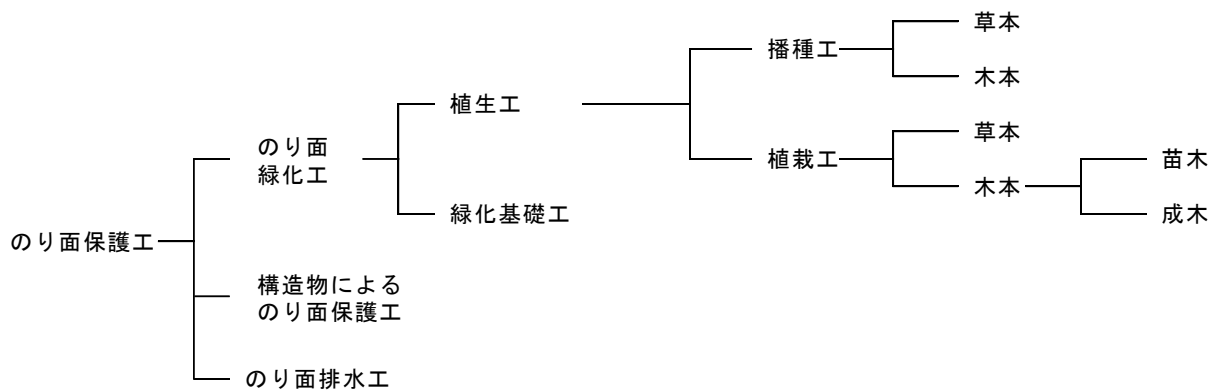


図 2.14 のり面保護工の分類

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

(2) のり面保護工の種類

のり面保護工の種類としては、のり面緑化工、構造物によるのり面保護工及びのり面排水工があります。

表 2.8 のり面保護工の種類と特徴

分類	工種			目的
のり面緑化工	植生工	播種工	種子散布工 客土吹付工 植生基材吹付工（厚層基材吹付工）	植生による侵食防止、凍土崩落抑制、早期全面被覆
			植生土のう工 植生基材注入行	植生基盤の設置による植物の早期生育、厚い生育基盤の長期間安定の確保
		植栽工	張芝工	芝の全面張り付けによる侵食防止、凍土崩落抑制、早期全面被覆
			植栽工（芝等の草本、苗木等の木本）	樹木や草木による良好な景観の形成、侵食防止
			苗木設置吹付工	早期全面被覆と樹木等の生育による良好な景観の形成、侵食防止
		緑化基礎工	伏工（わら・むしろ・そだ等の自然材料や、シート・マット等の二次製品）	侵食防止、凍土崩落抑制、早期全面被覆
	筋工 柵工		斜面の雨水の分散、侵食の防止、植生の生育環境の改善	
	構造物によるのり面保護工	金網張工 繊維ネット張工		生育基盤の保持や流下水によるのり面表層部のはく落の防止
		じゃかご工		のり面表層部の侵食や湧水による土砂流出の抑制
		モルタル・コンクリート吹付工 石張・ブロック張工		風化、侵食、表流水の浸透防止
プレキャスト枠工		中詰めの保持と侵食防止		
現場打ちコンクリート吹付工 コンクリート張工 吹付枠工		のり面表層部の崩落防止、多少の土圧を受けるおそれのある箇所の土留め、岩盤はく落防止		
落石防護網工 落石防護柵工		のり面表層部の崩落・落石の防止・防護		
地山補強土工 グラウンドアンカー工 杭工		滑り土塊の滑動力に対抗して崩壊を防止		
のり面排水工		のり肩排水溝 縦排水溝 小段排水溝		のり面の表面排水
	暗渠排水工 水平排水孔		のり面の地下排水	

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

(3) のり面保護工の選定

のり面保護工は、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性・施工性に優れた工法を選定してください。工法の選定にあたっては、次の項目に留意してください。

- ① 植生可能なのり面では、植生の被覆効果および根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与することに着目し、のり面緑化工の選定を基本とする。ただし、植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面においては、構造物によるのり面保護工を選定する。
- ② のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、一般にのり面排水工を併設する。
- ③ 同一のり面においても、土質及び地下水の状態は必ずしも一様でない場合が多いため、それぞれの条件に適した工法を選定する必要がある。

(4) 崖面以外の地表面に講ずる措置（政令第15条第2項）

開発事業等に伴って生じる地表面は、裸地となることにより、風化、雨水等による侵食や洗堀が生じやすく、侵食や洗堀が進行した場合は、崩壊が生じる可能性があります。このため、崖面以外の地表面についても、侵食や洗堀を防止するために、排水施設等の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地表面を保護する必要があります。特に、太陽光発電施設等の施設が設置される地盤については、施設の設置に伴う雨水の流出量の増大等が生じ、侵食を生じやすくなることが想定されるため、十分な検討を行うことが重要です。

なお、次に示す事項に該当するものについては、地表面の保護を要しません。

- ア 排水勾配を付した盛土又は切土の上面
- イ 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
- ウ 農地等で植物の生育が確保される地表面

【参考】

盛土等防災マニュアルⅦ のり面保護工及びその他の地表面の措置

盛土等防災マニュアルの解説Ⅰ、p336-409

4 擁壁に関する技術的基準

(1) 基本事項（政令第8条第1項第1号、第8条第2項）

開発事業等において、次のような「崖」が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐため、原則としてその崖面を擁壁で覆わなければなりません。

- ア 盛土をした土地の部分に生じる高さが1mを超える「崖」
- イ 切土をした土地の部分に生じる高さが2mを超える「崖」
- ウ 盛土と切土を同時にした部分に生じる高さが2mを超える「崖」

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、擁壁を設置する必要はありません。

- ・ 切土のり面に限り表2.9に該当する崖面
- ・ 安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- ・ 崖面崩壊防止施設が設置された崖面

崖面崩壊防止施設については、「第2技術的基準 5 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準」を参照してください。

表 2.9 切土のり面の勾配（擁壁の設置を要しない場合）

のり面の土質	のり高	
	がけの上端からの垂直距離	
	① H≤5m	② H>5m
軟岩（風化の著しいものは除く）	80度（約1：0.2）以下	60度（約1：0.6）以下
風化の著しい岩	50度（約1：0.9）以下	40度（約1：1.2）以下
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	45度（約1：1.0）以下	35度（約1：1.5）以下

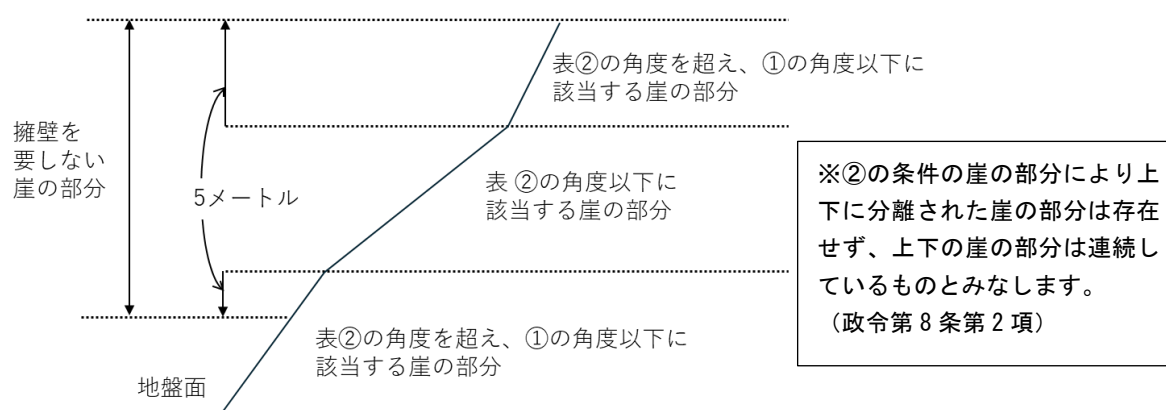


図 2.15 擁壁を要しない崖または崖の部分

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

【参考】

盛土等防災マニュアルⅧ・1 擁壁の基本的な考え方

盛土等防災マニュアルの解説Ⅰ、p306-307、p412-414

(2) 擁壁の種類及び選定（政令第8条第1項第2号、第17条）

擁壁は、材料、形状等により、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造等に分類されます。擁壁の選定にあたっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、設置する擁壁の形式構造が鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造または大臣認定擁壁※のいずれかに該当するものとし

※大臣認定擁壁：政令第17条の規定に基づき国土交通大臣が認めた擁壁のこと

大臣認定擁壁の認定状況一覧（国土交通省 HP）

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

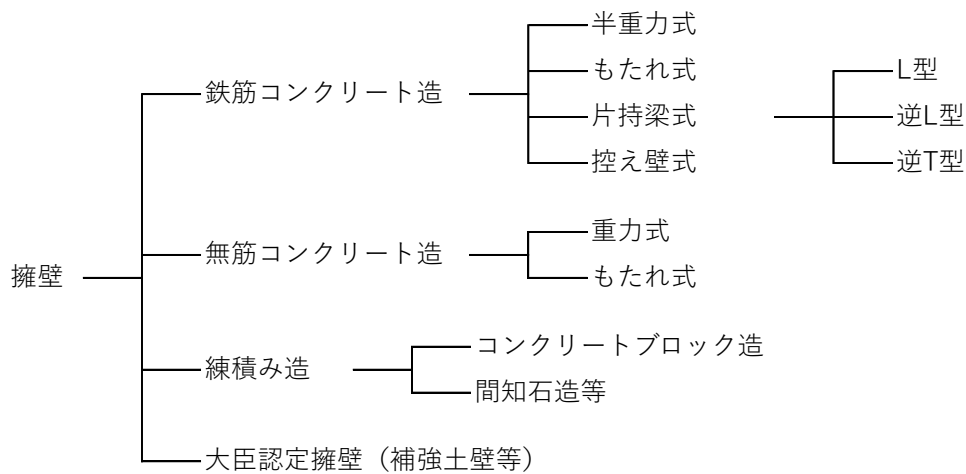


図 2.16 擁壁の種類

「建築基礎構造設計指針（（一社）日本建築学会、令和元年 11 月）」 一部加筆修正

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・2 擁壁の種類及び選定

盛土等防災マニュアルの解説I、p420-422

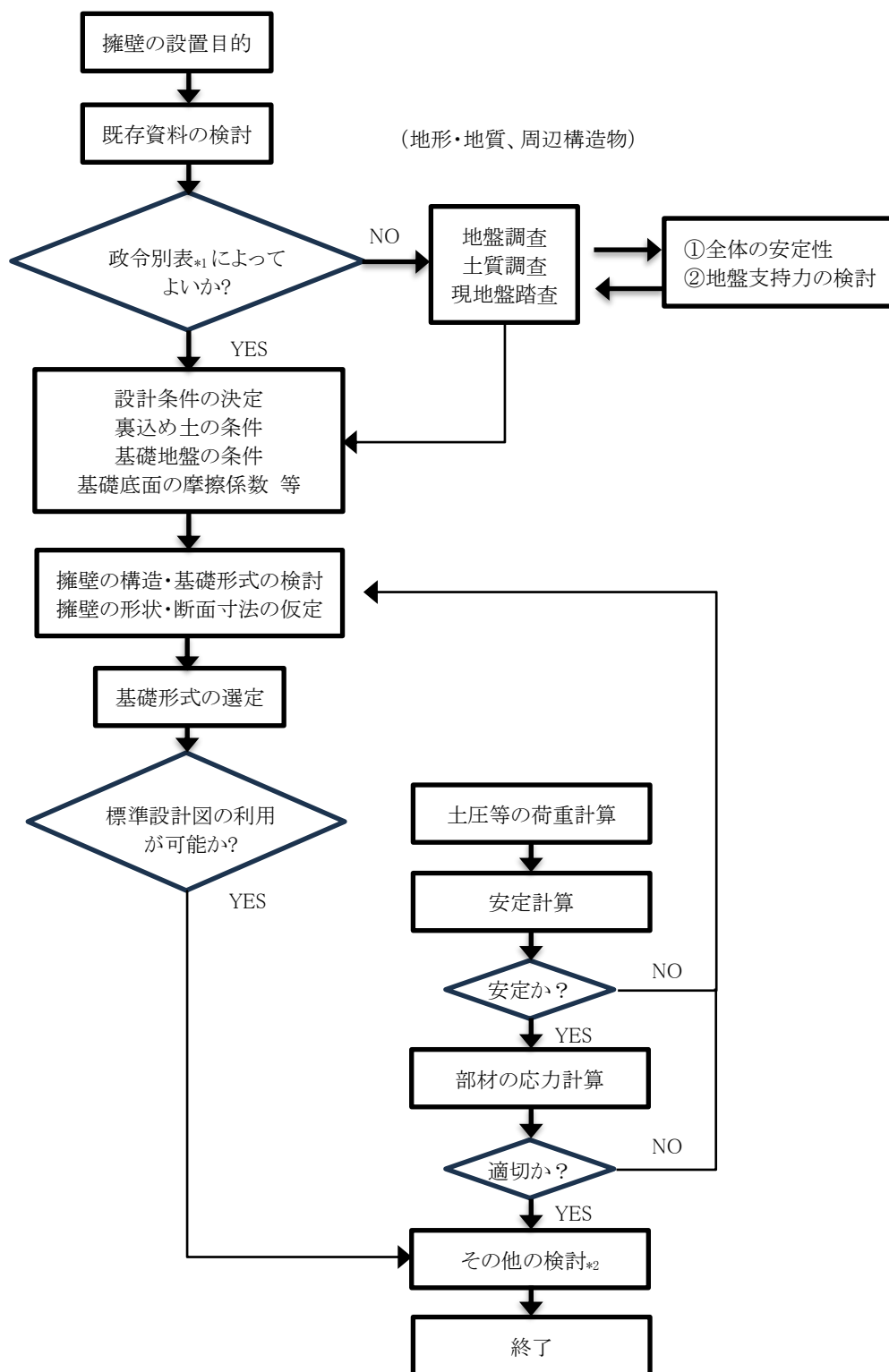


図 2.17 擁壁設計の一般的な検討フロー

*1 政令の別表第二及び第三に規定される擁壁背面土の単位体積重量、土圧係数及び擁壁基礎地盤の摩擦係数を使用してよい条件であるか検討します。

*2 排水処理、不同沈下、はらみ出し、盛土等の全体安定等の検討を行います。

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

(3) 鉄筋コンクリート造等の擁壁（政令第9条）

ア 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計上の一般的留意事項（政令第9条第1項第1号～4号）

鉄筋コンクリート造または無筋コンクリート造の擁壁（以下「鉄筋コンクリート造等擁壁」という。）の設計にあたっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように、次の事項について安全性を検討する必要があります。

- ・ 土圧、水圧、自重等（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと
- ・ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと
- ・ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと
- ・ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと

（ア）設計条件の設定

鉄筋コンクリート造等擁壁の設計に当たっては、土質条件、荷重条件および擁壁部材の許容応力度、地盤の許容応力度等を適切に設定しなければなりません。

α 外力の設定（政令第9条第3項第1項）

（α）土質条件

鉄筋コンクリート造等擁壁の設計に用いる土質定数は、原則として土質調査・原位置試験に基づき求めたものを使用してください。ただし、これによることが適当でない場合や、小規模な開発事業等においては、政令で示されている値（表 2.10、表 2.11）を用いることができます。

表 2.10 単位堆積重量と土圧係数 「政令別表第二」 一部加筆修正

土質	単位体積重量 (kN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土、 又はそれらを多く含む土	16	0.50

表 2.11 基礎地盤と摩擦係数 「政令別表第三」 一部加筆修正

基礎地盤の土質	摩擦係数	備考
岩、岩屑、砂利、砂	0.50	—
砂質土	0.40	—
シルト、粘土、 又はそれらを多く含む土	0.30	擁壁の基礎底面から少なくとも 15cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。

(b) 荷重条件

擁壁の設計に用いる荷重については、擁壁の設置箇所の状況等に応じて必要な荷重を適切に設定しなければなりません。

①土圧

擁壁に作用する土圧は、裏込め地盤の土質や擁壁の形状等に応じて、実状に合わせて算出することを原則とする。ただし、盛土の場合でこれによることが困難な場合や、小規模な開発事業等においては、前述の「(a) 土質条件」と同じく表 2.10 の政令別表第二の値を用いてもよい。

②水圧

水圧は、擁壁の設置箇所の地下水位を想定して擁壁背面に静水圧として作用させるものとするが、水抜き穴等の排水処理を規定通り行い、地下水位の上昇が想定されない場合は、考慮しなくてもよい。

③自重

擁壁の設計に用いる自重は、躯体重量の他、逆 T 型、L 型擁壁等の片持ちばり式擁壁の場合には、基礎底版上の土の重量を含めたものとする。仮想背面のとり方によって、計算上の擁壁の自重が異なるので注意が必要である。

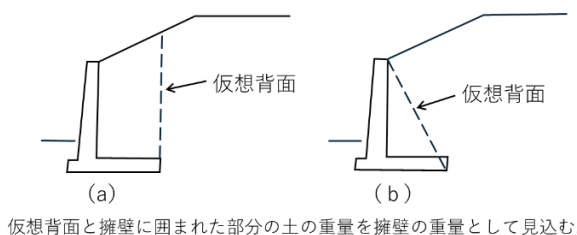


図 2.18 片持ちばり式擁壁における自重のとり方

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

④地震時荷重

後述する方法により、擁壁自体の自重に起因する地震時慣性力と裏込め土の地震時土圧を考慮する。ただし、設計に用いる地震時荷重は、地震時土圧による荷重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。なお、政令の別表第二及び第三（表 2.10、表 2.11）を用いる場合は、擁壁の自重に起因する地震時慣性力と別表第二（表 2.10）の土圧係数を用いるものとする。

⑤積載荷重

擁壁の設置箇所の実情に応じて、建築物、工作物、積雪等による積載荷重を考慮する。

⑥フェンス荷重

擁壁の天端にフェンスを直接設ける場合は、実状に応じて適切なフェンス荷重を考慮する。なお、宅地擁壁の場合は、擁壁天端より高さ 1.1m の位置に $P_f = 1 \text{ kN/m}$ 程度の水平荷重を作用させるのが一般的である。

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p429-432

b 外力の作用位置と壁面摩擦角等

- ・ 土圧の作用面は原則として躯体コンクリート背面とし、壁面摩擦角 δ は土とコンクリートの場合は、土の内部摩擦角 ϕ に対し、常時において $2\phi/3$ を用いる。ただし、擁壁背面に石油系素材の透水マットを使用した場合には、壁面摩擦角を $\phi/2$ とする。また、地震時においては透水マットの有無に関わらず、 $\phi/2$ とする。

擁壁背面が平面でない場合や片持ちばり式擁壁などの場合には、仮想背面を設定して土圧を計算する。

- ・ 土圧等の作用点は、土圧分布の重心位置とする。

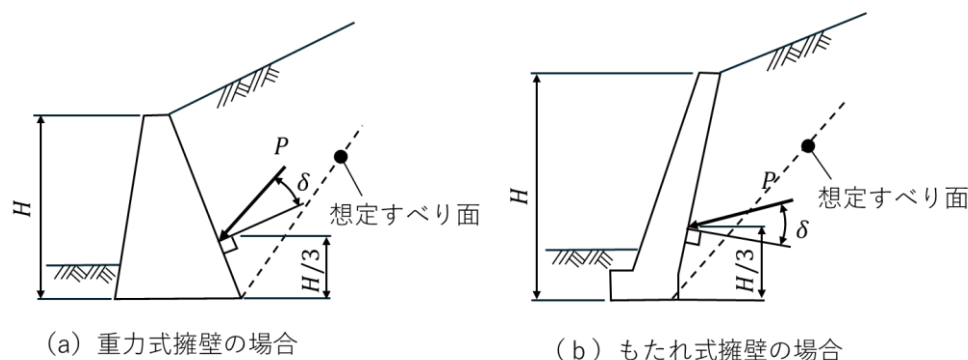


図 2.19 重力式擁壁等の土圧作用面

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p432-435

c 擁壁部材（鋼材及びコンクリート）の許容応力度（政令第9条第3項第2号）

鋼材及びコンクリートの許容応力度について、政令第9条第3項第2号においては、以下のとおり建築基準法施行令を準用すると定められています。

- ・ 鋼材の許容応力度は、建築基準法施行令第90条表二による。
- ・ コンクリートの許容応力度は、建築基準法施行令第91条による。

また、重力式擁壁などの無筋コンクリート造擁壁が、地震時において壁体内部に引張力が発生する場合のコンクリートの許容引張応力度は、許容圧縮応力度の1/10を目安とすることができます。

d 基礎地盤の許容応力度（許容支持力度）（政令第9条第3項第2号）

擁壁の基礎地盤の許容応力度は、設計上の許容応力度を上回る必要があります。

基礎地盤の許容応力度の求め方は、政令第9条第3項第2号より、建築基準法施行令第93条に基づいて定めた値を採用することとされています。

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p436-440

（イ） 擁壁の転倒に関する検討（政令第9条第2項第2号）

転倒に関する検討は、安全率 F_s を確認します。

$$F_s = \frac{\text{安定モーメント}}{\text{転倒モーメント}} = \frac{M_r}{M_0}$$

F_s ：安全率（表 2.12）

M_r ：転倒に抵抗しようとするモーメント（ $\text{kN}\cdot\text{m}$ ）

M_0 ：転倒させようとするモーメント（ $\text{kN}\cdot\text{m}$ ）

表 2.12 安全率（ F_s ）等のまとめ

	常時	中地震時	大地震時
転倒	1.5	—	1.0
滑動	1.5	—	1.0
支持力	3.0	—	1.0
部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力※ (設計基準強度及び 基準強度)

※終局耐力とは、曲げ、せん断、付着割裂等の終局耐力をいう。

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p441、p443-444

(ウ) 滑動に関する検討（政令第9条第2項第3号）

a 滑動安定性

擁壁には、擁壁を底版下面に沿って滑らせようとする滑動力と、これに対して基礎地盤の間に生じる滑動抵抗力が作用します。滑動抵抗力が不足すると擁壁は前方に押し出されるように滑動します。

滑動力は、主として土圧、地震時慣性力、フェンス荷重等の外力の水平成分からなり、滑動抵抗力は、主として底版下面と基礎地盤の間に生じるせん断抵抗力からなります。

滑動に対する安全率 F_s は、次式により算定してください。

$$F_s = \frac{\text{滑動に対する抵抗力}}{\text{滑動力}} = \frac{R_v + \mu + C_B \cdot B}{R_H}$$

F_s : 滑動安全率（表 2.12）

R_v : 基礎下面における全鉛直荷重（kN/m）

R_H : 基礎下面における全水平荷重(kN/m)

μ : 擁壁底版と基礎地盤の間の摩擦係数(「VIII・3・2・3 鉄筋コンクリート造等擁壁の底版と基礎地盤との摩擦係数」参照)

C_B : 擁壁底版と基礎地盤の間の粘着力（kN/m）

B : 基礎底版幅（m）

粘着力は、その長期変動も含めた適正な値の評価が一般的には困難であることから、 $C_B=0$ kN/m と考え、 μ （摩擦係数）にその影響を含めたものとして取り扱うこととしてください。ただし、土質によって十分な粘着力が期待できる場合には、粘着力を加味して検討することも可能です。

安全率の値が所定の安全率を確保できない場合には、原則として底版幅を大きくして安定させるものとしてください。

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p444-445

(エ) 基礎地盤の支持力に関する検討（政令第9条第2項第4号）

擁壁に作用する鉛直力は基礎地盤によって支持されますが、基礎地盤の支持力が不足すると底版のつま先又はかかとが基礎地盤にめり込むような変状を起こすおそれがあります。擁壁の基礎地盤の支持力に対する安定性の検討は、以下の手順により行ってください。

a 地盤反力度の算出

地盤反力度は次式によって求めてください（図 2.20）。

① 合力作用点が底版中央の底版幅 1/3 の中にある場合

$$q_1 = \frac{R_v}{B} \cdot \left[1 + \frac{6 \cdot e}{B} \right]$$

$$q_2 = \frac{R_v}{B} \cdot \left[1 - \frac{6 \cdot e}{B} \right]$$

q_1 : 擁壁の底面前部で生じる地盤反力度 (kN/m²)

q_2 : 擁壁の底面後部で生じる地盤反力度 (kN/m²)

R_v : 底版下面における全鉛直荷重 (kN)

$$e = \frac{B}{2} - d$$

e : 偏心距離 (m)

B : 底版幅 (m)

d : 底版つま先から合力作用点までの距離 (m)

$$d = \frac{M_r - M_o}{V} = \frac{(M_r - M_o)}{(W + P_v)}$$

M_r : 転倒に抵抗しようとするモーメント (kN/m²)

M_o : 転倒させようとするモーメント (kN/m²)

V : 擁壁に作用する力及び自重の鉛直成分 (kN) (=W+P_v)

② 合力作用点が底版中央の底版幅 2/3 の中にある場合（かつ底版中央の底版幅 1/3 の外にある場合）

$$q_1 = \frac{2R_v}{3d}$$

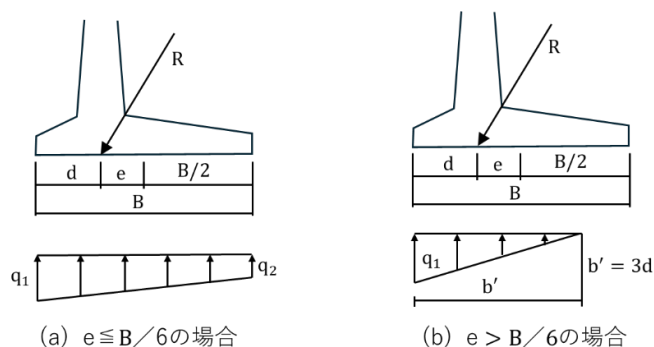


図 2.20 擁壁底面の地盤反力分布

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

b 地盤支持力に対する検討

上式で求められた q_1 及び q_2 は次式を満足しなければなりません。

$$\left. \begin{matrix} q_1 \\ q_2 \end{matrix} \right\} \leq q_a = \frac{q_u}{F_s}$$

q_a : 地盤の許容支持力度 (kN/m²)

q_u : 地盤の極限支持力度 (kN/m²)

F_s : 地盤の支持力に対する安全率 (表 2.12)

地盤の許容支持力度又は極限支持力度は、土質調査や原位置載荷試験を行って求めることを原則としますが、擁壁高さ 5m 程度以下の工事等の場合は、建築基準法施行令第 93 条の表によることができます。

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p446-447

イ 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工にあたっては、次の事項に留意することが重要です。

(ア) 地盤（地耐力等）

土質試験等により基礎地盤が設計条件を満足することを確認してください。

擁壁を設置する場所の地盤（地耐力等）は、土質試験等を行い、原地盤が設計条件を満足するか否かを確認し、条件と相違する場合は設計内容を再検討してください。

なお、床掘りに当たっては、地盤を乱さないよう慎重に施工してください。

(イ) 鉄筋の継手及び定着

主筋の継手部の重ね長さ及び末端部の定着処理を適切に行ってください。

a 主筋の継手

主筋の継手は、構造部における引張力の最も小さい部分に設け、継手の重ね長さは、溶接する場合を除き、主筋の径（径の異なる主筋を継ぐ場合においては、細い主筋の径）の 25 倍以上としてください。ただし、主筋の継手を引張力の最も小さい部分に設けることのできない場合においては、その重ね長さを主筋の径の 40 倍以上としてください。

なお、基礎フーチングと鉛直壁との境目に鉄筋の継手が生じないように注意してください。また、主筋の継手は、同一断面に集めないよう千鳥配置にしてください。

b 鉄筋の末端の処理

鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて（フック）、コンクリートから抜け出さないよう定着してください。ただし、異形鉄筋を用いた場合にはこの限りではありません。

(ウ) 伸縮継目及び隅角部の補強

伸縮継目は適正な位置に設け、隅角部は確実に補強してください。

a 伸縮継目

伸縮継目は、原則として擁壁長さ 20m 以内ごとに 1 箇所設け、特に、地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の材料・構法を異にする部分は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切断してください。また、擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を隅角部から擁壁の高さ分だけ避けて設置してください。

b 隅角部の補強

擁壁の屈曲する箇所は、隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強してください。二等辺の一辺の長さは、擁壁の高さ 3m 以下で 50cm、3m を超えるものは 60cm としてください。

図 2.21 隅角部の補強

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より作成

(エ) コンクリート打設、打継ぎ、養生等

コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適

切に行ってください。

(オ) 擁壁背面の埋め戻し

擁壁背面の裏込め土の埋め戻しは、所定のコンクリート強度が確認されてから行ってください。また、沈下等が生じないように十分に締固めを行ってください。

型枠存置期間は、建築基準法施行令第 76 条を守り、所定のコンクリート強度が確かめられない前に裏込め土の埋め戻しを行わないようにしてください。

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p462 -466

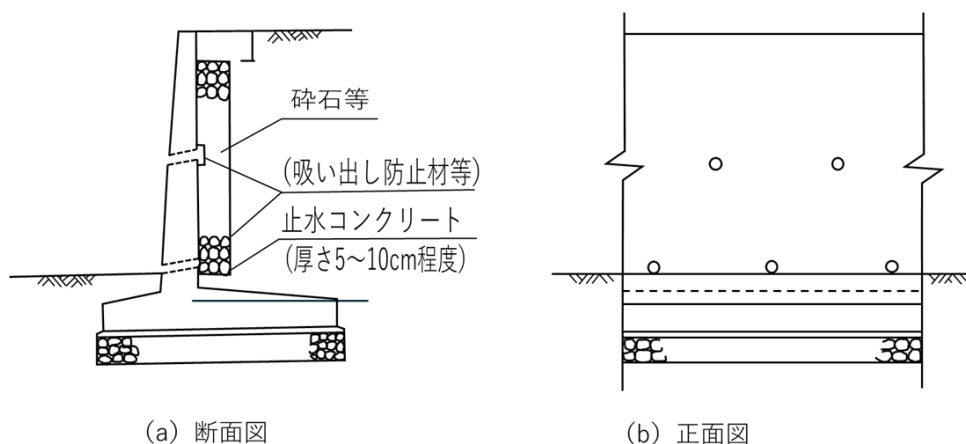
(カ) 排水（水抜き穴等）（政令第 12 条）

擁壁背面の排水をよくするため、透水層、水抜き穴等を適切に設けてください。

擁壁の排水には、表面排水と背面排水とがあります。表面排水は、雨水などが裏込め土中に浸透するのを防止するものであり、舗装などの不透水層を設けて、地表水を排水溝に集中させるものです。ただし、表面排水を行っても、裏込め土中に地表水が浸透したり、地下水があつたりする場合があるので、背面排水が別途必要です。

政令第 12 条及び都市計画法施行規則第 27 条第 1 項第 2 号には、擁壁の水抜き穴の設置、構造に関する規定が定められており、これらの規定と一般的留意事項をまとめると次のようになります。

- ①擁壁の裏面で、水抜き穴の周辺その他必要な場所に砂利等の透水層を設ける。
- ②水抜き穴は、擁壁の下部地表近く及び湧水等のある箇所に特に重点的に設ける。
- ③水抜き穴は、内径 7.5cm 以上とし、その配置は 3m² に 1 箇所の割で千鳥配置とする。
- ④水抜き穴は、排水方向に適当な勾配をとる。
- ⑤水抜き穴の入口には、水抜き穴から流出しない程度の大きさの砂利等（吸い出し防止材等を含む）を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう配慮する。
- ⑥地盤面下の壁面で地下水の流路に当たっている壁面がある場合には、有効に水抜き穴を設けて地下水を排出する。
- ⑦水抜き穴に使用する材料は、コンクリートの圧力でつぶれないものを使用する。



注) 天端面から雨水等の侵入がないように配慮する。

図 2.22 水抜き穴の配置図

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

なお、政令第 12 条、都市計画法施行規則第 27 条第 1 項第 2 号及び建築基準法施行令第 142 条第 1 項第 3 号に規定される擁壁の裏面の水抜き穴の周辺その他必要な場所に透水層として設けられる砂利等については、一般に、砂利、砂、碎石等が用いられていますが、石油系素材を用いた「透水マット」についても、その特性に応じた適切な使用方法による場合に、使用できることが通達（平成 3 年 4 月 10 日、建設省経民発第 22 号、建設省住指発第 138 号）によって定められています。その適正な使用方法については、「擁壁用透水マット技術マニュアル」（（社）全国宅地擁壁技術協会、平成 9 年 6 月）を参照してください。

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p462、p467-468、p471-474

（キ） 擁壁設置上のその他の留意事項

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意してください。

崖や擁壁に近接してその上部に新たな擁壁を設置する場合は、下部の崖又は擁壁に有害な影響を与えないよう設置位置について十分配慮してください。設置する場合の一般的注意事項を以下に示します。

- a 斜面上に擁壁を設置する場合には、図 2.23 のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの $0.4H$ 以上で、かつ $1.5m$ 以上だけ土質に応じた勾配線（ θ ）より後退し、その部分はコンクリート打ち等により風化侵食のおそれのない状態にする。

図 2.23 斜面上の擁壁

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

表 2.13 土質別角度（ θ ）

背面土質	軟岩	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、 硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度（ θ ）	60°	40°	35°	25°

- b 図 2.24 に示す擁壁で表の θ 角度内に入っていないものは、二段の擁壁とみなされるので一体の擁壁として設計を行うことが必要である。なお、上部擁壁が表の θ 角度内に入っている場合は、別個の擁壁として扱うが、水平距離を $0.4H$ 以上かつ $1.5m$ 以上離さなければならない。

二段擁壁となる場合は、下段の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないように、上部擁壁の根入れの深さを深くする、基礎地盤を改良する、あるいは RC 擁壁の場合は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置するとともに、上部擁壁の基礎の支

持力についても十分な安全を見込んでおく必要があります。これらの検討に当たっては、「傾斜地盤における基礎の耐力評価に関する研究の現状」（日本建築学会、平成8年9月）等の参考文献をもとに慎重な対応が必要です。

さらに、擁壁が建物等の擁壁以外の構造物に近接する場合は、その構造物の荷重が擁壁に悪影響を及ぼさないような基礎構造とするか、あるいはその荷重に耐えられるような擁壁とすることが必要です。

図 2.24 二段擁壁

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p468-468、p471-474

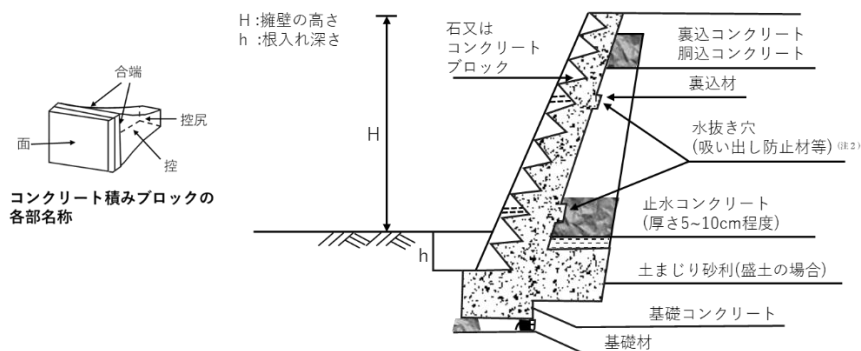
(4) 練積み造擁壁（政令第 10 条）

ア 練積み造擁壁の設計上の留意事項

間知石練積み造擁壁及びその他の練積み造擁壁の構造は、勾配、背面の土質、高さ、擁壁の厚さ、根入れ深さ等に応じて適切に設計してください（政令第 10 条第 1 項第 1 号）。ただし、原則として地上高さは 5m を上限とします。

なお、擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁には、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けるものとしてください。

また、崖の状況等により、はらみ出しその他の破壊のおそれがある場合には、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の措置を講ずる必要があります（政令第 10 条第 1 項第 3 号）。



注1) 当該擁壁に作用する積載荷重は5kN/m²程度のものである。

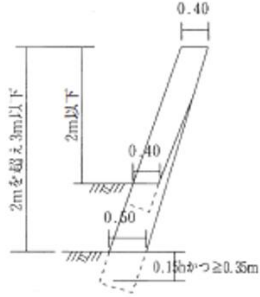
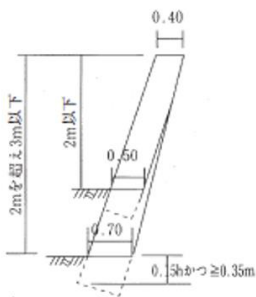
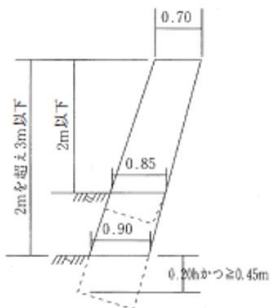
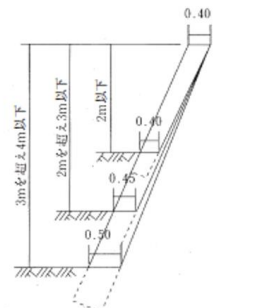
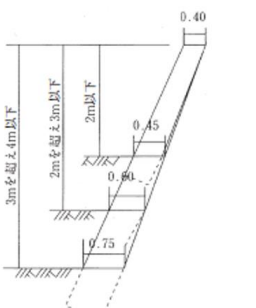
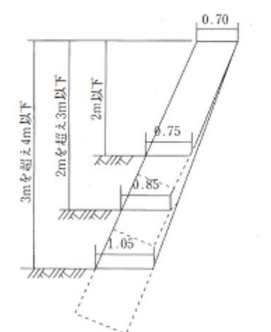
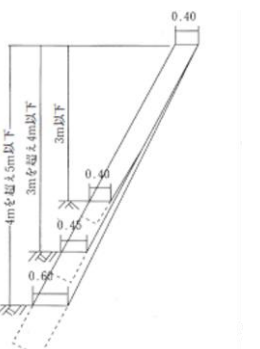
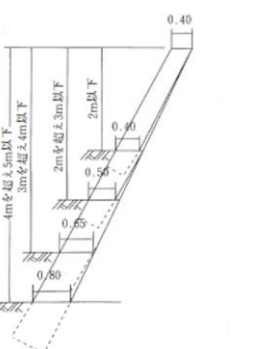
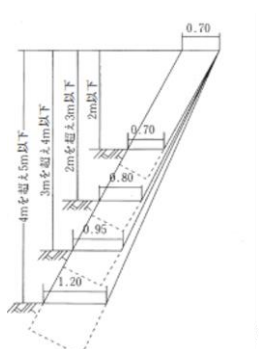
注2) 砂等、微粒子の土砂が水抜き穴を通じて流出するおそれのある場合には、必要に応じて吸い出し防止材料等を水抜き穴の裏側に使用し、流出防止対策を図る必要がある。

図 2.25 練積み造擁壁の標準構造図

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

表 2.14 練積み造擁壁の構造（政令第 10 条第 1 号）

政令の別表第四を図化したものです。

がけの 土質 擁壁 の勾配	第 1 種	第 2 種	第 3 種
	岩、岩屑、砂利又は 砂利混り砂	真砂土、関東ローム 硬質粘土その他これら に類するもの	その他の土質
70 度を超え 75 度以下 (約 3 分)	 H：擁壁の地上高さ		
65 度を超え 70 度以下 (約 4 分)	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ
65 度以下 (約 5 分)	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ	 根入れは上欄と同じ

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

(ア) 根入れ（政令第 10 条第 1 項第 4 号）

練積み造擁壁の根入れ深さは、政令第 10 条 1 項第 4 号の規程の図 2.26 のように設定してください。

その他のケースについては、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照して設定し、適宜相談ください。

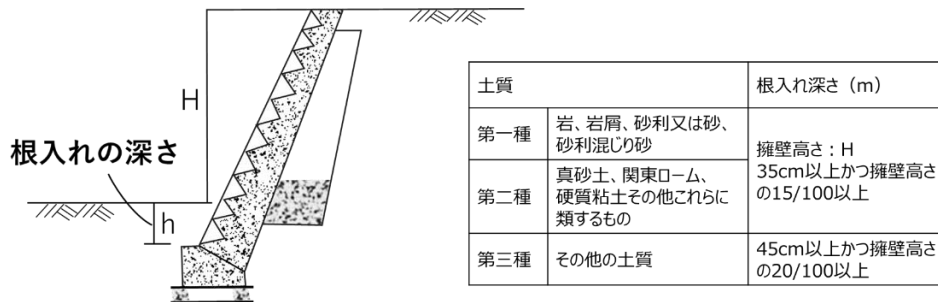


図 2.26 根入れの深さ（練積み造擁壁標準構造）

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p484-485

(イ) 地盤（地耐力）の確認と基礎構造

擁壁を設置する場所の土質が支持地盤として設計条件（地耐力）を満足するか否かを、地盤調査等により確かめてください。また、基礎は直接基礎とし、良質な支持層上に設けることを原則としますが、地耐力が不足する場合は地盤改良等を検討してください。

(ウ) コンクリート強度

胴込めコンクリートは4週圧縮強度 15N/mm^2 以上とし、止水コンクリートは捨てコンクリート程度の強度としてください。

(エ) 石材及びコンクリートブロック材（政令第 10 条第 1 項第 2 号）

擁壁に用いる石材その他の組積材の控え長さ（組積材の面に対して垂直方向の長さ）は、30cm 以上としてください。これは剥落、押し抜き等に対して安全であるとともに、コンクリートを用いて擁壁の一体性を確保するための最低必要長さを規定したものです。

また、石材は、安山岩、花こう岩等硬質のもの、あるいはこれらと同等以上の比重、強度耐久性を持つものとしてください。また、石材の形状は間知石、雑割石、野面石、玉石等としてください。

コンクリートブロック材は、4週圧縮強度 18N/mm^2 以上で、コンクリートの比重は 2.3 以

上、かつ擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は壁面 1m^2 につき 350kg 以上（ただしコンクリートブロックのみを積み上げた状態）としてください。

なお、昭和 40 年 6 月 14 日建設省告示第 1485 号による場合は、コンクリート強度や比重、単位面積当たりの重量のほか擁壁の高さや勾配等の構造規定等も同時に満足することが条件となります。

（オ） 擁壁の天端・下端・周辺の排水施設

擁壁の背面上に雨水、地下水が浸透すると土圧、水圧が増大して、擁壁倒壊の原因となるので、擁壁の天端・下端には排水側溝を設け地表水の処理を行うことが望ましいです。

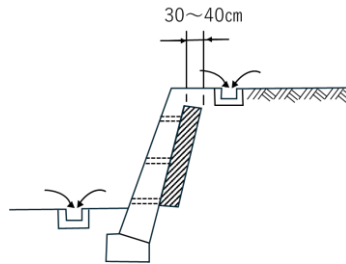


図 2.27 U字型側溝による地表水の排出

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

（カ） 土質に応じた背面排水

背面盛土材が粘性土のように透水性の悪い土を用いる場合は、背面に栗石、砂利などの地下排水層を設け、擁壁背面に潜水が生じないようにしてください。

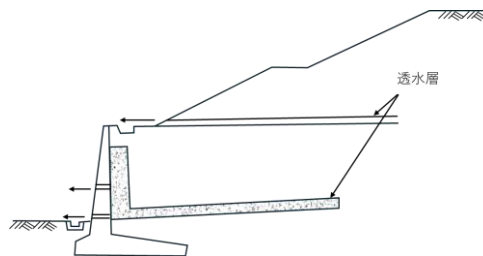


図 2.28 擁壁の背面排水

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

（キ） 裏込め材、埋め戻し土の選定

a 裏込め材

裏込め材は、背面上の土質条件、浸透水の状況等を十分把握して選定してください。

裏込め材料としては、施工性に優れ、浸透性が高く、安定性の高い材料が適しており、一般に栗石、割栗石、砂利、クラッシャーラン、粒度の粗い砂が多く用いられます。栗石、割栗石を用いるときは、クラッシャーラン等で間げきを充填してください。これらは、強度、耐久性、均質性に優れたものとし、崩れやすい石片、ごみ、泥、有機物などの有害物を含まないものとしてください。

一般に、切土の場合には、透水層としての役目を果たす程度の裏込めとして 30cm 程度の

等厚とします。盛土の場合は、土圧の低減を図れる場合もあり、下端においては 60cm 以上もしくは擁壁地上高さ（H）の 100 分の 20 のいずれか大きい方の数値以上の厚さとするのが標準的です。

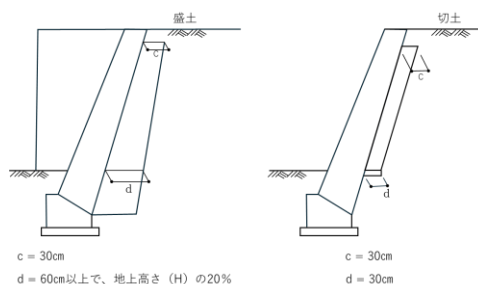


図 2.29 裏込め材

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

b 埋め戻し土

埋め戻し土は、擁壁の安定性の向上のため、設計条件に適合し、できるだけ良質な土・砂利等を用いてください。

- ① 締固めた後の強さが大きく圧縮性が少ないこと
- ② 透水性がよく、浸水による強度低下が少ないこと
- ③ 締固めの施工が容易なこと

(ク) 水抜き穴

擁壁の水抜き穴は、その裏面の排水をよくするため、下記事項に留意してください。

- ① 水抜き穴は内径 75mm 以上の硬質塩化ビニール管を壁面 3m² 当り 1 箇所以上千鳥状に設ける。
- ② 水抜き穴は擁壁の下部や擁壁の裏面に湧水のある箇所には、増加して配置する。
- ③ 水抜き穴は、排水方向に適当な勾配をとる。
- ④ 水抜き穴の裏側には、目詰まりや埋め戻し土砂が流出しないように、粗目の割栗石を配置する。

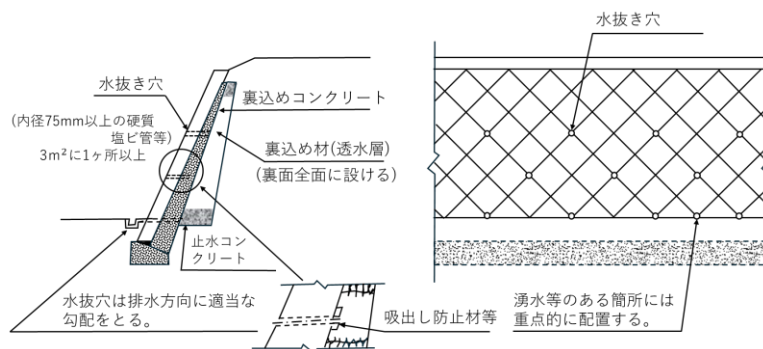


図 2.30 水抜き穴

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

(ケ) 控え壁（政令第 10 条第 1 項第 3 号）

控え壁については、政令第 10 条第 3 号において「崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれのあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること」と規定されています。したがって、背面土の土質が悪い場合や、地盤の地耐力に不安がある場合、積載荷重が 5kN/m^2 程度を超える場合、また、相当の長区間にわたる連続構造となる場合等には、5m に 1 箇所程度の割合で鉄筋コンクリート造の控え壁を設けるなどして、不測の崩壊を防ぐことが望ましいです。

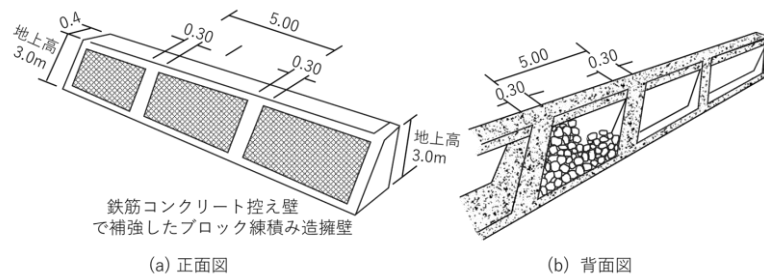


図 2.31 鉄筋コンクリート造控え壁の例

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

(コ) 伸縮継目及び隅角部の補強

出隅部は、土圧等が 2 方向へ作用して生じる引張力等によりひびわれ等の破壊が発生しやすいため、適切な補強を行うことが必要です。

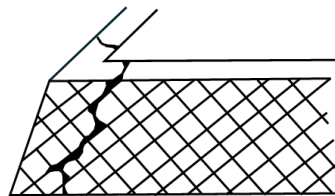


図 2.32 出隅部の破壊

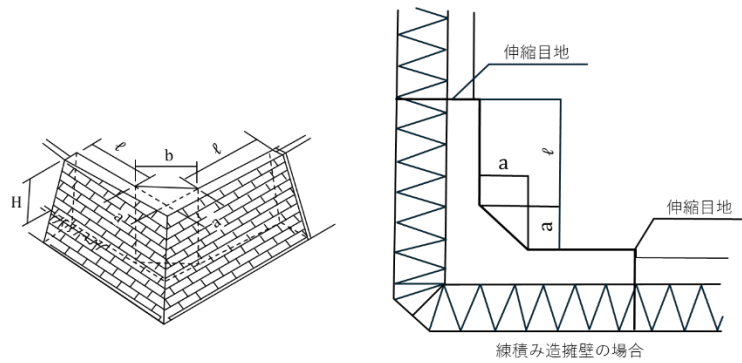
「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

a 伸縮継目

伸縮継目は、原則として擁壁長さ 20m 以内ごとに 1 箇所設け、特に地盤条件の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の材料・構法を異にする箇所は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切断してください。また、擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を隅角部から擁壁の高さの分だけ避けて設置してください。

b 隅角部の補強

擁壁の屈曲する箇所は、隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強してください。二等辺の一辺の長さは、擁壁の高さ 3m 以下で 50cm、3m を超えるものは 60cm としてください。



(a) 立体図
擁壁の高さが3.0m以下のとき
a=50cm
伸縮目地の位置
ℓ は、2.0mを超え、かつ擁壁の高さ程度とする。

(b) 平面図
擁壁の高さが3.0m以下を超えると
a=60cm

図 2.33 隅角部の補強方法及び伸縮継目の位置

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p482-502

イ 練積み造擁壁の施工上の留意事項

練積み造擁壁の施工にあたっては、次の事項に留意してください。

(ア) 丁張り

擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するために、表丁張り及び裏丁張りを設置してください。

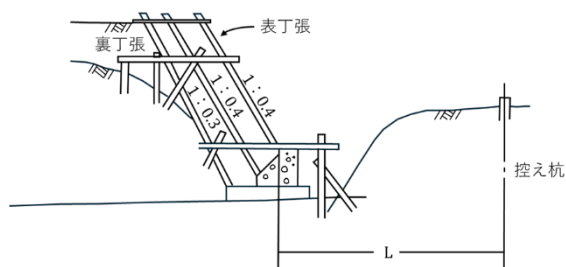
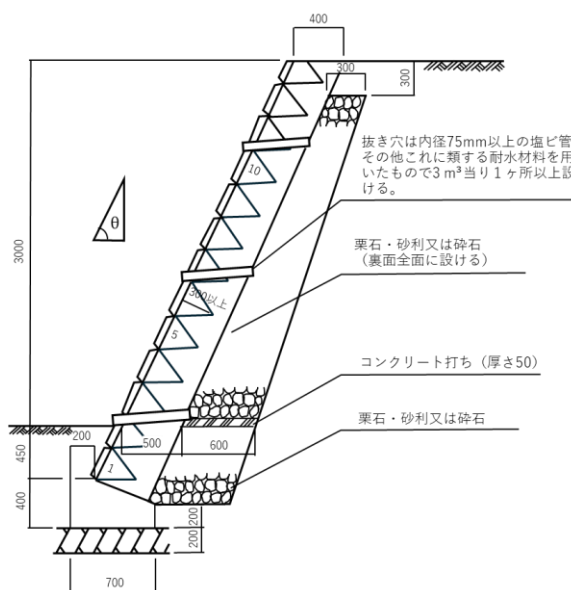


図 2.34 丁張りの設置例

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

(イ) 裏込めコンクリート及び透水層

裏込めコンクリート及び透水層の厚さが不足しないよう、組積み各段の厚さを明示した施工図を作成してください。



段	裏込めコンクリート	裏込め碎石
13	天端 400mm	天端 -304m 300 ※
12	405	—
11	415	302 ※
10	425	—
9	435	350 ※
8	440	—
7	450	400 ※
6	460	—
5	470	470 ※
4	480	—
3	490	530 ※
2	地盤線 500	630 ※
1	505	

※：一日の工程の完了した点を示す

図 2.35 練積み造擁壁の施工図（盛土の例）

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

(ウ) 抜型枠

裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないように、抜型枠を使用してください。

(エ) 組積み

組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いしてください。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みしてください。



図 2.36 芋目地の組積みの例（施工してはならない積み方）

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

(オ) 施工積高

1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめてください。

(カ) 水抜き穴の保護

コンクリートで水抜き穴を閉塞しないよう注意してください。また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにしてください。

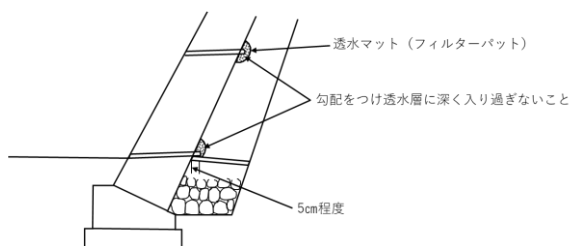


図 2.37 水抜き穴の設置例

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

なお、練積み造擁壁において、透水マット及びフィルターは、裏込め材の流出防止・透水効果を上げるために有効ですが、透水層の裏込め材の代わりとして用いてはいけません。

表 2.15 擁壁背面の水抜き穴の処理例

	透水マット（フィルターパット） ＋裏込め材	フィルターパットのみ	透水マットのみ
模式図			
適用可否	○	×	×

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

(キ) コンクリート打設

胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設にあたっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締め固めを行ってください。

(ク) 擁壁背面の埋め戻し

擁壁背面の埋め戻し土は、胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工してください。

(ケ) 養生

胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生してください。

(コ) その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないように十分注意してください。

【参考】

盛土等防災マニュアル VIII・3 擁壁の設計及び施工

盛土等防災マニュアルの解説I、p503-521

5 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

(1) 崖面崩壊防止施設の設置（政令第6条、政令第14条第1項第1号）

盛土又は切土により生じた崖面は、原則として擁壁で覆う必要があります。ただし、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生じる場所に限り、特例として崖面崩壊防止施設の使用を認めます。具体的には、以下のような土地での使用を認めます。

- ・ 地盤の支持力が小さく不同沈下が懸念されるまたは湧水や常時流水等が認められる場所であること
- ・ 土地利用計画、周囲の状況から勘案して、地盤の変形を許容できること

(2) 崖面崩壊防止施設の設計（政令第14条第1項第2号）

崖面崩壊防止施設は、擁壁と同様に、土圧や水圧、自重等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造としなければなりません。また、地盤が変動した場合にも、崖面と密着した状態を保持する必要があります。さらに、崖面崩壊防止施設の背面に浸入する地下水を有効に排除できるようにする必要があります。

表 2.16 崖面崩壊防止施設と擁壁の特性

施設種別	崖面崩壊防止施設	擁壁
代表工種	・ 鋼製枠工 ・ 大型かご枠工 ・ ジオテキスタイル補強土壁工	・ 鉄筋コンクリート擁壁 ・ 無筋コンクリート擁壁 ・ 練積み擁壁 等
施設の構造特性	・ 土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造 ・ 地盤の変形に追従することができる構造 ・ 構造物の全面が透水性を有しており、背面地下水を速やかに排水できる構造	・ 土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造 ・ 壁面はコンクリート等の剛な構造 ・ 壁面に設ける水抜き等により排水する構造
地盤の変形への追従性	高い (構造物自体が変形して土圧に抵抗する)	低い (剛な構造体であり、変形により健全性を損なう)
耐土圧性	あり (相対的に小さい土圧)	あり (相対的に大きい土圧)
透水性	高い※ (構造体全体から排水)	— (水抜き等により排水)

※ジオテキスタイル補強土壁工は、一般的に排水施設が設置されますが、地山からの湧水等の地下水の影響が大きい場合は、排水施設の機能を強化する必要がある点に留意が必要です。

適用に当たっては、治山技術基準や道路土工擁壁工指針・軟弱地盤対策工指針等の関係する技術基準に準拠の上、適切な工種選定や施設の構造検討を行ってください。

【参考】

盛土等防災マニュアルIX・1 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方、3 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意点

盛土等防災マニュアルの解説I、p524-525、p530-539

(3) 崖面崩壊防止施設の種類の選定

崖面崩壊防止施設の工種は、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等があります。崖面崩壊防止施設の選定にあたっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定しなければなりません。

表 2.17 崖面崩壊防止施設の代表工種の特性概要

代表工種	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工
変形への追従性	中程度	高い	中程度
耐土圧性	相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性	高い (中詰材を高透水性材料とすることで 施設全面からの排水が可能)		中程度 (一般に排水施設を設置する)

図 2.38 崖面崩壊防止施設の例

国土交通省 HP「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」を加工して作成

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611521.pdf>

【参考】

盛土等防災マニュアルIX・2 崖面崩壊防止施設の種類及び選定
盛土等防災マニュアルの解説I、p526-529

6 軟弱地盤対策に関する技術的基準

軟弱地盤は、盛土及び構造物の荷重により大きな沈下を生じ、盛土端部が滑り、地盤が側方に移動する等の変形が著しく、開発事業等において十分注意する必要がある地盤です。また、地震時に液状化が発生するおそれがある砂質地盤についても一種の軟弱地盤と考えられるため、必要に応じて別途検討、対策を講じる必要があります。

軟弱地盤において工事を実施する場合は、「盛土等防災マニュアル」等を参考に、適切な検討、対策を行ってください。

【参考】

盛土等防災マニュアルX・軟弱地盤対策
盛土等防災マニュアルの解説II、p2-238

7 自然斜面等への配慮

山地・森林等では、地形や地下構造が複雑な上、雨水や地下水の流出過程も複雑です。さらに、山地斜面は、土質や植生等の多様な要因の影響を受けて、微妙なバランスの上で安定性が保たれている場合もあります。山地・森林等における開発事業等に際しては、このような山地・森林等の場が有する複雑性や脆弱性を考慮した対応が必要であり、盛土等により造成される地盤面のみならず、地形改変により周辺の自然斜面が不安定化する等の影響を十分に調査し、自然斜面と盛土等を含めた全体の安定を考慮する必要があります。特に、盛土等が周辺の雨水や地下水の流出過程の改変を引き起こすことや、流域界を越えて地下水が流入する可能性があることに留意してください。

また、山地・森林、丘陵地等における開発事業等に際しては、土砂災害に関する法指定区域等に十分留意して、適正な土地利用を図る等、開発事業等実施地区の安全を確保してください。

【参考】

盛土等防災マニュアルXI・自然斜面等への配慮
盛土等防災マニュアルの解説II、p240-279

8 排水施設に関する技術的基準（政令第 16 条）

（1）基本事項（政令第 16 条第 1 項）

盛土又は切土をする場合は、必ず雨水その他を排水できる施設を設置する必要があります。

水を原因とした盛土の崩壊は、のり面を流下する表面水により表面が侵食・洗掘されることによる崩壊と、浸透水によりのり面を構成する土のせん断強さが減少するとともに間隙水圧が増大することから生じる崩壊とに分けられます。この両者を防止するために、排水施設を適切に設計してください。

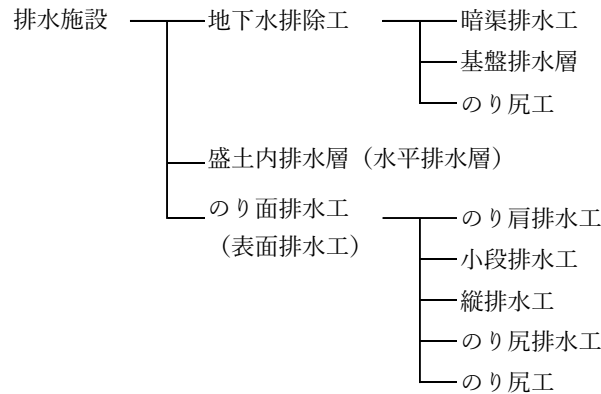


図 2.39 排水施設の種類

排水施設の構造については、以下の基準に適合している必要があります。

- ・排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものであること
- ・排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること
- ・管渠の勾配及び断面積は流量計算により求めること
- ・雨水その他の地表水を排除すべき排水工は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること
 - イ）管渠が始まる箇所
 - ロ）排水の流下方向又は勾配が著しく変化する箇所
 - ハ）管渠の内径又は内法幅の 120 倍を超えない範囲の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所
- ・ます又はマンホールに、ふたが設けられているものであること
- ・ますの底に、深さ 150mm 以上の泥だめが設けられていること

(2) 盛土の排水施設（政令第 16 条第 2 項）

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図ってください。

表 2.18 に基本的な排水施設を示します。

当該地盤面に設置する排水施設は、「8（1）基本事項」に記載の政令第 16 条第 1 項で定める排水施設の基準に適合していることが必要です。

表 2.18 主要な盛土の排水施設等の標準的な仕様

排水施設		基本諸元
地下水排除工	①暗渠排水工	本管 : 管径 300mm 以上（流域等が大規模なものは流量計算にて規格検討） 補助管 : 管径 200mm 以上 補助管間隔 : 40m を標準（溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合は 20m 以内）
	②基盤排水層	厚さ : 0.5m を標準（溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 1.0m 以上） 範囲 : のり尻からのり肩の水平距離の 1/2 の範囲及び地表面勾配 $i < 1:4$ の谷底部を包括して設置
盛土内排水層	③水平排水層	厚さ : 0.3m 以上（砕石や砂の場合） 配置 : 小段ごとに設置 範囲 : 小段高さの 1/2 以上

ア 地下水排除工

地下水排除工は、暗渠排水工、基盤排水層などがあります。暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とします。基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とします。

(ア) 地下水排除工の種類と役割

地下水排除工は、その設置位置、機能、目的等に応じて工法が区分され、多様な役割を果たします。地下水排除工の計画に当たっては、次の検討を行ってください。

a 暗渠排水工

暗渠排水工は、一般に盛土最下部に盛土地盤全体の安定を保つ目的で設置され、盛土を施工する前の基礎地盤にトレンチを掘削して埋設されます。暗渠排水工は、図 2.40 に示す形状を標準とし、管材とそれを取りまく通水性が高いフィルター材等で構成されます。特に、溪流等の雨水や地下水が集中する箇所や、湧水量の多い箇所では、集水管の設置を必須とし、流水や湧水の有無にかかわらず旧沢地形に沿って面的に設置します。集水管は、沢底部に設ける本管（ $\Phi 300\text{mm}$ 以上）と、本管から樹枝状に設置した補助管（ $\Phi 200\text{mm}$ 以上）で構成され、盛土に対して十分な耐荷重性を有す管材を選定してください。補助管の設置間隔は 40m を標準とし、溪流等をはじめとする盛土等の地下水が多いことが想定され

る場合等は設置間隔を 20m とします。

溪流等における盛土の暗渠排水工の設置例を図 2.41 に示します。

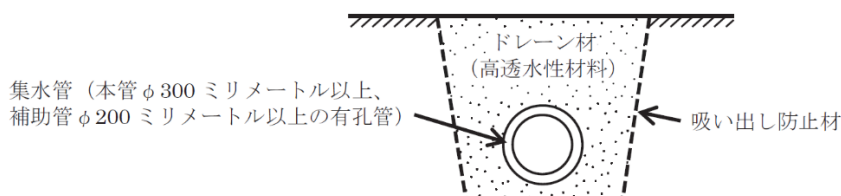


図 2.40 暗渠排水工の基本構造

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

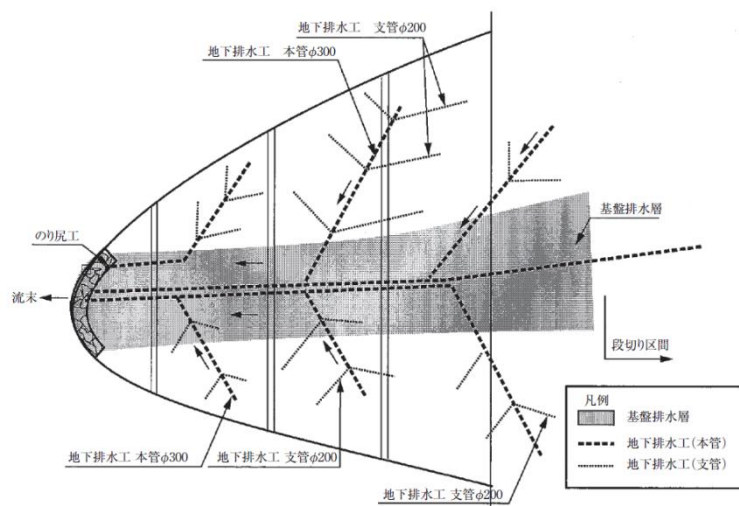


図 2.41 溪流等における盛土の暗渠排水工及び基盤排水層の設置例

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

なお、暗渠排水工の本管径はΦ300mm を基本としますが、流入する地下水量は盛土計画箇所上流の流域面積等に応じて増減するため、流域等が大規模な場合は、排水流量を算出の上適切に排水できる仕様を検討するものとします。このとき、排水流量の算定に当たっては、現況の湧水量及び常時の平水量を測定して定めることが望ましいですが、実態を把握しにくい場合は、次に示す日雨量及び流域面積等を指標とする方法により算定することも可能です。

$$q = \frac{R \times p \times 10,000}{N \times 86,400} \quad (\ell/s \cdot ha)$$

$$Q = A \cdot q$$

Q：暗渠排水量(ℓ/s)

q：単位暗渠排水量(ℓ/s)

R：計画日雨量(mm/d)

p：地下浸透率(=1-f), f：流出率

N：排除日数 (d)

A：流域面積(ha)

ここで、計画日雨量は、接続する施設（下水道等）の計画降雨強度等を考慮して、10年確率の降雨強度を基本とし、集水性が高い場合や盛土規模が大きい場合には総合的に判断し、適切な降雨強度を用います。多量の湧水が認められる場合はその量を考慮すること、地質構造等により流域外からの雨水等の流入が想定される場合は対象の流域をその範囲まで拡大することが望ましいです。

また、暗渠排水工の仕様検討に当たっては、排水流量は式で求まる暗渠排水量に対して5割の余裕を見込むものとしてください。

溪流等における盛土のうち高さ15mを超え、かつ50,000m³を超える盛土については、三次元浸透流解析により、流出量及び暗渠排水の仕様について精査することが望ましいです。

b 基盤排水層

基盤排水層は、地山から盛土への水の浸透を防止するために、地山の表面に設置します。特に、片盛り・片切り、腹付け盛土、傾斜地盤上の盛土のほか、谷間を埋める盛土等は、地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすいため、基盤排水層による地下水の排水効果が高いです。

基盤排水層の厚さは0.5mを標準とし、溪流等をはじめとする盛土の地下水が多いことが想定される場合は1.0mとします。長さについては、盛土のり面ののり尻からのり肩までの水平距離の2分の1の範囲で、かつ、溪流等における盛土では基礎地盤の段切りを施工しない勾配15度程度未満($i < 1:4$)の範囲を包括して設置することを標準としますが、特に湧水や浸透水が多いと想定される場合はこの限りではなく、その範囲を包括して設置するよう留意します。材料としては、碎石や砂等の透水性が高いものを用いることとします。なお、基盤排水層が盛土地盤のせん断強度の弱面とならないように十分なせん断強度を有する材料を用いることとし、設置に当たっては吸い出し防止材により盛土材料の流出防止を図ってください。

基盤排水層の設置例を図2.42に示します。

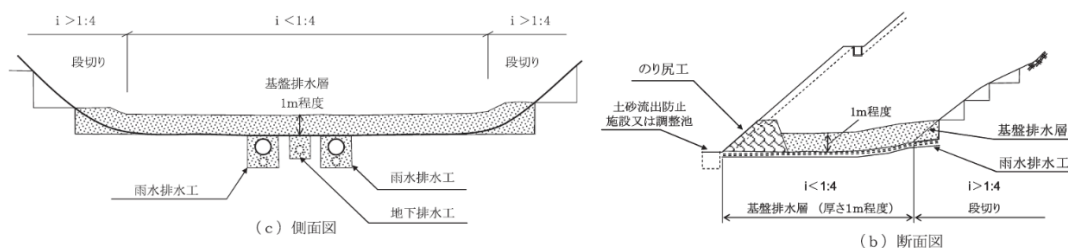


図 2.42 基盤排水層の設置例

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

イ 盛土内排水層（政令第 16 条第 2 項、政令第 7 条第 1 項第 1 号ロ）

盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ることが必要です。水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土のり面の小段ごとに設置することを基本とします。

盛土の安定や、盛土のり面の侵食・表層滑り対策を主な目的として盛土内の含水比を低下させるためにある一定の高さごとに透水性が高い材料で図 2.43 のような排水層を設け、排水層からは有孔パイプ等を用いて水を外に取り出すことが行われます。これを水平排水層といい、この排水層の効果は、次のようなものがあります。

- ・ 施工中の間げき水圧の低下
- ・ 降雨による浸透水の排水
- ・ 盛土の滑り面に対する安定性の向上

水平排水層は、盛土の小段ごとに設けること（ジオテキスタイルを用いる場合、高さ 2～3m ごとに入れる場合がある）、層厚は 0.3m 以上（砕石や砂の場合）とし長さは小段高さ（H）の 2 分の 1 以上とすること、浸透水の速やかな排水を促すため 5～6%の排水勾配を設けることを標準とします。また、排水層の材料は、その目的から透水性が高いものを用いることとしますが、砕石や砂等の粒形の揃ったものを適用する場合は、地震時に液状化現象を起こし、盛土地盤の変状を起こす原因となる場合があることに留意が必要です。なお近年では、良質の礫・砂質材料の確保が難しくなっていることもあり、ジオテキスタイル系の各種材料の適用も有効です。

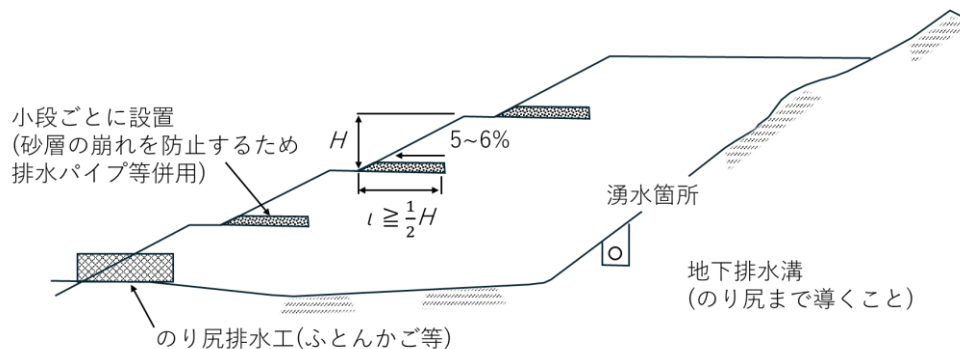


図 2.43 水平排水層の例

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加筆

なお、高含水比の火山灰質粘性土等、保水性が高い材料により高い盛土を行わざるを得ない場合には、図 2.44 のように盛土のり面内深くまで排水層（フィルター層）を設け、のり面の安定を図ります。

排水層としては透水性が高い礫や砂を使用したり、ジオテキスタイル系のものを用いたりすることが多いですが、不透水層の上にふとんかごを並べる等の工法をとる場合もあります。

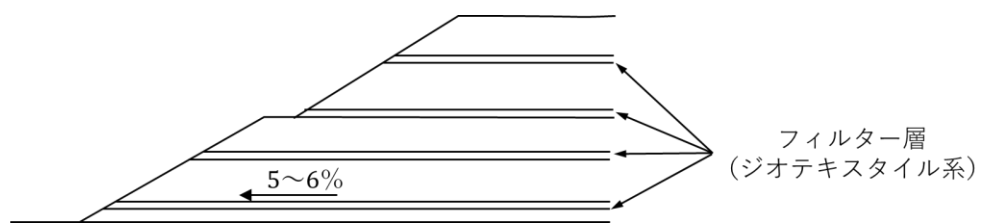


図 2.44 深層水平排水層の例

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より

【参考】

盛土等防災マニュアルV・2・2 盛土内排水層

盛土等防災マニュアルの解説I、p167-172

(3) 排水施設の規模

排水施設の規模は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨量等の計画流出量を安全に排除できるように決定してください。

ア 雨水流出量の算定

雨水流出量 (Q) は、原則として次の合理式 (ラショナル式) により算出してください。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

f : 流出係数

r : 雨量強度 (mm/hr)

A : 集水区域面積 (ha)

イ 降雨強度

降雨強度について、降雨強度式は「長野県内の降雨強度式 (平成 28 年 4 月 1 日)」を用いて算出するものとし、確率年は表 2.19 を基に盛土等の規模によって決定するものとします。また、降雨強度式に用いる到達時間 (t) は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き (令和 6 年 4 月 1 日)」に基づいた表 2.20 の数値を用いてください。

表 2.19 工事の規模と降雨強度の確率年

盛土等の規模	降雨強度の確率年
・ 盛土等の面積が 3,000 m²以下かつ盛土等の高さが 5m 以下	5 年
・ 盛土等の面積が 3,000 m²超 ・ 盛土等の高さが 5m 超	10 年

表 2.20 到達時間

流域面積	単位時間
50 ha 以下	10 分
100 ha 以下	20 分
500 ha 以下	30 分

ウ 流出係数

流出係数 (f) は、表に示す値のほか、土地利用の目的等に応じ適切な値を用いてください。

表 2.21 工種別流出係数

工種	流出係数	工種	流出係数
屋根	0.85 ~ 0.95	間地	0.10 ~ 0.30
道路	0.80 ~ 0.90	芝、樹木の多い公園	0.05 ~ 0.25
その他の不浸透面	0.75 ~ 0.85	勾配の緩い山地	0.20 ~ 0.40
水面	1.00	勾配の急な山地	0.40 ~ 0.60

開発事業等実施地区内に流出抑制施設として浸透施設等を設置した場合には、必要に応じて、その効果を見込んで、排水施設の規模を定めることができます。浸透施設、調整池等については、「盛土等防災マニュアルの解説」や「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」を参照して設計するようにしてください。

【参考】

盛土等防災マニュアルⅫ 治水・排水対策

盛土等防災マニュアルの解説Ⅱ、p292-369

宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針

9 土石の堆積に関する技術的基準（政令第 19 条）

(1) 基本事項（政令第 19 条第 1 項）

土石の堆積とは、盛土規制法で指定される規制区域内において行われる、一定期間を経過した後に除却されることを前提とした、土石を一時的に堆積する行為をいいます。

なお、土石の堆積の許可期間は、最大 5 年です。

土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩壊防止に資する技術的基準を適用することは適当ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とします。

堆積箇所の選定にあたっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術的基準を考慮し、周辺への安全性を確保できるよう検討する必要があります。

- ・ 土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は 1/10 以下としてください。ただし、堆積した土石の崩壊が生じないように設計する場合はこの限りではありません。（政令第 19 条第 1 項第 1 号）
- ・ 地表水等の浸透による緩み等が生じない措置が必要です。（政令第 19 条第 1 項第 2 号）
- ・ 土石の堆積形状は、周辺の安全確保を目的とし、次のいずれかによる周辺の安全確保及び柵等の設置が必要です。（政令第 19 条第 1 項第 3 号）
 - ① 堆積する土石の高さが 5m 以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置
 - ② 堆積する土石の高さが 5m 超の場合、当該高さの 2 倍を超える幅の空地の設置これらの措置については、鋼矢板等その他必要な措置に代えることができます。
- ・ 原則、堆積した土石の周囲（空地・側溝等の外側）に柵等を設置することが必要です。柵等とは、人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用が可能です。また見やすい箇所に関係者以外立入禁止の表示を掲示してください。（政令第 19 条第 1 項第 4 号、省令第 33 条）
- ・ 雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、地表水を排除することができるように、堆積した土砂の周囲に側溝を設置する等の適切な排水措置等が必要です。排水施設は素掘り側溝とすることも可能です。（政令第 19 条第 1 項第 5 号）

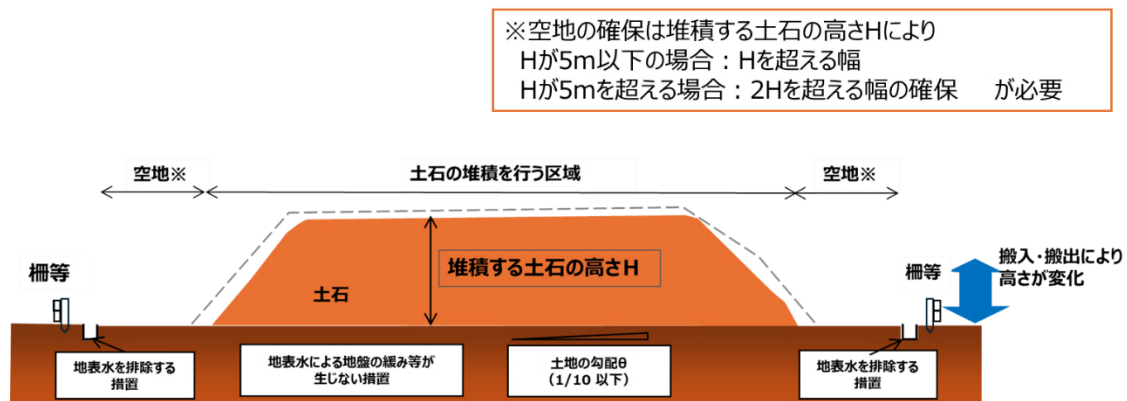


図 2.45 土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

国土交通省・農林水産省・林野庁「宅地造成等規制法の一部を改正する法律
（令和 4 年法律第 55 号）について」から引用（https://jasra.or.jp/pdf/20230518_a.pdf）

【参考】

盛土等防災マニュアルXVI・2 土石の堆積の基本的な考え方

盛土等防災マニュアルの解説II、p610-616

(2) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置（政令第 19 条第 2 項）

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置とは、空地を設けない場合や土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が 1/10 を超える場合において、堆積した土石の流出を防止することを目的とした措置をいいます。

ア 地盤の勾配が 1/10 を超える場合の措置

(ア) 構台等の設置

- ・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配は 1/10 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の崩壊を防止すること。
- ・措置の選定にあたっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定すること。

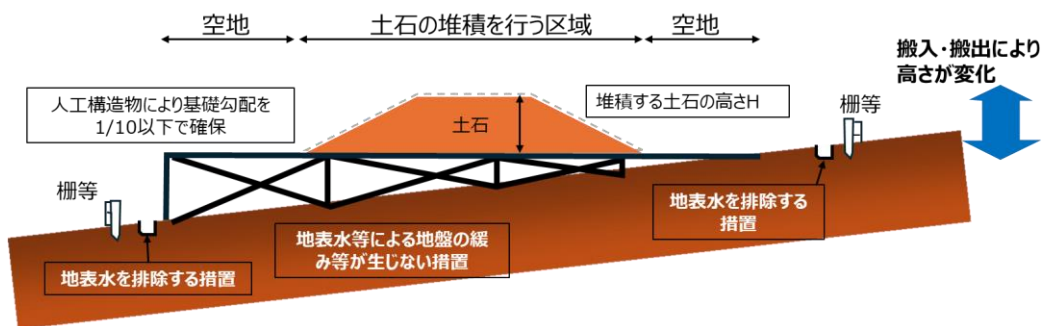


図 2.46 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の概念図（構台等の設置）

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加工

イ 空地を設けない場合の措置

(ア) 鋼矢板等の設置

- ・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置すること。
- ・想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造とすること。
- ・鋼矢板等の設計については、鋼矢板土留めによること。

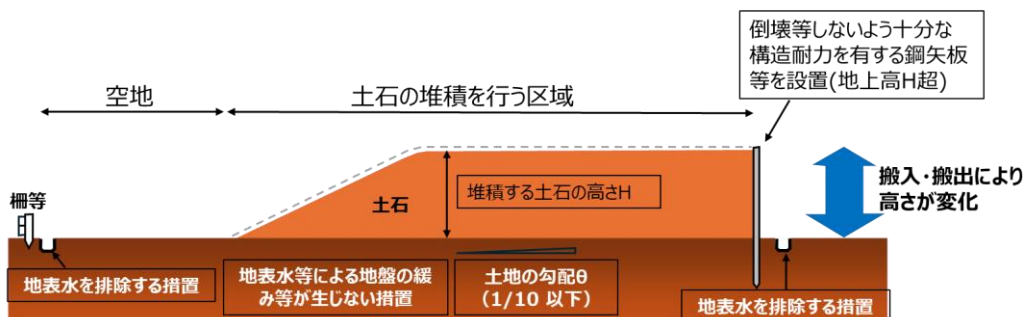


図 2.47 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の概念図（鋼矢板等の設置）

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加工

(イ) 堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護

- ・堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が侵入することを防ぐこと。
- ・堆積した土石の周囲（側溝等の外側）に柵等を設置すること。

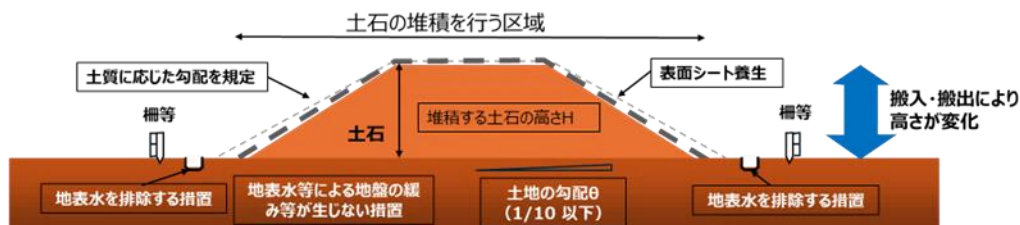


図 2.48 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の概念図
(堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護)

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加工

【参考】

盛土等防災マニュアルXVI・4 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置
盛土等防災マニュアルの解説II、p622-632

10 工事施工中の防災措置に関する技術的基準

(1) 基本事項

開発事業等においては、一般に、広範囲にわたって地形、植生状況等を改変するため、工事施工中の崖崩れ、土砂の流出等による災害を防止することが重要です。したがって、気象、地質、土質、周辺環境等を考慮して、適切な防災工法の選択、施工時期の選定、工程に関する配慮等、必要な防災措置を工事に先行して講ずるとともに、防災体制の確立等の総合的な対策により、工事施工中の災害の発生を未然に防止することが重要となります。

(2) 工事施工中の仮の防災調整池等

工事施工中においては、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないように、周辺の土地利用状況、造成規模、施工時期等を勘案し、必要な箇所については、濁水等を一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈殿させる機能等を有する施設を設置することが重要となります。仮の防災調整池設置にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 計画雨量

仮の防災調整池等の施設の設計において対象とする計画雨量は、地域性、工期、土工等の施工時期等を勘案し、適切に設定する。

イ 土砂の流出抑制対策

工事施工中は、一般に工事完成後に比べて流出土砂量が極めて多いため、仮の防災調整池とあわせて谷止め工等の土砂発生の流出抑制対策施設を併用すると有効な場合がある。

ウ 容量等

仮の防災調整池の必要容量は、計画雨量に応じた流出量を安全に処理できる容量とし、集水区域に設置される防災施設の状況に応じて適切に決定する。また、仮の防災調整池容量には、流出土砂を貯めるための沈砂容量を見込む。

エ 構造等

- ① 仮の防災調整池の堤体は、流入水・流出土砂等により決壊しないような構造とする。
- ② 土堰堤等の場合には、計画雨量以上の雨水に対する保護措置を講じる。
- ③ 排水口は、表流水に浮遊する建設資材、森林伐開後の枝葉・ゴミ等の流入から保護する。
- ④ 仮の防災調整池への雨水流入口は、堅固な構造とする。

オ 汚濁軽減措置

河川の汚濁軽減措置を講じる。

(3) 簡易な土砂流出防止工（流土止め工）

周辺状況、工事現場状況等により、開発事業等実施地区外へ土砂を流出させないようにするために、仮の防災調整池によらず、ふとんかご等の簡易な土砂流出防止工（流土止め工）を用いる場合には、地形、地質状況等を十分に検討した上で、その配置及び形状を決定することが重要です。

表 2.22 土砂流出防止工（流土止め工）例

	板 柵 マ ッ ト 工	板 柵 土 の う 積 工	ふ と ん か ご 工
略 図			
留 意 事 項	・松丸太杭に保護用ネット付き土砂止めマットを松板で挟み、洋釘で打ち付け柵工とする。 ・簡易で重量も軽いため、施工が簡単であり、軟弱な土などに対しても適用可能である。 ・沢部や用地境界沿いに設置する。 ・流出土砂の粒径に応じて、土砂留めマットの種類を選定する。	・松丸太杭に松板を洋釘で打ち付けた板柵2列の間に、土のうを詰め鉄線で締め付ける。 ・板柵の中に土のうを積み、土砂流出を防止するものである。中詰めの土のうの積み方などは、図面にとらわれることなく現場に応じて考慮する。 ・土砂止め工を通ってくる流水は素掘り側溝によって集水し、下流水路へ導く。 ・水を完全に止める場合には土のうの代わりに土砂埋めとする。 ・杭間隔などは現場状況に応じて定める。	・細粒の土砂が流出する地区においては、土砂止め効果がないようなことも考えられるため、中詰めの材料を選定するか、他の土砂流出防止工を併用するなどの配慮が必要である。 ・軟弱層の場合には、中詰めの割栗石等の搬入困難、不同沈下の可能性など問題も多いため、適用する場合にはこれらを考慮して行う必要がある。 ・使用箇所によっては3段積みによらず、2段、1段積みとするなど、各種の形状を任意に適用する。

「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編）」より一部加工

(4) 仮排水工

工事施工中の排水については、開発事業等実施地区外への無秩序な流出をできるだけ防ぐとともに、当該地区内への流入及び直接降雨については、のり面の流下を避け、かつ、地下浸透が少ないように、速やかに仮の防災調整池等へ導くことが重要です。

(5) のり面からの土砂流出等の防災対策

人家、鉄道、道路等に隣接する重要な箇所には、工事施工中、のり面からの土砂の流出等による災害を防止するために柵工等の対策施設を設けることが重要です。

(6) 表土等を仮置きする場合の措置

工事施工中に、表土等の掘削土を開発事業等実施地区内に仮置きするような場合には、降雨によりこれらの仮置き土が流出したり、濁水の原因になったりしないように適切な措置を講ずることが重要です。

(7) 工事に伴う騒音・振動等の対策

工事現場周辺の生活環境に影響を及ぼし、住民への身体的・精神的影響が大きいと考えられる事項については、適用法令を遵守するとともに、十分にその対策を講ずる必要があります。

【参考】

盛土等防災マニュアルXIII・工事中施行中の防災措置

盛土等防災マニュアルの解説II、p396-483

11 その他の留意事項

(1) 注意すべきその他の地盤

開発事業等実施地区内に、その工学的特徴について十分に配慮しなければならないような地盤が存在する場合には、その安全性等について十分な調査・検討を行う必要があります。

ア 断層破碎帯地域への対応

日本は地質構造が脆弱なところが多く、長野県内における開発事業等に当たっても、これらの場所を全て避けるのは現実的に不可能であるため、十分注意して取り扱う必要があります。

表 2.23 崩壊形態と斜面崩壊防止工法選定のための主な着眼点と適用工法

「新・斜面崩壊防止工事の設計と実例一本編」((一社) 全国治水砂防協会、令和元年5月)

凡例 A：表土 B：州積土 C：火山碎屑物 D：段丘堆積物 E：強風化岩 F：岩Ⅰ G：岩Ⅱ		崩壊形態	分類記号	急傾斜地崩壊防止工																								
				排水工		切土工	植生工	吹付工		張工		のり砕工		擁壁工				グラウンドアンカー工	地山補強土工	杭工	落石対策工	雪崩対策工	柵工		待受工			
				地表水排除	地下水排除			モルタル・コンクリート吹付	石張・コンクリートブロック	コンクリート版	コンクリート	プレキャスト	現場打コンクリート	石積・ブロック積	もたれコンクリート	重力式コンクリート	井桁組						土留柵工	編み柵工		かご工	高エネルギー吸収型崩壊土砂防護柵	
土砂の崩落	A	表土	1－(1)	○		◎	△		○				△	△							△				◎	◎		
	B	崩積土	2－(1)	○	△	◎	△		○				△	△	△						△				○	○		
	C	しらす,ローム等の崩落	3－(1)－a	○	△	◎	△		○	△	△	△	△	△	△						△				○	○		
		風化した集塊岩,凝灰角礫岩等の崩落	3－(1)－b	○	△	◎	△		○	△	△	△	△	△	△		△				△				◎	◎		
	D	固結したシルト層等の不透水層がある場合	4－(1)－a	○	△	◎	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△			△	○	○	
礫を含むルーズな堆積物からの礫の抜け出し		4－(1)－b	○	△	◎	△		○	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△				◎	◎		
土砂の滑落	A	表土	1－(2)	◎	△	◎	○		○				○	△	△		○	○	△				△	△	△	○	○	
	B	基盤との境界	2－(2)－a	◎	△	○	○		○	△	△	△	○	○	○	△	○	○	△	△	△	△	△	△		△	○	○
		崩積土中の滑落	2－(2)－b	◎	△	○	○		○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△		△	○	○
	C	しらす,ローム等の滑落	3－(2)	◎	△	○	○		○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○
岩の滑落	E	まさの滑落	5－(2)－a	◎	△	◎	○		○	△	△	△	○	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	△
		温泉余土	6－(2)－b	◎	△	○	○		○	△	△	△	△	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△
	F	地層の境界面での滑落	6－(2)－a	○	△	○	△	△	△		○	△	○	○	△	◎	○	△	○	△	△	△	△		△	△	△	△
		断層・割れ目の組み合わせによる滑落	6－(2)－b	○	△	○	△	△	△		○		○	○	△	◎	○	△	○	△	△	△	△			△	△	
		礫岩・集塊岩で礫と粘土・石灰岩・火山灰などの膠結部の境界沿いに滑落	6－(2)－c	○	△	△	△	△	△		○	△	○	○	△	◎	○	△	○	△	△	△	△			△	△	
	G	頁岩の層理面沿いの滑落	7－(2)－a	○	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	△	○	△	○	△	△	△	△	△		△	△	△	△
		砂岩,頁岩の二層にまたがる滑落	7－(2)－b	○	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	△	○	△	○	△	△	△	△	△		△	△	△	△
岩の崩落	E	強風化岩	5－(1)	△	△	◎		○	○	△	△	○		△	△	△					△	△			△	○	○	
		F	制れ目まで囲まれたブロック崩壊	6－(1)－a	△	△	◎	△	○	○	△	△	○		△	△		△				△	△				○	○
	互層になっているとき,下層が侵食に弱く上層が残されているもの		6－(1)－b	△	△	◎	△	○	○	△	△	○		△	△		△				△	△				○	○	
	同一地層でも下部が侵食に弱く上部が残っているもの		6－(1)－c	△	△	◎	△	○	○	△	△	○		△	△		△				△				△	○	○	
	熔岩の節理による崩落		6－(1)－d	△	△	○	△	○	○	△	△	○		△	△		△				△					○	○	
	G	互層になっているとき,侵食に強い層が残り,それが崩落	7－(1)－a	○	△	○	△	○	○	△	△	○		△	△	△	△	△		△	△				△	○	○	
		第三紀の頁岩の表面剥離による崩落	7－(1)－b	○		○	△	○	○	△	△	○		△	△	△	△	△		○	○					○	○	

凡例 ◎: 最もよく使われる ○: しばしば用いられる △: 場合によって用いられる 無印: ほとんど用いられない

イ 雑物の処理

開発事業等実施地区には、家屋の基礎、水路、擁壁等のコンクリートや石材からなる構造物が残存していたり、家庭・産業廃棄物（ゴミ）が投棄されていたりすることがあります。構造物は、建設機械の走行性を阻害し、そのまま盛土をするとその後の杭打ちや地下埋設物等の工事に支障をきたします。また、ゴミは一般に不均質で間隙が大きいため、盛土に伴って沈下や滑りの原因となったり、場合によっては有害なガス、汚水、熱、臭気を発生したりします。

したがって、これらが量・質的に将来の土地利用や宅地等の品質に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、適切な処理が必要です。

(2) 建設副産物に対する基本的な考え方

開発事業等に伴う建設副産物は、その発生を抑制することが原則ですが、やむを得ない場合は、積極的に再利用又は再資源化を推進することにより資源の有効な利用確保を図るとともに、適正処理の徹底を行うことが重要です。また、他の建設工事で発生した建設発生土を有効利用することは、建設発生土の需要を拡大し、不法な盛土等の発生の防止を図る上でも重要です。

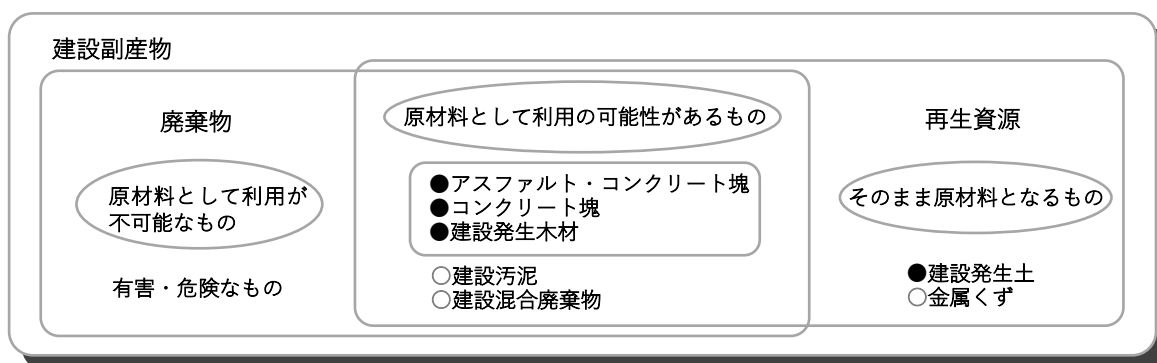


図 2.49 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

http://www.milt.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d01about/d0101/page_010201byproduct.htm

(3) 建設発生土の搬出先の明確化

建設発生土の取扱いについては、不法な盛土等の発生及び建設発生土の不適正な利用等を防止する観点から、搬出先の適正確保と資源としての有効活用を一体的に図っていくことが建設発生土の不適正処理の防止に効果的です。

公共工事においては、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等の指定利用等の徹底を図ることが重要です。その他、継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者においては、公共工事の発注者と同様に、指定利用等の取組の実施や、それが困難な場合でも元請業者により建設発生土の適正処理が行われることを確認することが重要です。

また、公共及び民間工事において、元請業者は資源の有効な利用の促進に関する法律等に基づく再生資源利用促進計画制度により、建設発生土を一定規模以上搬出する建設工事については、搬出先の明確化を図るようにしてください。

(4) 環境に対する配慮

開発事業等における防災措置の実施にあたっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、開発事業等実施地区及び周辺の自然環境の保全に努めるようにしてください。

【参考】

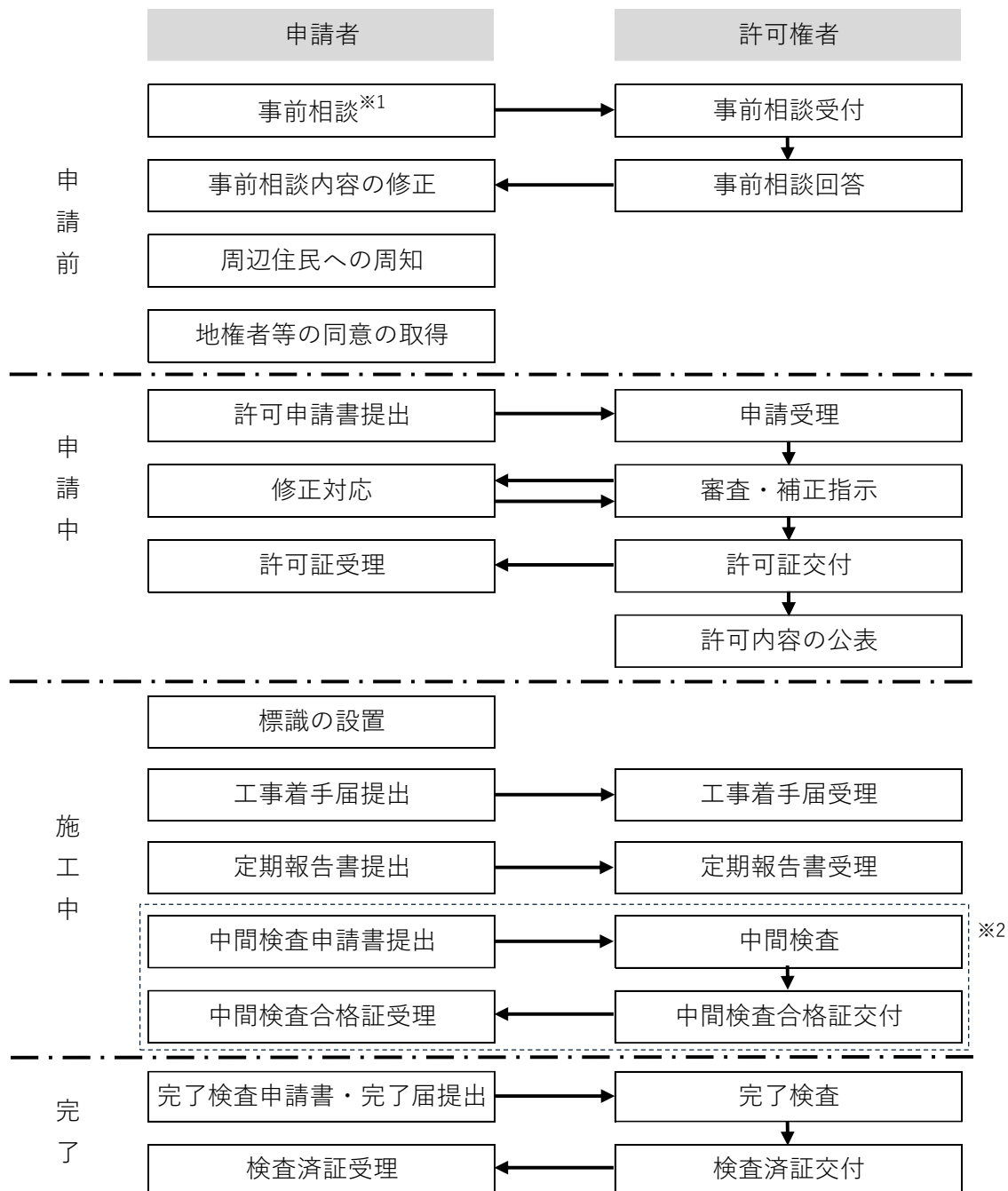
盛土等防災マニュアルXVI・その他の留意事項

盛土等防災マニュアルの解説II、p486-569

第3 許可申請・届出

1 許可申請から工事完了までの手続きの流れ

許可を要する工事の手続きの流れを図 3.1 に示します。



※1 事前相談は必須ではありませんが、必要に応じて実施をすることを想定しています。事前相談の可否については、許可申請の窓口にお問い合わせください。

※2 土石の堆積の場合は、中間検査は不要です。

図 3.1 許可を要する工事の手続きの流れ

2 許可の条件（法第 12 条）

盛土等に関する工事の許可にあたっては、次のような許可基準を満足する必要があります。

- ①当該工事の計画が本手引きの「第 2 技術的基準」の規程に適合すること。
- ②工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- ③工事施工者に当該工事を完成するために必要な能力があること。
- ④当該工事をしようとする土地の区域内の土地について、所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ていること※¹。
- ⑤工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じること※²。

※1：以下の権利は同意確認の対象外となります。

- ・ 抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）
- ・ 建築物又は工作物のみに係る権利

※2：住民への周知については、「3 住民への周知」を確認してください。

許可申請時に上記許可基準を確認するために必要な書類については、「4 許可申請に必要な書類等」を確認してください。

3 住民への周知（法第 11 条、省令第 6 条）

工事の許可申請にあたっては、予め、盛土等に関する工事の施工に係る土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるために必要な措置を講じる必要があります。周知については、実施する工事の規模に応じて、それぞれ指定された範囲に対して適切な方法で行ってください。

表 3.1 工事の規模と住民への周知方法

工事の規模	周知する範囲	住民への周知方法
①・盛土等を行う面積が 3,000m ² 超 （高さが 1m 以下のものを除く） ・盛土等を行う高さが 5m 超	自治会や町内会の単位を基本とし、盛土等を行う区域からの土砂等の崩落、飛散又は流出の可能性がある地域の範囲（下流域に盛土等の土砂等が流出するおそれがある場合においては、下流域の自治会なども含む）	・説明会の開催
② ①以外の盛土等	表 3.2 に示す範囲	以下のいずれかの方法で実施 ・説明会の開催 ・書面の配布 ・工事を行う土地又はその周辺での掲示及びウェブページへの掲載

（対象範囲の考え方（例））

- (1) 土砂災害警戒区域内に盛土等を行う場合は、盛土等区域の下流域であり、かつ、当該土砂災害警戒区域を含む自治会を説明会の対象と考える
- (2) 土砂災害警戒区域外に盛土等を行う場合は、盛土等が属する自治会を説明会の対象と考える
- (3) 盛土等区域が自治会境付近にあり、土地の形状などにより隣接自治会に土砂の流出の可能性がある場合は、隣接する自治会も説明会の対象と考える

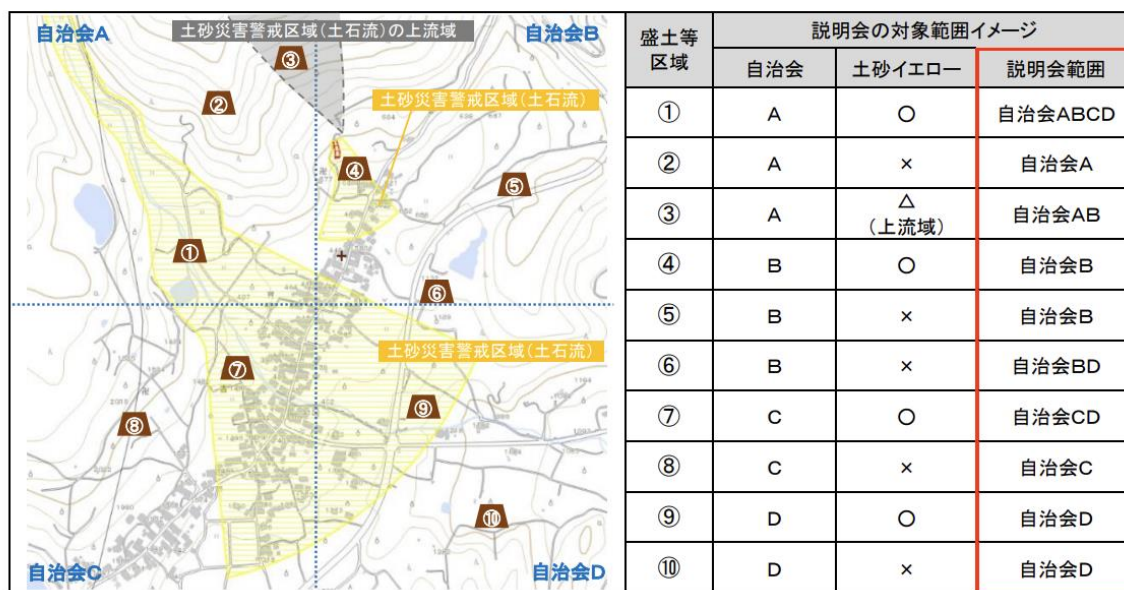


図 3.2 表 3.1 における工事の規模①の場合の周知範囲
（土地の面積が 3,000m² を超える場合又は高さが 5m を超える場合）

表 3.2 表 3.1 における工事の規模②での住民の周知を行う範囲（①以外の盛土等の場合）

盛土の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
a 平地盛土 b 切土 c 土石の堆積	盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲）	
腹付け盛土	盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 l の範囲）	
a 溪流等における盛土 b 谷埋め盛土 c 腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの	下流の溪床勾配が 2° 以上の範囲	

表 3.3 周辺住民への周知の内容

区分	項目
盛土又は切土	- 工事主の氏名又は名称 - 工事が施行される土地の所在地 - 工事施工者の氏名又は名称 - 工事の着手予定年月日及び完了予定日 - 盛土又は切土の高さ - 盛土又は切土をする土地の面積 - 盛土又は切土の土量
土石の堆積	- 工事主の氏名又は名称 - 工事が施行される土地の所在地 - 工事施工者の氏名又は名称 - 工事の着手予定年月日及び完了予定日 - 土石の堆積の最大堆積高さ - 土石の堆積をする土地の面積 - 土石の堆積の最大堆積土量

4 許可申請に必要な書類等（省令第7条、第63条）

法第12条又は第30条による盛土等に関する工事の許可申請は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。申請は、正本1部、副本1部の計2部を提出してください。なお、申請書の提出先は工事等を行う場所によって異なりますので、ご注意ください。

盛土又は切土の許可申請に必要な書類は表3.5～表3.7に、土石の堆積の許可申請に必要な書類は表3.8および表3.9に示します。

表 3.4 申請書提出部数

書類		部数
申請書 提出部数	正本	1部
	副本	1部
	合計	2部

表 3.5 盛土又は切土の許可申請に必要な書類その1（省令第7条第1項）

No.	書類	様式	添付書類	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令別記様式第二	図面【表3.7参照】	(省令第7条第1項) ・申請者、工事の概要等を記載
2	構造計算書等（擁壁）	(任意)	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要 ・構造計画、応力算定及び断面算定	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合（省令第7条第1項第2号） ・崖面崩壊防止施設の場合（政令第14条、省令第31条）
	大臣認定擁壁認定書等	(任意)	・大臣認定擁壁の認定書 ・大臣認定擁壁の認証証明書 ・設計条件が分かる資料	・大臣認定擁壁を使用している場合（政令第17条）
3	安定計算書等（地盤等）	(任意)	・土質試験その他の調査の結果 ・試験に基づく安定計算書	・高さ15mを超える盛土をする場合（ただし、盛土を行う材料が粒度の悪い砂、砂質土、硬い粘質土、硬い粘土（洪積層の堅い粘質土、粘土、関東ローム等）の場合は10m、火山灰質粘性土の場合は5mを超える盛土をする場合）（省令第7条第1項第3号） ・崖面を擁壁で覆わない場合（省令第7条第1項第4号）
4	設計者の資格に関する申告書	要綱様式第1号	・生年月日、最終学歴、資格免許等を証する書類	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設の設置（省令第7条第1項第5号）
5	申請地及びその周辺の写真	(任意)	・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(省令第7条第1項第6号) ・撮影位置・方向がわかるようにすること
6	宅地造成等に関する工事の妨げとなる権利を有する者の一覧表	要綱様式第2号	・公図 ・土地の登記事項証明書	(省令第7条第1項第10号) ・公図には、「地番、地目、所有者名、面積」を追記すること
7	宅地造成等に関する工事同意書	要綱様式第3号	・印鑑登録証明書	

※各添付書類は、直近3ヶ月以内に発行のものとします。

表 3.6 盛土又は切土の許可申請に必要な書類その 2（省令第 7 条第 1 項）

No.	書類	様式	添付書類	備考
8	説明会の開催結果等報告書	要綱様式第 4 号	（説明会を開催した場合） ・議事録及び出席者名簿 （住民へ書面を配布した場合） ・配布した書面 （掲示とインターネットを利用して周知した場合） ・掲示板の写真及びインターネット画面を印刷したもの	（省令第 7 条第 1 項第 11 号）
9	工事主の資力及び信用に関する申告書	要綱様式第 5 号	・融資証明 ・過去二期の決算書 ・住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(個人の場合) ・登記事項証明書(法人の場合) ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(法人の場合) ・納税証明書 ・定款 ・残高証明 ・その他知事／市長が必要と認める書類	（省令第 7 条第 1 項第 7～8 号、細則第 3 条第 1 号）
10	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	省令別記様式第三	—	（省令第 7 条第 1 項第 9 号）
11	工事施行者の能力に関する申告書	要綱様式第 6 号	・過去二期の決算書 ・登記事項証明書 ・納税証明書 ・定款 ・建設業の許可証明書 ・その他知事／市長が必要と認める書類	（法第 12 条第 2 項第 3 号、第 30 条第 2 項第 3 号、細則第 3 条第 2 号）
12	委任状	（任意）	—	・代理人が申請手続きを行う場合

※各添付書類は、直近 3 ヶ月以内に発行のものとします。

表 3.7 盛土又は切土の許可申請に必要な図面 (省令第7条第1項第1号)

No.	図面	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	・方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・等高線は、2m の標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・高低差の著しい箇所について作成すること ・切土は黄色、盛土は赤色に色分けをすること
5	排水施設の平面図	・方位、排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	・表面排水施設と地下排水施設の平面図をそれぞれ添付すること
6	排水施設構造図	・構造詳細図		・流量計算書及び流域図を添付すること
7	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
8	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	
9	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
10	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
11	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること

※各図面とも、申請地は朱線で囲むこととします。

表 3.8 土石の堆積の許可申請に必要な書類（省令第 7 条第 2 項）

No.	書類	様式	添付書類	備考
1	土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令別記様式第四	【表 3.9 参照】	(省令第 7 条第 2 項) ・申請者、工事の概要等を記載
2	構造計算書等 (崩壊防止)	(任意)	・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 10 分の 1 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合 (省令第 7 条第 2 項第 2 号、第 32 条)
3	構造計算書等 (流出防止)	(任意)	・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合（省令第 7 条第 2 項第 3 号、第 34 条第 1 項各号）
	大臣認定擁壁認定書等	(任意)	・大臣認定擁壁の認定書 ・大臣認定擁壁の認証証明書 ・設計条件が分かる資料	・大臣認定擁壁を使用している場合（政令第 17 条）
4	申請地及びその周辺の写真	(任意)	・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(省令第 7 条第 2 項第 4 号) ・撮影位置、方向が分かるようにすること
5	宅地造成等に関する工事の妨げとなる権利を有する者の一覧表	要綱様式第 2 号	・公図 ・土地の登記事項証明書	(省令第 7 条第 2 項第 8 号) ・公図には、「地番、地目、所有者名、面積」を追記すること
6	宅地造成等に関する工事同意書	要綱様式第 3 号	・印鑑登録証明書	
7	説明会の開催結果等報告書	要綱様式第 4 号	(説明会を開催した場合) ・議事録及び出席者名簿 (住民へ書面を配布した場合) ・配布した書面 (掲示とインターネットを利用して周知した場合) ・掲示板の写真及びインターネット画面を印刷したもの	(省令第 7 条第 2 項第 9 号)
8	工事主の資力及び信用に関する申告書	要綱様式第 5 号	・融資証明 ・過去二期の決算書 ・住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(個人の場合) ・登記事項証明書(法人の場合) ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(法人の場合) ・納税証明書 ・定款 ・残高証明 ・その他知事／市長が必要と認める書類	(省令第 7 条第 2 項第 5～6 号、細則第 3 条第 1 号)
10	資金計画書（土石の堆積に関する工事）	省令別記様式第五	—	(省令第 7 条第 2 項第 7 号)
9	工事施行者の能力に関する申告書	要綱様式第 6 号	・過去二期の決算書 ・登記事項証明書 ・納税証明書 ・定款 ・建設業の許可証明書 ・その他知事／市長が必要と認める書類	(法第 12 条第 2 項第 3 号、第 30 条第 2 項第 3 号、細則第 3 条第 2 号)
12	委任状	(任意)	—	・代理人が申請手続きを行う場合

※各添付書類は、直近 3 ヶ月以内に発行のものとします。

表 3.9 土石の堆積の許可申請に必要な図面（省令第 7 条第 2 項第 1 号）

No.	図面	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・ 方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	・ 方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・ 等高線は、2m の標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・ 方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置（排水施設等）を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・ 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること
4	土地の断面図	・ 土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	
5	擁壁の断面図	・ 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	

※各図面とも、申請地は朱線で囲むこととします。

5 許可の特例（法第 15 条、第 34 条）

（1）国または都道府県等の工事の特例

国または都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。上記以外の自治体が行う工事は、協議ではなく、許可を受ける必要があります。協議であっても、適用される技術的基準は、許可と同様です。

盛土又は切土および土石の堆積に関する工事の協議の申出に必要な書類について表 3.11 に示します。

表 3.10 協議申出書提出部数

書類		部数
申出書 提出部数	正本	1 部
	副本	1 部
	合計	2 部

表 3.11 盛土等の協議の申出に必要な書類

No.	書類	様式	添付書類	備考
1	（盛土又は切土） 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	要綱様式 第 8 号	【表 3.5～表 3.7 参照】 （省令第 7 条第 1 項に規定の書類）	（法第 15 条第 1 項、 法第 34 条第 1 項）
	（土石の堆積） 土石の堆積に関する工事の協議申出書	要綱様式 第 9 号	【表 3.8～表 3.9 参照】 （省令第 7 条第 2 項に規定の書類）	

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

(2) 都市計画法に基づく開発許可を受けている工事の手続きの流れ

都市計画法に基づく開発許可を受けている工事は、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます（みなし許可）。都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出も同様です。ただし、みなし許可の工事においても、盛土規制法に基づく定期報告、中間検査の受検、標識の掲示については、必要となります。みなし許可に関する手続きの流れを図 3.3 に示します。

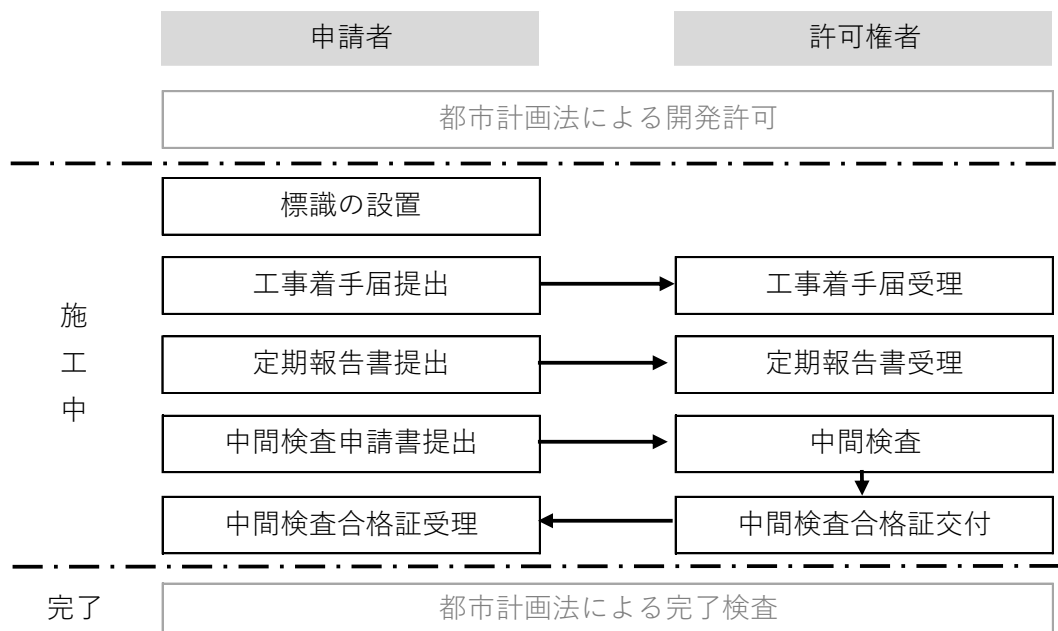


図 3.3 みなし許可の工事の手続きの流れ

6 届出の手続きの流れ

届出を要する工事の手続きの流れを図 3.4 に示します。

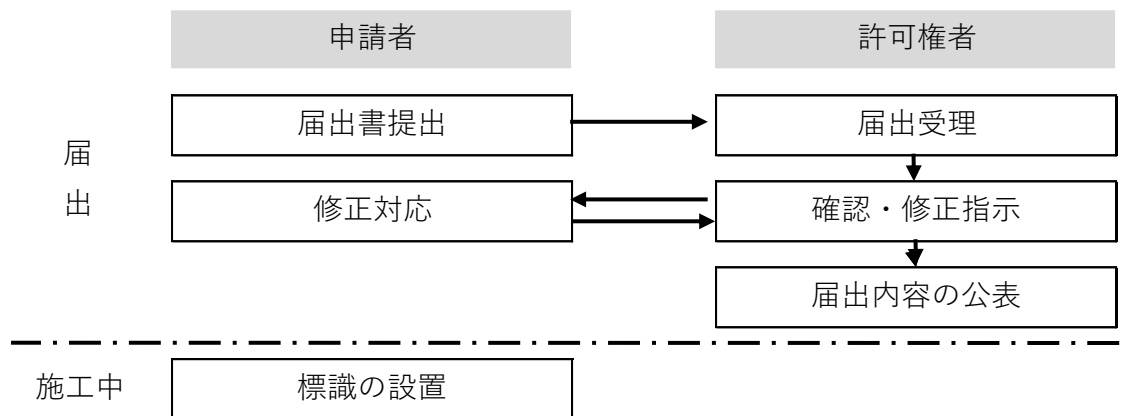


図 3.4 届出を要する工事の手続きの流れ

7 届出に必要な書類等（省令第 58 条）

特定盛土等規制区域において、法第 27 条第 1 項に基づく届出は、所定の様式に必要な書類等を添付したものをその工事に着手する 30 日前までに提出することにより行います。ただし、法第 30 条第 1 項の許可、法第 35 条第 1 項の変更許可、法第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。届出が必要な工事は、第 1 章 表 1.7 に示す規模です。

盛土又は切土の届出に必要な書類について表 3.13 に、土石の堆積の届出に必要な書類について表 3.14 に示します。

表 3.12 届出書提出部数

書類		部数
届出書 提出部数	正本	1 部
	副本	—
	合計	1 部

表 3.13 盛土又は切土の届出に必要な書類

No.	書類	様式	添付書類	備考	届出時期
1	特定盛土等に関する工事の届出書	省令別記 様式第十九	【表 3.7 参照】	(省令第 58 条第 1 項)	工事着手 30 日前まで
2	届出地及びその周辺の写真	(任意)	・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(省令第 58 条第 1 項第 1 号) ・撮影位置・方向がわかるようにすること	
3	届出者の確認書類	—	・住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(個人の場合) ・登記事項証明書(法人の場合) ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(法人の場合) ・その他知事／市長が必要と認める書類	(省令第 58 条第 1 項第 1 号)	

※各添付書類は、直近 3 ヶ月以内に発行のものとします。

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

表 3.14 土石の堆積の届出に必要な書類

No.	書類	様式	添付書類	備考	届出時期
1	特定盛土等に関する工事の届出書	省令別記 様式第二十	【表 3.9 参照】	(省令第 58 条第 2 項)	工事着手 30 日前まで
2	届出地及びその周辺の写真	(任意)	・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(省令第 58 条第 2 項第 1 号) ・撮影位置・方向がわかるようにすること	
3	届出者の確認書類	—	・住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(個人の場合) ・登記事項証明書(法人の場合) ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(法人の場合) ・その他知事／市長が必要と認める書類	(省令第 58 条第 2 項第 1 号)	

※各添付書類は、直近 3 ヶ月以内に発行のものとします。

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

8 変更申請・届出に必要な書類等

(1) 変更許可申請（法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項、省令第 37 条、第 67 条）

法第 12 条又は法第 30 条で許可を受けた工事について、法第 16 条第 1 項又は法第 35 条第 1 項に基づく変更を行う場合は、軽微な変更に該当する場合を除き、変更申請書を作成し、工事場所に応じた申請窓口へ提出してください。

なお、軽微な変更を行う場合は、後述する「(3) 軽微な変更における届出」を参照してください。

表 3.15 変更許可申請書提出部数

書類		部数
申請書 提出部数	正本	1 部
	副本	1 部
	合計	2 部

表 3.16 変更許可申請に必要な書類

No.	書類	様式	添付書類	備考
1	(盛土又は切土) 宅地造成又は特定盛土等 に関する工事の変更許可 申請書	省令別記 様式第七	・ 宅地造成又は特定盛土等 に関する工事の計画の変更に伴 いその内容が変更されるもの	(省令第 37 条第 1 項、第 67 条第 1 項) 前述の「4 許可申請に必要 な書類等」表 3.5～表 3.7 を参照
	(土石の堆積) 土石の堆積に関する工事 の変更許可申請書	省令別記 様式第八	・ 土石の堆積に関する工事の 計画の変更に伴いその内容が 変更されるもの	(省令第 37 条第 2 項、第 67 条第 2 項) 前述の「4 許可申請に必要 な書類等」表 3.8 および表 3.9 を参照
2	許可書の写し	—	・ 変更前に許可を受けた許可 書の写し	—

※申請書及び図面について、変更前後が分かるように記入（変更前に見え消し朱書き記入）し、添付してください。
※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

(2) 変更届出（法第 28 条、省令第 61 条）

特定盛土等規制区域において、法第 27 条第 1 項で届出をした工事で工事内容を変更する場合は、変更届出書を作成し、工事場所に応じた申請窓口へ提出してください。

ただし、変更に伴って、届出の基準を超過し、許可を要する工事に該当する場合は、改めて許可を得る必要があります。

表 3.17 変更届出に係る変更届出書提出部数

書類		部数
届出書 提出部数	正本	1 部
	副本	—
	合計	1 部

表 3.18 変更届出に必要な書類

No.	書類	様式	添付書類	備考	届出時期
1	(盛土又は切土) 特定盛土等に関する 工事の変更届出書	省令別記 様式 第二十一	・盛土又は切土に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの	(省令第 61 条第 1 項) 前述の「7 届出に必要な書類等」表 3.13 を参照	変更後の工事に着手する 30 日前まで
	(土石の堆積) 土石の堆積に関する 工事の変更届出書	省令別記 様式 第二十二	・土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの	(省令第 61 条第 2 項) 前述の「7 届出に必要な書類等」表 3.14 を参照	

※届出書及び図面について、変更前後が分かるように記入（変更前に見え消し朱書き記入）し、添付してください。

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

(3) 軽微な変更における届出（法第 16 条第 2 項、第 35 条第 2 項、省令第 38 条、第 68 条）

盛土等に関する工事において、下記に該当し、法第 16 条第 2 項又は法第 35 条第 2 項に基づく届出を提出する場合は、届出書を作成し、工事場所に応じた申請窓口へ提出してください。

【軽微な変更】

- ア 工事主、設計者又は工事施工者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

表 3.19 軽微な変更における変更届出書提出部数

書類		部数
届出書 提出部数	正本	1 部
	副本	—
	合計	1 部

表 3.20 変更届出に必要な書類

No.	規制区域 種別	書類	様式	添付書類	備考
1	宅地造成等 工事規制区 域	（盛土又は切土） 宅地造成等に関する工事の変更届 書	要綱様式 第 10 号	—	（省令第 38 条）
	特定盛土等 規制区域	（盛土等） 特定盛土等又は土石の堆積に関す る工事の変更届書	要綱様式 第 19 号	—	（省令第 68 条）
2	全域	許可書の写し	—	・変更前に許可を 受けた許可書の写 し	

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

<注意>

一般承継によって生じた変更については、軽微な変更の届出として処理することができます。一方、特定承継によって生じた変更については、新たに許可申請を行う必要があります。

(4) 変更協議の申出（法第 16 条第 3 項、第 35 条第 3 項）

盛土等に関する工事において、法第 15 条又は第 34 条で協議の申出をした工事について、法第 16 条第 3 項又は第 35 条第 3 項に基づく変更の協議を行う場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書を作成し、工事場所に応じた申請窓口へ提出してください。

表 3.21 変更協議申出書提出部数

書類		部数
申出書 提出部数	正本	1 部
	副本	1 部
	合計	2 部

表 3.22 変更協議に必要な書類

No.	書類	様式	添付書類	備考
1	（盛土又は切土） 宅地造成又は特定盛土等 に関する工事の変更協議 申出書	要綱様式 第 11 号	・ 宅地造成又は特定盛土等 に関する工事の計画の変更に伴 いその内容が変更されるもの	（法第 16 条第 3 項、第 35 条 第 3 項） 前述の「4 許可申請に必要な 書類等」表 3.5～表 3.7 を参 照（省令第 37 条第 1 項に規定 の図書）
	（土石の堆積） 土石の堆積に関する工事 の変更協議申出書	要綱様式 第 12 号	・ 土石の堆積に関する工事の 計画の変更に伴いその内容が 変更されるもの	（法第 16 条第 3 項、第 35 条 第 3 項） 前述の「4 許可申請に必要な 書類等」表 3.8 および表 3.9 を参照（省令第 37 条第 2 項に 規定の図書）
2	協議済証の写し	—	・ 変更前に協議した協議済証 の写し	—

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

(5) 工程の変更の届出

許可または届出をした工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、工程等の変更届出書を作成し、工事場所に応じた申請窓口へ提出してください。

表 3.23 工程の変更届出書提出部数

書類		部数
届出書 提出部数	正本	1 部
	副本	—
	合計	1 部

表 3.24 工程の変更届出に必要な書類

No.	規制区域種別	書類	様式	備考
1	宅地造成等工事 規制区域	(切土又は盛土) 宅地造成等に関する工事工程等変更届書	要綱様式 第 17 号	-
		(擁壁等) 擁壁等に関する工事工程等変更届書		
	特定盛土等 規制区域	(盛土等) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事工程等 変更届書	要綱様式 第 24 号	-
		(擁壁等) 擁壁等に関する工事工程等変更届書		

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

9 その他の届出を要する工事等

(1) 既に行われている工事の届出について（法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項、省令第 52 条、第 82 条）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定日（令和 7 年 5 月 26 日）より前（盛土規制法の運用開始日より前）に工事着手し、運用開始日以降も引き続き工事等を行う場合は、**21 日以内（令和 7 年 6 月 16 日まで）**に工事内容等の届出が必要となります（法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項）。

届出が必要となる対象の工事および規模については、表 3.25 に示す通り、宅地造成等工事規制区域において許可が必要となる規模と同等です。

表 3.25 届出対象の工事・規模

工事の種類	工事の規模
盛土又は切土	ア 盛土で高さ 1m 超の崖を生ずるもの イ 切土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの ウ 盛土と切土を同時に行って、高さ 2m 超の崖を生ずるもの（ア、イを除く） エ 盛土で高さ 2m 超となるもの（ア、ウを除く） オ 盛土又は切土の面積 500m ² 超となるもの（ア～エを除く）
土石の堆積	カ 土石の堆積の高さが 2m 超かつ面積が 300 m ² 超となるもの キ 土石の堆積を行う面積が 500 m ² 超となるもの（カを除く）

表 3.26 既に行われている工事に係る届出書提出部数

書類		部数
届出書 提出部数	正本	1 部
	副本	—
	合計	1 部

表 3.27 既に行われている工事に係る届出に必要な書類

No.	書類	様式	内容等	備考	届出時期
1	申請書	省令別記 様式第十五	（盛土又は切土） 宅地造成又は特定盛土等に関する工 事の届出書	（省令第 52 条第 1 項、 第 82 条第 1 項）	運用開始日 から 21 日以内 （令和 7 年 6 月 16 日 まで）
		省令別記 様式第十六	（土石の堆積） 土石の堆積に関する工事の届出書	（省令第 52 条第 3 項、 第 82 条第 2 項）	
2	位置図	（任意）	・縮尺、方位、道路及び目標となる地 物		
3	写真	（任意）	・盛土・切土又は土石の堆積を行っ ている土地及びその付近の状況を明ら かにするもの	・撮影位置・方向がわ かるようにすること	

【留意事項】

- ・開発許可、林地開発許可など他法令の許可を受けた工事についても盛土規制法の届出が必要です。（他法令の許可を受けた工事であって、令和7年5月26日時点で未着工の工事は、工事着手前に盛土規制法の許可が必要になる場合があります。）
- ・届出の内容が変更され、届出の規模を超えた場合は法12条・30条許可や、法27条届出が必要となる場合があります。
- ・土地所有者等は、届出対象の盛土等に係る土地を常時安全な状態に維持する責務を有しますので、災害のおそれが大きいと認められる危険な場合には、改善命令の対象となります。

また、当該工事が表3.28に示す規模の場合は、届出書に別途必要な書類を添付して提出してください。

表 3.28 別途添付書類が必要となる工事の規模

工事の種類	工事の規模
盛土又は切土	ク 盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの ケ 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの コ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生ずるもの（ア、イを除く） サ 盛土で高さ5m超となるもの（ア、ウを除く） シ 盛土又は切土の面積3,000㎡超となるもの（ア～エを除く）
土石の堆積	ス 土石の堆積の高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの セ 土石の堆積を行う面積が3,000㎡超となるもの（カを除く）

表 3.29 既に行われている工事に係る届出に必要な書類（表3.28の規模以上の場合に提出）

No.	書類	様式	内容等	備考	届出時期
1	地形図	(任意)	縮尺、方位及び土地の境界線	・等高線は、2mの標高差を示すものとする こと	運用開始日から 21日以内
2	土地の平面図	(任意)	（盛土又は切土） ・縮尺、方位 ・土地の境界線、盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること	（令和7年6月16日まで）
		(任意)	（土石の堆積） ・縮尺、方位 ・土地の境界線 ・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容		

※各図面とも、当該地は朱線で囲むこと。

(2) 擁壁等の除却工事の届出（法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項）

以下のア～エのいずれかの施設の全部または一部の除却工事を行なう場合は、その工事の着手 14 日前までに届出が必要です。ただし、盛土規制法の許可を受けている場合には、届出は不要です。

- ア. 高さが 2m を超える擁壁
- イ. 高さが 2m を超える崖面崩壊防止施設
- ウ. 地表水等を排除するための排水施設
- エ. 地すべり抑止ぐい等

表 3.30 擁壁等の除却工事の届出書提出部数

書類		部数
届出書 提出部数	正本	1 部
	副本	—
	合計	1 部

表 3.31 擁壁等の除却工事の届出に必要な書類

No.	書類	様式	備考	届出時期
1	擁壁等に関する工事の届出書	省令別記 様式第十七	(省令第 55 条、第 85 条)	工事着手 <u>14 日前まで</u>

(3) 公共施設用地の転用の届出（法第 21 条第 4 項、法第 40 条第 4 項）

公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、その転用した日から 14 日以内に届出が必要です。ただし、盛土規制法の許可を受けている場合には、届出は不要です。

表 3.32 公共施設用地の転用の届出書提出部数

書類		部数
届出書 提出部数	正本	1 部
	副本	—
	合計	1 部

表 3.33 公共施設用地の転用の届出に必要な書類

No.	書類	様式	備考	届出時期
1	公共施設用地の転用の届出書	省令別記 様式第十八	(省令第 56 条、第 86 条)	転用した日から <u>14 日以内</u>

(4) 既に行われている工事および擁壁等の除却工事に関する変更届出(法第 21 条第 1 項、第 3 項、法第 40 条第 1 項、第 3 項)

運用開始日時点で工事中の盛土等に関し、法第 21 条第 1 項および第 40 条第 1 項において届出をした工事、並びに擁壁等の除却工事に関し、法第 21 条第 3 項および第 40 条第 3 項において届出をした工事について、届出に係る事項を変更しようとするときは、変更届書を作成し、工事場所に応じた申請窓口へ提出してください。

表 3.34 既に行われている工事および擁壁等の除却工事に関する届出書提出部数

書類		部数
届出書 提出部数	正本	1 部
	副本	—
	合計	1 部

表 3.35 既に行われている工事および擁壁等の除却工事に関する変更届出に必要な書類

No.	規制区域 種別	書類	様式	添付書類	備考
1	宅地造成 等工事規 制区域	(盛土又は切土) 届出工事の変更届書	要綱様式 第 15 号	・盛土又は切土に関する 工事の計画の変更に伴い その内容が変更されるも の	(省令第 61 条第 1 項) 前述の「7 届出に必要な 書類等」表 3.13 を参照
		(擁壁等) 届出工事の変更届書	要綱様式 第 16 号	・擁壁等の除却工事の計 画の変更に伴いその内容 が変更されるもの	
	特定盛土 等規制区 域	(盛土等) 届出工事の変更届書	要綱様式 第 22 号	・盛土等に関する工事の 計画の変更に伴いその内 容が変更されるもの	(省令第 61 条第 2 項) 前述の「7 届出に必要な 書類等」表 3.14 を参照
		(擁壁等) 届出工事の変更届書	要綱様式 第 23 号	・擁壁等の除却工事の計 画の変更に伴いその内容 が変更されるもの	

10 標準処理期間

行政手続法第 6 条の規定に基づき、以下のとおり標準処理期間を定めています。標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

表 3.36 標準処理期間

許認可等の種類	標準処理期間
盛土又は切土の許可（高さが 15m 以下の場合）	30 日
盛土又は切土の許可（高さが 15m を超える場合）	45 日
土石の堆積の許可	14 日

※ 書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。

※ 申請が適正であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合は、その応答があるまでの期間は含まれません。

11 申請先

申請の窓口については、原則として工事の実施場所を管轄に含む建設事務所としています。ただし、中核市である長野市及び松本市で行う工事については、それぞれの市の窓口申請をしてください。

表 3.37 申請窓口の連絡先

工事実施場所	申請窓口	連絡先
佐久市（旧臼田町）、小海町、佐久穂町、川上村、南相木村、北相木村、南牧村	佐久建設事務所 維持管理課	0267-82-8271
小諸市、佐久市（旧臼田町を除く）、御代田町、軽井沢町、立科町	佐久北部事務所 維持管理課	0267-63-3172
上田市、東御市、長和町、青木村	上田建設事務所 維持管理課	0268-25-7164
岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	諏訪建設事務所 維持管理課	0266-57-2935
伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	伊那建設事務所 維持管理課	0265-76-6847
飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	飯田建設事務所 維持管理課	0265-53-0450
木曽町、上松町、南木曽町、大桑村、王滝村、木祖村	木曽建設事務所 維持管理課	0264-25-2241
塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	松本建設事務所 維持管理課	0263-40-1963
安曇野市	安曇野建設事務所 維持管理課	0263-72-8398
大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	大町建設事務所 維持管理課	0261-23-6533
千曲市、坂城町	千曲建設事務所 維持管理課	026-273-5940
須坂市、小布施町、高山村	須坂建設事務所 維持管理課	026-245-1671
飯綱町、信濃町、小川村	長野建設事務所 維持管理課	026-234-9539
中野市、山ノ内町	北信建設事務所中野事務所 維持管理課	0269-22-3138
飯山市、木島平村、野沢温泉村、栄村	北信建設事務所飯山事務所 維持管理課	0269-62-4111
長野市	長野市 建設部 建築指導課 開発盛土対策室	
松本市	松本市 建設部 建築指導課	0263-34-3285

12 申請手数料

申請に当たって、条例によって定めている手数料が必要となります。各手数料については、表 3.38 に示します。面積の算定方法については、「p.10 留意事項－面積の算定方法」を参照ください。

表 3.38 申請手数料一覧（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事		
(1) 工事の許可申請（法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項）		
盛土又は切土をする土地の面積	手数料	
500m ² 以内	1 件につき	16,000 円
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	1 件につき	25,000 円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	1 件につき	37,000 円
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	1 件につき	52,000 円
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	1 件につき	59,000 円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	1 件につき	78,000 円
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	1 件につき	150,000 円
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	1 件につき	230,000 円
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	1 件につき	360,000 円
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	1 件につき	510,000 円
100,000 m ² 超	1 件につき	650,000 円
(2) 工事の変更の許可申請（法第 16 条第 1 項、法第 35 条第 1 項）		
1 件につき、アからウまでの合計額。 ただし、合計額が 650,000 円を超えるときは、650,000 円。		
項目	手数料	
ア 工事の計画の変更 （イのみに該当する場合を除く。）	土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土地の面積、土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土地の面積）に応じ、 （1）の工事の許可申請の 1/10 の額	
イ 新たな土地の編入に係る工事の計画の変更	新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、 （1）の工事の許可申請と同額	
ウ ア及びイ以外の変更	11,000 円	

表 3.39 許可申請手数料一覧（土石の堆積に関する工事）

土石の堆積に関する工事		
(1) 工事の許可申請（法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項）		
土石の堆積をする土地の面積	手数料	
500m ² 以内	1 件につき	12,000 円
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	1 件につき	14,000 円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	1 件につき	18,000 円
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	1 件につき	21,000 円
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	1 件につき	28,000 円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	1 件につき	31,000 円
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	1 件につき	41,000 円
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	1 件につき	53,000 円
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	1 件につき	68,000 円
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	1 件につき	98,000 円
100,000 m ² 超	1 件につき	110,000 円
(2) 工事の変更の許可申請（法第 16 条第 1 項、法第 35 条第 1 項）		
1 件につき、アからウまでの合計額。 ただし、合計額が 110,000 円を超えるときは、110,000 円。		
項目	手数料	
ア 工事の計画の変更 （イのみに該当する場合を除く。）	土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土地の面積、土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土地の面積）に応じ、 （1）の工事の許可申請の 1/10 の額	
イ 新たな土地の編入に係る工事の計画の変更	新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、 （1）の工事の許可申請と同額	
ウ ア及びイ以外の変更	11,000 円	

表 3.40 中間検査申請手数料一覧

中間検査（法第 18 条第 1 項、法第 37 条第 1 項）			
盛土または切土をする土地の面積		手数料	
500m ² 以内		1 件につき	4,500 円
500 m ² 超 1,000 m ² 以内		1 件につき	4,500 円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内		1 件につき	6,500 円
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内		1 件につき	6,900 円
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内		1 件につき	8,100 円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内		1 件につき	8,100 円
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内		1 件につき	12,000 円
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内		1 件につき	16,000 円
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内		1 件につき	23,000 円
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内		1 件につき	35,000 円
100,000 m ² 超		1 件につき	47,000 円

13 許可・届出情報の公表（省令第9条、第10条、第59条、第60条、第64条、第65条）

許可された工事及び届出がなされた工事については、その工事に関する以下の事項が公表されるとともに、関係市町村長に通知されます。公表は、インターネットなどを利用して行われます。

- (1) 工事が施工される土地の位置図
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 工事施工者の氏名又は名称
- (4) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- (5) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- (6) 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- (7) 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

14 法に適合していることの証明書の交付（省令第 88 条）

建築基準法における確認のために、盛土規制法に適合することを示す証明書を発行することができます。必要書類を添付した上で、適合証明書交付申請書を提出してください。

適合証明書は、完了検査後も法に適合する場合に交付対象となります。建築確認申請では、検査済み証の写しで確認できるため、発行不要です。完了検査後に期間が経過している場合には、維持管理の状況によっては、盛土規制法に適合することを示すことができないため、交付対象なりません。

表 3.41 適合証明書交付申請に要する添付書類

No.	書類	様式	添付書類		備考
1	適合証明書 交付申請書	要綱様式 第 25 号	政令 第 5 条 第 1 号（鉱山保安法関係） 第 2 号（鉱業法関係） 第 3 号（採石法関係） 第 4 号（砂利採取法関係）	各項に定める工事に 該当することを証す る書類	（省令第 88 条）
			省令 第 8 条 第 1 号（土地改良法関係） 第 2 号（火薬類取締法関係） 第 3 号（家畜伝染病予防法関係） 第 4 号（廃棄物処理法関係） 第 5 号（土壤汚染対策法関係） 第 6 号（放射線物質汚染対策特措法関係） 第 7 号（鉱業法関係）	各項に定める工事に 該当することを証す る書類	
			省令 第 8 条 第 9 号	・ 現況写真 ・ 位置図 ・ 地形図 ・ 土地の平面図 ・ 土地の断面図 ・ 求積図	
			省令 第 8 条 第 10 号 ハ	・ 主となる本体工事 の施工範囲、工事期 間が読み取れる工事 施工計画書その他の 書類 ・ 現況写真 ・ 位置図 ・ 地形図	

表 3.42 適合証明書交付申請の手数料

手数料
1 件につき 1,500 円

第4 許可後の留意事項

1 着手届の提出

許可を受けた工事に着手する際には、工事着手届書を提出する必要があります。工事着手届書は、該当する規制区域により異なります。表 4.1 に工事着手届出書類について示します。

表 4.1 工事着手届出書類

No.	規制区域種別	書類	様式	備考
1	宅地造成等工事 規制区域	(切土又は盛土) 宅地造成等に関する工事着手届書	要綱様式 第 7 号	—
	特定盛土等 規制区域	(盛土等) 特定盛土等又は土石の堆積に関する 工事着手届書	要綱様式 第 18 号	—

2 標識の設置（法第 49 条）

許可を受けた又は届出を行った工事については、土地の見やすい場所に標識を掲げる必要があります。標識には、以下の内容を記載してください。

- ・ 工事主の氏名又は名称及び住所（法人の場合はその代表者の氏名も記載）
- ・ 工事の許可年月日及び許可番号又は届出年月日
- ・ 工事施工者の氏名又は名称
- ・ 現場管理者の氏名又は名称
- ・ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 盛土等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土等を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ・ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- ・ 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

表 4.2 標識の書式について

No.	書類	様式	備考
1	(切土又は盛土) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	省令別記 様式第二十三	(省令第 87 条第 1 項)
	(土石の堆積) 土石の堆積に関する工事の標識	省令別記 様式第二十四	(省令第 87 条第 2 項)

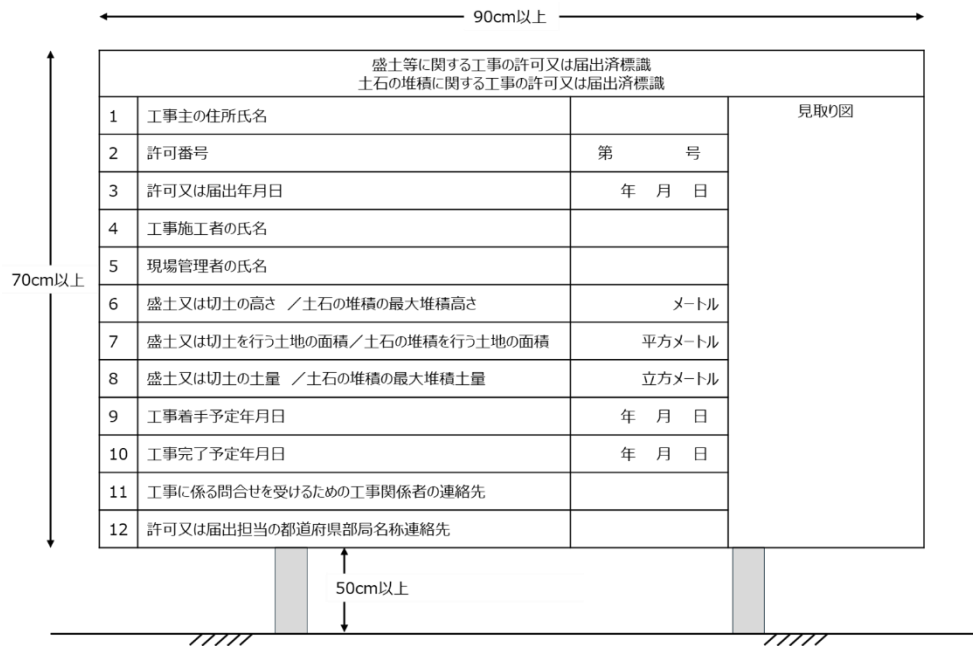


図 4.1 標識のイメージ

3 検査・定期報告

許可後における工事の進捗状況や許可基準に沿って安全対策が実施されているかどうかを確認するため、次にあげる検査の受検および定期報告を実施します。

- ① 施工状況の定期報告
- ② 施工中の中間検査
- ③ 工事完了後の完了検査

(1) 検査・定期報告の提出部数

表 4.3 申請書提出部数

書類		部数
申請書 提出部数	正本	1 部
	副本	—
	合計	1 部

(2) 定期報告（法第 19 条、第 38 条）

定期報告は、工事の進捗状況等について 3 か月ごとに報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等に関する工事の進捗状況となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表 4.4 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	報告の期間
盛土又は切土	ア 盛土で高さ 2m 超の崖 イ 切土で高さ 5m 超の崖 ウ 盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（ア、イを除く） エ 盛土で高さ 5m 超（ア、ウを除く） オ 盛土又は切土の面積 3,000m ² 超（ア～エを除く）	○報告時点における次の事項 ・盛土又は切土の高さ ・盛土又は切土の面積 ・盛土又は切土の土量 ・擁壁等（擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留）に関する工事の施工状況	許可日から 3ヶ月ごと
土石の堆積	ア 堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 m ² 超 イ 堆積の面積 3,000 m ² 超	○報告時点における次の事項 ・土石の堆積の高さ ・土石の堆積の面積 ・土石の堆積の土量 ○前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	許可日から 3ヶ月ごと

表 4.5 定期報告の提出書類

No.	規制区域 種別	書類	様式	添付書類	備考
1	宅地造成 等工事規 制区域	(切土又は盛土) 宅地造成又は特定盛土等 に関する工事の定期報告書	要綱様式 第 13 号	・報告の時点における盛土又は 切土をしている土地及びその付 近の状況並びに要綱様式第 13 号 の 8 欄から 11 欄の状況を明らか にする写真 ・その他の書類	(省令第 48 条第 1 項)
		(土石の堆積) 土石の堆積に関する工事の 定期報告書	要綱様式 第 14 号	・報告の時点における土石の堆 積を行っている土地の状況 (堆 積する土石の高さ、確保すべき 空地、地表水を排除する措置の 状況、柵等の設置状況等) 及び その付近の状況並びに要綱様式 第 14 号の 9 欄の状況を明らか にする写真 ・その他の書類	(省令第 48 条第 2 項)
	特定盛土 等規制区 域	(切土又は盛土) 特定盛土等に関する工事の 定期報告書	要綱様式 第 20 号	・報告の時点における盛土又は 切土をしている土地及びその付 近の状況並びに要綱様式第 20 号 の 8 欄から 11 欄の状況を明らか にする写真 ・その他の書類	(省令第 78 条第 1 項)
		(土石の堆積) 土石の堆積に関する工事の 定期報告書	要綱様式 第 21 号	・報告の時点における土石の堆 積を行っている土地の状況 (堆 積する土石の高さ、確保すべき 空地、地表水を排除する措置の 状況、柵等の設置状況等) 及び その付近の状況並びに要綱様式 第 21 号の 9 欄の状況を明らか にする写真 ・その他の書類	(省令第 78 条第 2 項)

(3) 中間検査（法第 18 条、第 37 条）

中間検査は、工事完了後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の工程に進むことができます。

表 4.6 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	検査申請時期
盛土又は切土	ア 盛土で高さ 2m 超の崖 イ 切土で高さ 5m 超の崖 ウ 盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（ア、イを除く） エ 盛土で高さ 5m 超（ア、ウを除く） オ 盛土又は切土の面積 3,000m ² 超（ア～エを除く）	・盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程 ・排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程	特定工程に係る工事の完了から 4 日以内

表 4.7 中間検査に必要な提出書類

No.	書類	様式	添付書類	備考
1	（切土又は盛土）宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令別記様式第十三	・検査対象に係る工事の内容を明示した平面図 ・検査対象の写真	（省令第 46 条、第 76 条）

(4) 完了検査等（法第 17 条、第 36 条）

当該工事が宅地造成等の許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査等を実施します。許可を受けた盛土又は切土に関する工事を完了したときは完了検査を、許可を受けた土石の堆積に関する工事を完了したときは確認（除却の確認）を受ける必要があります。

表 4.8 完了検査等の対象規模および申請時期

No.	行為	検査を要する規模	区分	申請書類	様式	申請時期
1	盛土又は切土	許可対象全て	完了検査申請	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令別記様式第九	工事完了から 4 日以内
	土石の堆積	許可対象全て	確認申請	土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令別記様式第十一	

(5) 留意事項

検査等・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にいき、その実施にあたっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- ア 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- イ 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- ウ 検査等にあたっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- エ 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- オ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- カ 検査等・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

第5 完了後の留意事項

1 土地の保全等

(1) 基本事項

盛土規制法における規制区域内の盛土等が行われた土地の所有者、管理者または占有者は、盛土等に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければなりません。盛土等に変状や湧水等が確認された場合等、盛土等に伴う災害につながりうる場合は、土地所有者等はその土地を災害に対して安全な状態に改善する必要があります。なお、造成宅地のように、個別の盛土等に対し、土地所有者等が複数存在する場合は、個々の土地所有者等が自ら所有、管理、占有する土地について、適切に維持管理を行うことに加え、土地所有者等が互いに連携し、盛土等全体を維持管理することが重要です。

詳細については、「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」を参照ください。

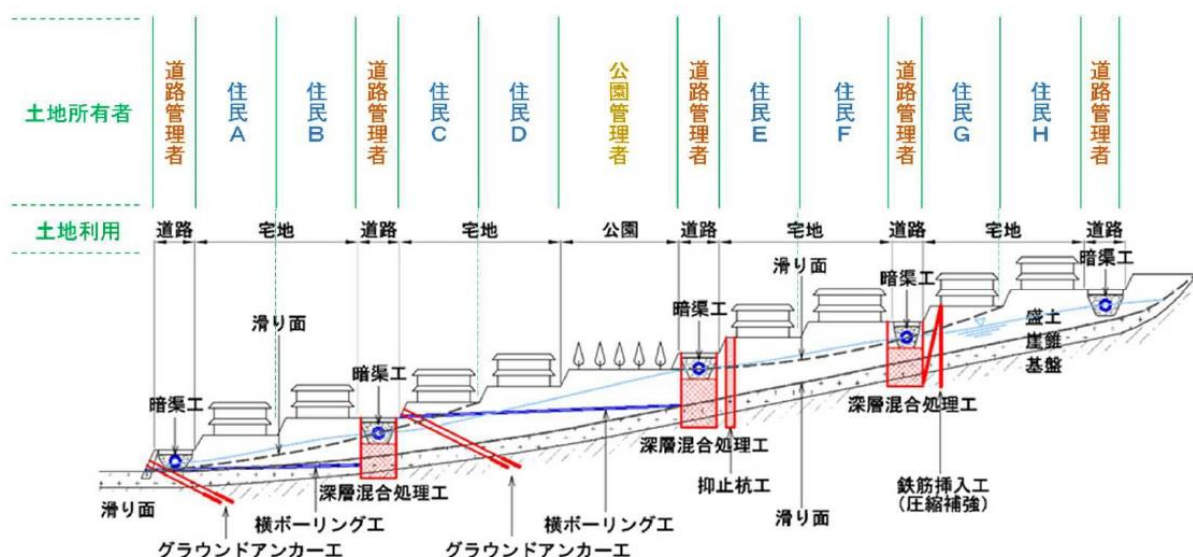


図 5.1 盛土等の土地所有者等の概念図

(盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 令和5年5月 参照)

(2) 土地の保全における着眼点

盛土等の維持管理は、災害発生時の兆候の把握と災害防止措置の機能維持を目的とするものに大別されます。日常的な維持管理における着眼点を示します。

表 5.1 日常的な維持管理の内容や実施頻度

目的	対象箇所	日常的な維持管理の対象	点検、 清掃頻度	大地震時、 豪雨時の点検	
				大地震 震後	豪雨 前後
災害発生時の兆候の把握	盛土上面、盛（切戸）のり面、擁壁	・盛土上面や盛土（切土）のり面、擁壁の亀裂、陥没、隆起、傾倒、ズレ、ハラミ、凹凸等の発現、進展を確認 ・のり面地山からの湧水	年2回 程度	○	○
	排水施設（地表水、地下水）	・盛土下の暗渠排水施設からの地下水、のり面・擁壁の排水管からの排水について、有無や量の変化を確認 ・暗渠呑口や排出口が目詰まりしていないか			○
	その他	・ボーリング孔に自記水位計や手計式水位計を設置し、盛土内の地下水位の変化（水位上昇の有無）を確認※ ¹			○ ※ ²
災害防止処置の機能維持	抑止工（地山補強土工、グラウンドアンカー工、抑止杭工）	・グラウンドアンカー工や地山補強土工頭部分が飛び出し、落下等していないか確認 ・抑止杭工の周辺地盤や構造物に変状が見られるか確認 ・アンカー工に変状がある場合リフトオフ試験を、杭工、矢板工に変状がある場合変位観測を実施※ ¹		○	
	のり面保護工（モルタル吹付工、コンクリート枠工等）、擁壁工	・擁壁やのり面工にひび割れや剥離等の劣化等が見られるか確認 ・コンクリートの劣化、剥離、破損や鉄筋の腐食が確認された場合は、必要に応じて補修		○	
	崖面崩壊防止施設（大型かご工）、かご工（ふとんかご工）	・大型かご枠工、ふとんかご工の変形や破損の有無を確認※ ³ ・鋼材や金網の腐食が進んだ場合は、部材の取り換えを検討		○	○
	植生工	・盛土のり面における裸地化、土砂流出の有無を確認 ・健全な植生の生育によるのり面の侵食防止等の観点から、豪雨時において植生の喪失や倒木の有無、日常において地表面の植生の過度な被圧や生育不良の有無を確認 ・立地条件や必要性に応じた補植や密度調整（伐採）の実施		○	○
	排水施設（地表水・地下水）	・盛土上面やのり面の排水施設で枯葉等による目詰まりが生じていないか確認し、必要に応じて枯葉除去、清掃を実施 ・暗渠上流呑口や下流吐口が枯葉等で閉塞していないか確認、除去作業の実施 ・地下水排除工（暗渠工）の目詰まり等を確認するため、管内カメラ調査を実施※ ¹			○

※¹ 実施方法等は専門家に相談が必要。

※² 豊水期、渇水期を含む長期間の実施が望ましい。

※³ 崖面崩壊防止施設が地盤の変形に追従して変形している場合のように、施設の機能が損なわれていない部分的な変形は、変形とは扱わない

第6 監督処分・罰則

(法第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 39 条、第 41 条、第 42 条)

許可権者は、盛土規制法において、許可に付した条件に違反したり、無許可工事が実施されたり等、不正なことが行われた場合等においては、それぞれの要件により、監督処分、勧告、改善命令、行政代執行を行う事が出来ます。

表 6.1 監督処分

区域	相手方	条文	要件	監督処分内容
< 監督処分 >				
宅地造成等 工事規制区域	工事の許可を受けた 工事主／許可条件に違反した者	20 条 1 項	・ 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき ・ 許可に付した条件に違反したとき	許可取消
	工事主／ 工事請負人／ 現場管理者	20 条 2 項	・ 許可を受けないで施工する工事／ 許可に付した条件に違反／中間検査をしないで施工	工事の施工の停止命令／ 災害防止措置命令
	土地の所有者／管理者 若しくは占有者／ 工事主	20 条 3 項	・ 無許可工事が施工された土地／ 中間・完了検査未受検・技術的基準不適合土地	土地使用制限・禁止命令／ 災害防止措置命令
	工事主／ 工事請負人／ 現場管理者／ 工事従事者	20 条 4 項	・ 20 条 2 項の工事施工停止命令時、 緊急の必要により弁明の機会の付与ができないとき ・ 20 条 2 項の監督処分に該当することが明らかなとき	工事に係る作業の停止命令
特定盛土等 規制区域	工事の許可を受けた 工事主／ 許可条件に違反した者	39 条 1 項	・ 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき ・ 許可に付した条件に違反したとき	許可取消
	工事主／ 工事請負人／ 現場管理者	39 条 2 項	・ 許可を受けないで施工する工事／ 許可に付した条件に違反／中間検査をしないで施工	工事の施工の停止命令／ 災害防止措置命令
	土地の所有者／管理者 若しくは占有者／ 工事主	39 条 3 項	・ 無許可工事が施工された土地／ 中間・完了検査未受検・技術的基準不適合土地	土地使用制限・禁止命令／ 災害防止措置命令
	工事主／ 工事請負人／ 現場管理者／ 工事従事者	39 条 4 項	・ 20 条 2 項の工事施工停止命令時、 緊急の必要により弁明の機会の付与ができないとき ・ 20 条 2 項の監督処分に該当することが明らかなとき	工事に係る作業の停止命令

国土交通省 HP「盛土規制法の概要」から引用 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>

表 6.2 勧告、改善命令

区域	相手方	条文	要件	監督処分内容
<勧告>				
宅地造成等 工事規制区域	土地の所有者／管理者 若しくは占有者／ 工事主／工事施工者	22 条 2 項	・災害の防止のため必要がある	災害防止のため必要な措置をとることを勧告 例) 擁壁等設置、改造
	工事主	27 条 3 項	・災害の防止のため必要がある (届出受理日から 30 日以内)	必要な措置を勧告 例) 工事の計画変更
	土地の所有者／管理者 若しくは占有者／ 工事主／工事施工者	41 条 2 項	・災害の防止のため必要がある	災害防止のため必要な措置勧告 例) 擁壁等設置、改造
<改善命令>				
宅地造成等 工事規制区域	土地又は擁壁等の所有者 ／管理者若しくは占有者 原因行為者	23 条	・災害防止措置未了／極めて不十分 ・災害発生のおそれ大きい	災害防止工事命令 例) 擁壁等設置改造／ 盛土の改良／土石の除却
	工事主	27 条 4 項	・正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったとき	勧告に係る措置をとるべきこと 例) 工事の計画変更
	土地又は擁壁等の所有者 ／管理者若しくは占有者 原因行為者	42 条	・災害防止措置未了／極めて不十分 ・災害発生のおそれ大きい	災害防止工事命令 例) 擁壁等設置改造／ 盛土の改良／土石の除却

国土交通省 HP「盛土規制法の概要」から引用 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>

表 6.3 行政代執行

区域	相手方	条文	要件	監督処分内容
<行政代執行>				
宅地造成等 工事規制区域	土地の所有者／管理者 若しくは占有者 工事主等	20 条 5 項	・災害防止措置命令後（監督処分） 未措置／不十分／措置見込みなし ・命ずべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止措置を命ずるいとまがないとき	略式代執行 （事前公告義務）
	土地又は擁壁等の所有者 ／管理者若しくは占有者 原因行為者	23 条 3 項 (20 条 5 項)	・災害防止措置命令後（改善命令） 未措置／不十分／措置見込みなし ・命ずべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止措置を命ずるいとまがないとき	略式代執行 （事前公告義務）
特定盛土等 規制区域	土地の所有者／管理者 若しくは占有者 工事主等	39 条 5 項	・災害防止措置命令後（監督処分） 未措置／不十分／措置見込みなし ・命ずべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止措置を命ずるいとまがないとき	略式代執行 （事前公告義務）
	土地又は擁壁等の所有者 ／管理者若しくは占有者 原因行為者	42 条 3 項 (39 条 5 項)	・災害防止措置命令後（改善命令） 未措置／不十分／措置見込みなし ・命ずべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止措置を命ずるいとまがないとき	略式代執行 （事前公告義務）

国土交通省 HP「盛土規制法の概要」から引用 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>

また、盛土規制法の罰則について、表 6.4 に示します。盛土規制法では、罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する拘禁刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化されています。

表 6.4 盛土規制法の罰則適用について

主体	違反行為	罰則			
		(拘禁／罰金)	(法人重科)		
＜行政代執行＞					
造成主	①無許可盛土等	(直罰)	3 年以下／ 1000 万円以下	3 億円以下	
	②無検査盛土等	(直罰)	1 年以下／ 300 万円以下	—	
	③安全基準違反 ※造成主の故意によるものである場合	(直罰)	3 年以下／ 1000 万円以下	3 億円以下	
	①～③の違反事案	○災害防止措置命令 (擁壁の設置等)	命令違反	3 年以下／ 1000 万円以下	3 億円以下
設計者	③安全基準違反	(直罰)	3 年以下／ 1000 万円以下	3 億円以下	
工事施工者	③安全基準違反 ※設計図書を用いないで施工した場合や設計図書に従わないで施工した場合	(直罰)	3 年以下／ 1000 万円以下	3 億円以下	
	①～③の違反事案	＜施工中に違反が判明した場合＞ ○工事施工停止命令	命令違反	3 年以下／ 1000 万円以下	3 億円以下
土地所有者	①～③の違反事案	＜施工中に違反が判明した場合＞ ○土地の使用禁止命令 ○災害防止措置命令 (擁壁の設置等)	命令違反	3 年以下／ 1000 万円以下	3 億円以下

国土交通省 HP「盛土規制法の概要」から引用 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>

[参考資料]

- ・ 盛土等防災マニュアル（令和 5 年 5 月）
- ・ 盛土等防災マニュアルの解説（令和 5 年 11 月、盛土等防災研究会）
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日）
- ・ 盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方（令和 5 年 5 月）
- ・ 盛土等の安全対策推進ガイドライン（令和 5 年 5 月）
- ・ 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（令和 5 年 5 月）
- ・ 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（令和 5 年 5 月）

長野県 建設部 都市・まちづくり課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7297



長野県 HP

長野市 建設部 建築指導課 開発盛土対策室

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613

電話



長野市 HP

松本市 建設部 建築指導課

〒390-8620 長野県松本市丸の内 3-7

電話 0263-34-3285



松本市 HP